

仙台市文化財調査報告書第86集

宮城県仙台市

郡山遺跡 VI

—昭和60年度発掘調査概報—



1986・3

仙台市教育委員会

仙台市文化財調査報告書第86集

宮城県仙台市

郡山遺跡VI

—昭和60年度発掘調査概報—

1986・3

仙 台 市 教 育 委 員 会



II期官衙外郭南門跡

序 文

東北の古代史は、古代の文献をみるかぎり、「道の奥」であり、蝦夷地としての辺境感にみちた歴史ということで取り扱われてきたといつても過言ではありません。

最近の歴史解明の手法として考古学の果している役割は非常に大きいものがあります。近年の発掘調査によって明らかにされる新事実は、いにしへの諸部たちが伝えてきた古代の文献には登場しないものが多く、文献史学を補完するばかりでなく、誤って解釈されてきた事実をも実証的に修正していくという極めて大きな成果をあげております。

この郡山遺跡の発掘調査もこれまでの五ヶ年の調査成果をもとに継続して第2次五ヶ年計画が策定され、本年度はその第1年次にあたっております。これまでの調査では陸奥国府多賀城創建以前とみられる大規模な官衙跡の様相が明らかになり、学界にも大きな反響を巻きおこしてまいりましたが、本年度の調査では、方四町Ⅱ期官衙外郭南門、官衙政府正殿・後殿等の中心殿舎の発見に加え、さらに遡るⅠ期官衙の正倉建物群の発見など、大きな成果を得ることができ、古代日本における地方支配の在り方に多くの示唆を与えてくれた調査となつたことは実に意義深いことあります。

市街化への動きが著しい郡山地区に古代史解明の鍵を持つ遺跡が残り、この調査を敢行していくことは、まさに仙台市が直面している文化行政が置かれている現状と今後の方向性を如実に現わしているものといえます。この様な厳しい状況の中で、大きな成果を重ねつつ、調査を継続できることは、ひとえに地元地権者の方々、町内会の皆様方の並々ならぬ御協力と、市民各位の文化財愛護精神の発揚があればこそと感謝する次第であります。

祖先の残してくれた貴重な遺産を次の世代に受け継いでいくことは、行政担当の主導によってのみ成し得るものではなく、一人一人の、先人への深い理解と子孫への広い展望を持つことによって、初めて成し遂げられるものであります。

これからも文化財保護への深い御理解と御協力を願うとともに、本書がその様な理解の一助となりますことを願って止みません。

昭和61年3月

仙台市教育委員会

教育長 藤井 黎

例 言

- 本書は郡山遺跡の昭和60年度範囲確認調査の概報である。
- 本調査は国庫補助事業である。
- 本概報は調査の速報を目的とし、作成にあたり次のとおり分担した。

本文執筆 木村浩一……I、II、IV 1・2・4、VI、VII・XII

佐藤美智雄…IV 3、VII 2

長島榮……V、VI、IX、X、XI、XII、XIII、

渡辺 誠……III

神成浩志……VII 3

造構トレース 長島、谷津妙子、大貫由美子、西條裕子

造物実測 神成、鈴木勝彦、糸谷明子、筧平克子

造物トレース 佐藤、谷津、大貫、糸谷

造構写真撮影 木村、佐藤、長島、渡辺、神成、鈴木、大野 亨

造物写真撮影 木村、渡辺

造物拓影 赤井沢進、千葉 一、赤井沢千代子

造物補修復元 赤井沢(進)、千葉、赤井沢(千)

編集は調査員全員がこれにあたった。

- 造構図の平面位置図は相対座標で、座標原点は任意に設置したNo.1原点(X=0、Y=0)とし、高さは標高値で記した。
- 文中で記した方位角は真北線を基準としている。
- 造構略号は次のとおりで、全造構に通し番号を付した。

S A 柱列跡・材木列 S E 井戸跡 S X その他の造構

S B 建物跡 S I 積穴仕居跡・積穴造構 P ピット

S D 溝跡 S K 土壙

- 造物略号は次のとおりで、各々種別毎に番号を付した。

A 繩文土器 D 土師器(ロクロ使用) G 平瓦・軒平瓦

B 弥生土器 E 須恵器 H その他の瓦

C 土師器(ロクロ不使用) F 丸瓦・軒丸瓦 N 金属製品

- 造物実測図の中心線は個体の残存率がほぼ50%以上で実線、ほぼ25~50%で一点鎖線、これ以下は破線とし、網スクリントーン貼り込みは黒色処理を示している。
- 本概報の土色については「新版標準土色帳」(小山・佐藤:1970)を使用した。

目 次

序 文	
例 言	
I はじめに	1
II 調査計画と実績	3
III 第50次発掘調査	8
IV 第51次発掘調査	9
V 第52次発掘調査	34
VI 第53次発掘調査	38
VII 第54次発掘調査	39
VIII 第55次発掘調査	42
IX 第56次発掘調査	65
X 第57次発掘調査	69
XI 第58次発掘調査	73
XII 第59次発掘調査	76
XIII 総 括	79
調査成果の普及と関連活動	88
写 真 図 版	89

I はじめに

調査体制

昭和60年度は郡山遺跡範囲確認調査第2次5ヶ月年計画の初年次にあたり、下記の体制で臨んだ。

調査主体 仙台市教育委員会

調査担当 仙台市教育委員会社会教育課

課長 阿部 達

主幹 早坂春一

文化財調査係 係長 佐藤 隆

主事 木村浩二、長島榮一

教諭 佐藤美智雄、渡辺 誠

文化財管理係 係長 佐藤政美

主事 岩澤克輔、山口 宏

発掘調査、整理を適正に実施するため調査指導委員会を設置し、委員を委嘱した。

委員長 伊東信雄（東北学院大学文学部教授 考古学）

副委員長 佐藤 巧（東北大工学部教授 建築史）

委員 佐々木光雄（宮城県多賀城跡調査研究所所長兼東北歴史資料館副館長 考古学）

工藤雅樹（宮城学院女子大学教授 考古学）

桑原滋郎（東北歴史資料館研究部長 考古学）

須藤 隆（東北大工学部助教授 考古学）

発掘調査に際して、下記の方々諸機関から適切な御教示をいただいた。記して感謝したい。

宮城県教育庁文化財保護課 藤沼邦彦

宮城県多賀城跡調査研究所 進藤秋輝、白鳥良一、高野芳宏、古川雅清、丹羽 茂

後藤秀一

文化庁記念物課 調査官 黒崎 直、岡本東三

国立歴史民俗博物館 教授 岡田茂弘

助教授 平川 南

助教授 阿部義平

奈良国立文化財研究所 光谷拓実

東北大工学部 助教授 今泉隆雄

名古屋大学文学部 教授 桜崎彰一

発掘調査および遺物整理にあたり次の方々の御協力をいただいた。記して感謝したい。

地権者

赤井沢久治、斎藤助治、島田せき

調査参加者

赤井沢進、神成浩志、鈴木勝彦、大野 亨、赤井沢満、千葉 一、赤井沢きすい、小林てる、寺田ユウ子、工藤糸なよ、赤井沢千代子、谷津妙子、大貫由美子、西條裕子、松田浩美、小林 充、千葉利彦、糸谷明子、篠平克子、原内 満、山田貞子、菅井清子、菅ノ又三千代、我妻美代子

整理参加者

赤井沢進、神成浩志、鈴木勝彦、千葉 一、赤井沢千代子、谷津妙子、大貫由美子、西條裕子、糸谷明子、篠平克子、原内 満、小林 充

II 調査計画と実績

昭和60年度の発掘調査は55年度から開始された「郡山遺跡範囲確認調査」5ヶ年計画の終了に伴い、ひき続き60年度から64年度まで「第2次5ヶ年計画案」が策定され、調査指導委員会の瞭解を得たことから、第2次5ヶ年計画初年次として実施された。第2次5ヶ年計画（案）は次のとおりである。

表1 第2次5ヶ年計画

調査年次	調査地区	調査予定面積
60年度	II期官衙政庁地区	1,572m ²
61年度	寺域中枢部・寺域北辺部	2,000m ²
62年度	寺域南西部	2,400m ²
63年度	I期官衙推定中枢部	2,300m ²
64年度	I期官衙推定中枢部	1,728m ²
計	6地区	10,000m ²

本年度の発掘調査については国庫補助金額の内示（総経費1,800万円、国庫補助金額900万円、県費補助金額450万円）を得たことから、次のような実施計画（案）を立案した。

表2 発掘調査計画表

調査次数	調査地区	調査予定面積	調査予定期間
第50次	II期官衙外郭北部地区	30m ²	5月
第51次	II期官衙推定政庁中央地区	811m ²	5月～8月
第52次	II期官衙推定政庁北東地区	363m ²	9月～11月
第53次	II期官衙推定政庁南西地区	368m ²	9月～11月
合計	4地区	1,572m ²	5月～11月

第50次調査区は方四町II期官衙の外郭北辺隣接地にあたり、外郭外側ではあるが、造構の存在が予想された地区である。この地区で店舗兼住宅建築に伴う発掘調査が提出されたことから、掘削部分について緊急調査を実施した。調査の結果、現地表から1m程までは盛土層であり、直下で黄褐色地山層を検出したが、遺構・遺物とも発見されなかった。申請者岩間邦雄氏と協議の結果、新築基礎を盛土内におさめる設計変更が可能となったことから、遺構検出面の確認調査で終了した。

第51次調査区は方四町II期官衙の推定政庁地区に位置している。II期官衙政庁についてはその存在を確認するため、昭和57年度から仮想中軸線にかかる地区について、毎年度調査を実施

してきたが発見されず、これまでの調査結果と現況観察等から、仮想中軸線上南寄りの地区に東西約80m、南北約90mの政庁域を推定するに至った。本調査区はこの推定域の中央で幅15m程、長さ55m程の南北に長い畑地である。仮想中軸線はこの畑地の西辺に沿っている。調査の結果、80cm~1m程の畑地耕作土下層の黄褐色地山上面で、古代から中世に至る多くの遺構を検出した。Ⅰ期官衙の遺構群は5棟の倉庫建物跡や板塀跡が整然とした配置で、良好に遺存していた。Ⅱ期官衙の遺構群は東西棟の官衙建物跡が並存しており、官衙中枢と考えられ、さらに外郭南門の発見により、これら中枢建物が、ほぼ中軸線上にあることが判明、政庁を構成する主要殿舎と考えられるに至った。調査結果がまとまった8月22日報道発表、24日一般に公開し、現地で説明会を実施した。

第52次調査区はⅡ期官衙の南東外にあたり、外郭南東コーナーより約65m南に位置しており、Ⅱ期官衙外であるが、Ⅰ期官衙の広がりが十分考えられる地区である。この地区で、住宅建築に伴う発掘届が提出されたことから、緊急調査を実施した。調査の結果、Ⅱ期官衙段階より遡ると考えられる豊穴住居跡の他、溝跡、土壙などが発見された。

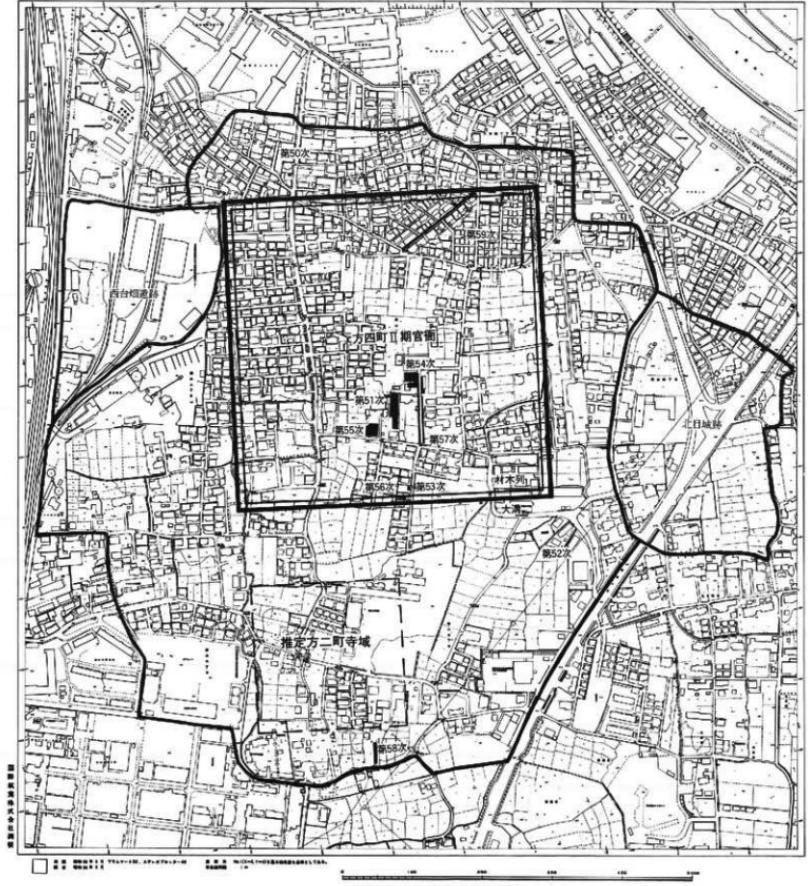
第53次調査区はⅡ期官衙内で外郭南門に隣接する個所である。この個所で住宅建築に伴う発掘届が提出されたことから、緊急調査を実施した。調査の結果、現地表から90cm程までは盛土層であり、下層の旧水田耕作土直下層より土壤・溝跡が検出されたが、官衙跡との関連性は不明であった。

第54次調査区はⅡ期官衙の推定政庁域北東部にあたり、政庁北辺の区画施設の確認を目的として実施した。当初は第52次調査として予定していた地区である。調査の結果、畑の耕作擾乱が著しく、遺構の遺存状況は極めて悪かった。発見された遺構はⅠ期官衙段階の東西方向にのびる溝跡と時期不明の土壤・基・柱穴・ピットであった。

第55次調査区はⅡ期官衙の推定政庁域南西部にあたり、政庁西辺の区画施設の確認を目的として実施した。当初は第53次調査として予定していた地区である。調査の結果、Ⅰ期・Ⅱ期官衙段階の遺構に重複して平安時代~中世の遺構も検出された。Ⅱ期の遺構は政庁を構成すると考えられる建物跡や政庁の西限とみられる柱列等があり、政庁域を推定する上で極めて重要な地区と考えられる。

第56次調査区はⅡ期官衙外郭南辺中央部にあたり、材木列の存在が予想された個所である。この個所で住宅建築に伴う発掘届が提出されたことから、緊急調査を実施した。調査の結果、現地表面より1.5m程下の盛土・旧水田面下層で、想定位置より5.9m程東にずれた南門の柱根が発見され、Ⅱ期官衙南門は八脚門で、官衙中軸線はセンターインより東寄りにあることが判明した。

第57次調査区はⅡ期官衙推定政庁東辺部にあたり、政庁区画施設の存在が予想された地区で



第1図 郡山遺跡現況平面図

ある。この推定線に沿って、道路側溝布設に伴う発掘届が提出されたことから、緊急調査を実施した。調査の結果、Ⅰ期官衙段階の柱穴4棟分の他、Ⅱ期官衙段階の材木列・溝跡が発見された。

第58次調査区は寺城外南方に位置し、寺城の外郭がまだ確認されていないことから、遺構の広がりが想定される地区である。この地区で、小規模な宅地造成に伴う発掘届が提出されたことから、緊急調査を実施した。調査の結果、柱穴、溝跡、土壌など古代の遺構が発見されたが、寺城の南限を確定するには至らなかった。

第59次調査区はⅡ期官衙外郭北辺東部地区に位置し、住宅が密集していることから、これまで全く広範囲な調査が行なわれていない地区である。この地区で、外郭北辺を3ヶ所において分断する水道本管埋設に伴う発掘届が提出されたことから、水道管理設工事と併行して緊急調査を実施した。埋設溝の総長は317mに及ぶが、掘削幅が70cmと狭く、殆んどが旧管の擾乱溝の中に入るため、片断面の観察を行ない、遺構の有無をチェックした。駄穴住居跡2軒の他、土壌等を検出した。外郭北東コーナー付近は粘土探査の深掘りで遺構は遺存していないかった。外郭材木列は想定線上の1ヵ所で痕跡を確認した。

当初、予定していた第51・54・55次以外は住宅建築・水道管理設・側溝布設工事等に伴って発掘届が提出されたことから、遺構確認のため、緊急に事前調査を実施したものであるが、昭和60年度は本件に係るものが7件であった。調査にあたっては本調査と同様、国庫補助事業として実施している「仙台平野の遺跡群発掘調査」の中で対処した。

表3 発掘調査実績表

調査次数	調査地区	調査面積	調査期間
第50次	Ⅱ期官衙外郭北部地区	12m ²	5月13日～5月14日
第51次	Ⅱ期官衙推定政厅中央地区	570m ²	5月11日～9月6日
第52次	Ⅱ期官衙外南東地区	52m ²	6月10日～7月2日
第53次	Ⅱ期官衙中央南地区	21m ²	7月8日～7月12日
第54次	Ⅱ期官衙推定政厅北東地区	280m ²	9月6日～12月7日
第55次	Ⅱ期官衙推定政厅南西地区	370m ²	9月10日～12月28日
第56次	Ⅱ期官衙外郭南門地区	24m ²	9月26日～10月29日
第57次	Ⅱ期官衙推定政厅東辺地区	200m ²	10月25日～12月28日
第58次	推定方町寺城南地区	90m ²	11月8日～11月29日
第59次	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	190m ²	11月15日～12月6日
合計	10地区	1,809m ²	5月11日～12月28日

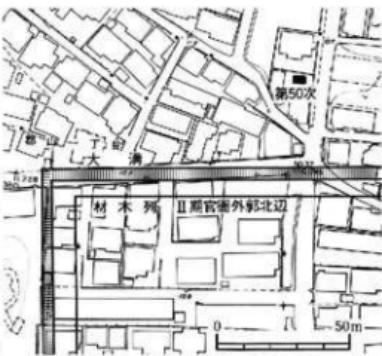
III 第50次発掘調査

仙台市郡山一丁目18-10岩間邦雄氏より、郡山一丁目195-1において店舗兼住宅建築のため、昭和60年1月18日付で発掘届が提出された。その内容は、地下倉庫を伴い、地表面より約2mまで掘削が及ぶというものであった。このため、昭和60年4月、敷地内の試掘調査を実施したところ、造構検出面までの深さは地表面から約1mであることが判明した。従って、届出の工事内容では、明らかに造構が破壊されることから、申請者の岩間氏と協議を行った。その結果、地下倉庫建築はとりやめ、深さ2mの基礎も1m

までのベタ基礎とする誤解が得られたことから、昭和60年5月、敷地内の造構確認調査を実施した。

調査区は、方四町Ⅱ期官術域外、外郭北西コーナーより東へ約一町、外郭北辺より北へ約30m程の位置である。

敷地内には、既存の店舗並びに住宅が建っていた為、調査区は北側の駐車場部分に幅2.3m、長さ4.5mの東西方向に設定した。現況は地表面が厚さ約5cm程のコンクリートで覆われていたことから、これを重機で除去し、盛土の排土を行った。旧水田耕作土は床土を含め約30cm程の厚さで、その直下、標高10.0mでにぶい黄橙色砂質シルト層（地山）を検出した。その後、精査を行ったが、造構・遺物を検出することはできなかった。



第2図 第50次調査区位置図

IV 第51次発掘調査

1. 調査経過

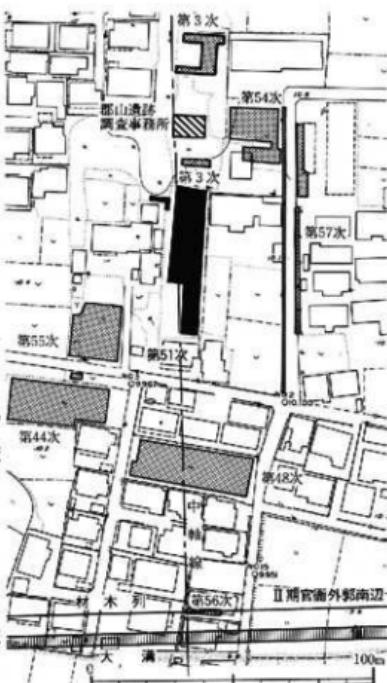
第51次調査区は方四町Ⅱ期官衙の中央南寄りの地区にあたり、官衙の仮想中軸線上に位置する畠地を対象として実施した。昭和57年度以降の調査結果から、Ⅱ期官衙の政庁は官衙内でも南寄りに位置すると考えられるに至っていた。その規模はほぼ一辺100m以内の方形で想定された。今次調査はその推定域内のほぼ中央にあり、昭和55年度第3次南調査区の南側に隣接している。表面調査では畠地上に土器片は殆んど散布していない。

5月11日から調査を開始し、調査区は排土場の関係から、東西に半折し、東半部を初め調査し、排土を折り返して後、西半部の調査を行なう事とし、6m×53mの南北に長い東トレンチを設定した。現況は畠地で、数ヶ所に設けたテストピット観察から深さ80cm程までは耕作による擾乱が及んでいることが確認されたため、重機によって表土、耕作土の排土を行った。東トレンチ調査の結果、北側少程の部分に官衙中枢

と考えられる古代の遺構が発見されたことから西トレンチ調査は北側少に限定し、東トレンチの北側部分を埋め戻さず、排土を東西両トレンチの南側に集めて実施した。

検出した遺構は掘立柱建物跡、塙跡の他、土塘、溝跡、井戸跡、小柱穴、ピットなどであり、時期毎に区分するとほぼ3時期に区分される。Ⅰ期官衙の遺構は主に掘立柱建物であるが、全て総柱の高床倉庫であり、柱穴内に河原石を詰め込んで入念な柱基礎工法を残す特異なものもみられた。Ⅱ期官衙の遺構はⅠ期の建物跡と対照的に側柱建物の官舎とみられ、東西棟で並立しており、中軸線との関係からみて官衙の中軸部と考えられる。出土遺物は極めて少なく、さらに遺構に伴い、年代を推定し得る資料はない。主に土師器・須恵器であるが、他に極くわずかであるが陶器・磁器・瓦・古銭などがある。

調査の成果がほぼまとまった8月22日、報道関係に発表し、翌々日24日、一般に公開して現



第3図 第51次調査区位置図

地で説明会を開催し、200名以上の一般市民が見学した。その後、各遺構の記録点検、補足調査を行い、9月6日埋め戻しを行って調査を終了した。

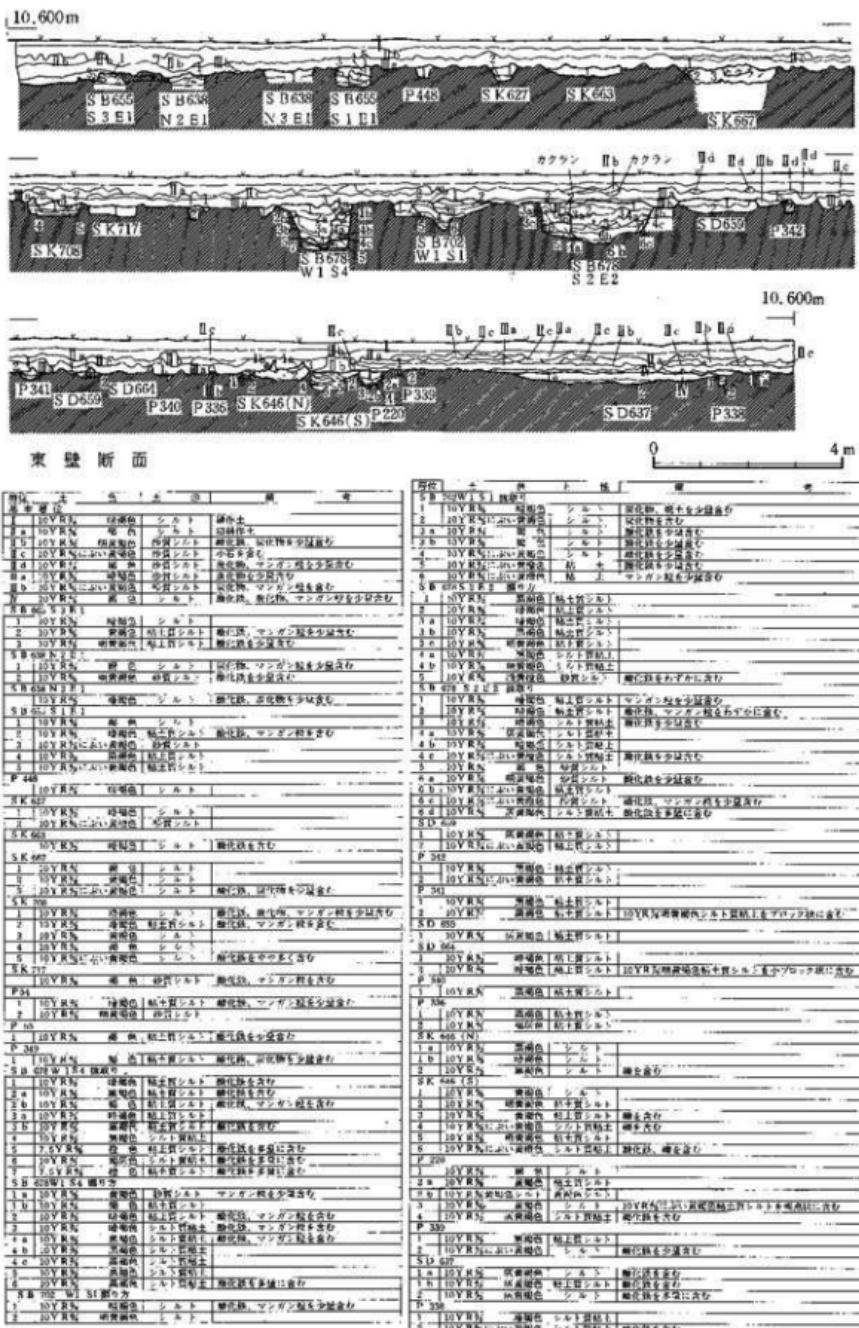
2. 発見遺構

今回の調査によって発見された遺構は板塀跡・一本柱塀跡2条、掘立柱建物跡11棟、土塁52基、溝跡6条、井戸跡1基、不明遺構1基、小柱穴・ピット485などである。これらの遺構は耕作上下層の黄褐色シルト質粘土地山上面で検出したものであるが、本来はこの上層で検出される遺構である。しかし、耕作による擾乱のため、地山上層は殆んど残っていない。遺構は大別すれば重複関係や基準方向の違いにより3つの段階にわけられ、これまでの段階区分第3段階（Ⅰ期官衙）、第4段階（Ⅱ期官衙）、第5段階（中世以降）に相当する。

S A 636 一本柱塀跡 東西7.5m、柱間6間（柱間寸法113～142cm）、南北9.7m、柱間8間（幅108～138cm）で、S X 639の東西北の3方を囲むコ字形の塀跡である。方向は北列がE-2°-S、東列・西列がN-3°-Eである。上幅30～50cm、深さ38cm以上、断面U字形の布掘りの底面からさらに30～46×32～64cmの不整筋凸形もしくは隅丸長方形、深さ8～28cmの掘り方を有し、柱痕跡は12～19cmである。布掘りはS X 639南面にも一部みられるが、掘り方・柱痕跡はみられず、塀は南面が開口していたものと考えられる。柱間寸法はやや不揃いであるが、平均120cm強である。配置関係からみてS X 639と一体の塀とみられる。掘り方内より土器破片・高台付坪片・須恵器片・甕片を出土している。第3段階のS B 700・701、第4段階の699の他、中世陶器片を出土したSK 697を切っている。第5段階所属。

S A 651 板塀跡 東西方向にのびる板塀跡で、調査区の東では切れているが西にさらに続き、方向はE-31°-Sで、検出分総長は12mであるが、東端より6.5mで塀がきれ、幅1.6mの通り間口が開く。開口両側には西に20cm角、東に12×23cm角の柱痕跡がみられる。布掘りは上幅32～68cm、深さ45cm、断面U字形で、柱間寸法140～210cm、直徑14cm程の支柱痕跡の間に4～5枚の縦板材の痕跡が一列にみられる。板痕跡は長さ22～28cm、幅6～8cmで、下端部は痕跡断面でU字形を呈し、打ち込みのため削り出した形跡はない。布掘り埋土は暗褐色・にぼい黄褐色シルトである。第3段階S B 655を切っており、第4段階S B 638の他、SK 631・633・686に切られている。第3段階所属。

S B 638 建物跡 桁行6間、総長12.7m（柱間寸法191～250cm、平均212cm）、梁行2間、総長4.37m（幅210～227cm、平均218.5cm）の東西棟建物跡で、桁柱列の方向はE-3.5°-Nである。柱穴は直径60～90cmの不整形で、深さ30～74cmと不揃いである。柱痕跡は直徑26～31cmである。南1東3、南1東4の両柱穴に柱抜き取り穴が伴う。掘り方埋土は黄褐色・黄橙色シルトである。南1西1柱穴内より須恵器甕片が1点出土している。第1段階S A 651、



第4図 第51次調査区土層断面図

S B 655を切っており、S D 709、S K 626・634・683に切られている。第4段階所属。

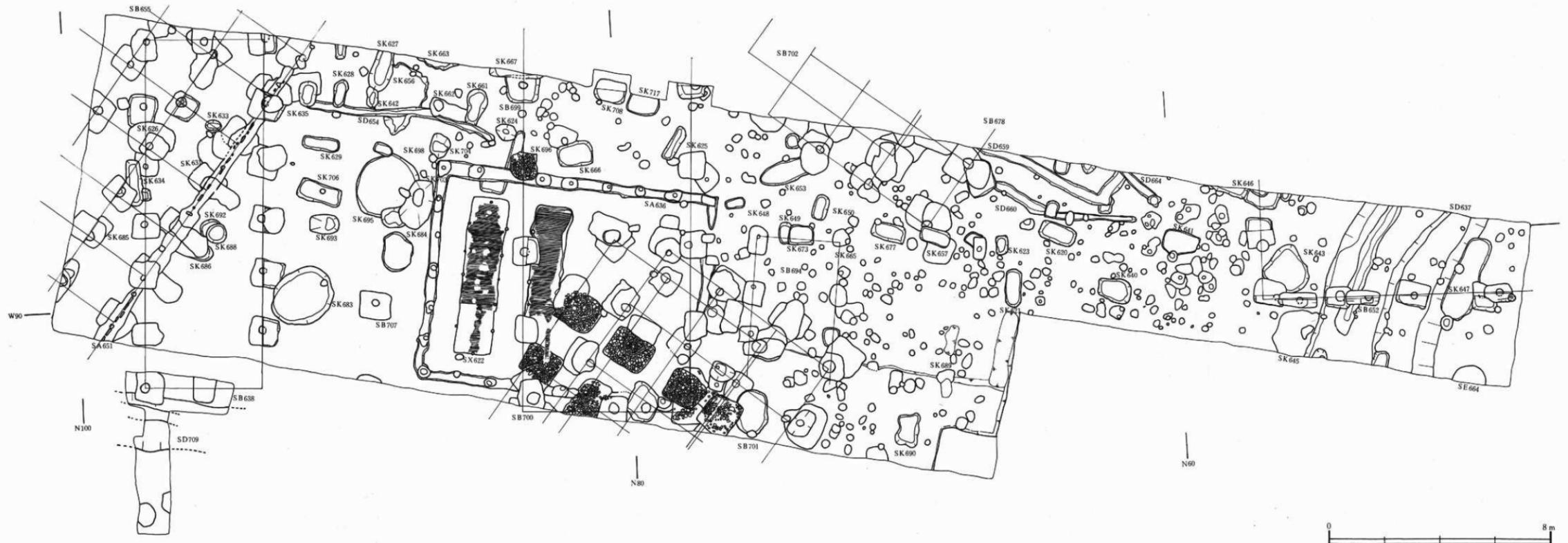
S B 652 A・B 建物跡 桁行4間以上（柱間寸法A：250～265cm、B：237～244cm）、梁行2間以上（ \approx A：260cm）の南北棟建物跡とみられ、桁柱列の方向はN-4.5°-Wである。Aが古く、Bが新しい。Aは柱穴が一辺80～110cmの方形、深さ50～65cm、柱痕跡が直径26～34cm、Bは柱穴が100～140×50～65cmの隅丸長方形、深さ52～83cm、柱痕跡が直径23～26cmである。B建物跡は北1西2・北3西1の柱穴が検出されなかった。柱穴内より土師器壊・甕、須恵器壊片が少量出土している。S D 637、S K 643に切られている。第4段階所属。

S B 655 建物跡 桁行6間以上（柱間寸法185～207cm、平均196cm）、梁行2間以上（ \approx 227～254cm、平均239cm）の東西棟縦柱建物跡で、南桁柱列の方向はE-31°-Nである。柱穴は一辺84～135cmの隅丸方形ないしは不整方形で、深さ90～100cmであるが、深さ30～45cmで段がつき、さらに掘り方中央部が直径40～50cmの円形で深くなる。柱痕跡は直径30～40cmである。南側柱列の西2・西3・西4・西6および南2西6の柱穴で柱抜取り穴を伴い、抜取り穴は57～74×146～157cmの不整長方形、深さ75～80cmで、南桁列は柱を南側に抜取っている。南2東3柱穴内より土師器甕片が1点出土している。S K 692を切っており、第3段階S A 651、第2段階S B 638の他、S K 634・685・686に切られている。第3段階所属。

S B 678 建物跡 南北3間以上（柱間寸法209～260cm、平均235cm）、東西1間以上（ \approx 265cm）の縦柱建物跡で、西柱列の方向はN-31°-Eである。柱穴は一辺87～128cmの隅丸長方形、深さ93～108cmで、柱痕跡は直径31～35cmである。柱穴には抜取り穴が伴う。抜取り穴は38～63×37～54cm、深さ50～75cmで、柱は建物の外側に抜いている。S B 701と南側柱列を揃え、両建物の間隔は6.27mである。第3段階S B 702を切っており、S K 653・657に切られている。第3段階所属。

S B 694 建物跡 桁行2間以上（柱間寸法182～188cm、平均185cm）、梁行2間、総長3m（ \approx 約150cm）の東西棟建物跡で、桁柱列の方向はE-1°-Sである。建物西端部は擾乱により不明である。柱穴は一辺60～100cmの方形ないしは長方形、深さ28～50cm、柱痕跡は直径16～24cmである。北1東2柱穴内より土師器壊片が出土している。第3段階S B 701を切っており、S K 649に切られている。第5段階所属。

S B 699 建物跡 桁行5間以上（柱間寸法280～303cm、平均296cm）、梁行2間、総長6m（ \approx 300cm）の東西棟建物跡で、桁柱列の方向はE-3°-Nである。柱穴は一辺85～115cmの不整方形、深さ25～85cmで、柱痕跡は直径25～33cmである。掘り方埋土は暗褐色・黒褐色粘土質シルトと黄褐色粘土質シルトが互層をなしており、北1西4柱穴は底面に径5～10cmの河原石が散かれている。方向をほぼ同じくするS B 638との距離は10.8m、両建物の棟通り間隔は14.7mである。第1段階S B 700・701を切っており、第5段階S A 636・S X 622の他、S



第5図 第51次調査区平面図

K 667・696に切られている。第4段階所属。

S B 700 建物跡 南北3間、総長6.7m（柱間寸法170～248cm、平均213cm）、東西2間以上（約270～300cm、平均282cm）の縦柱建物跡で、南北柱列の方向はN-33°-Eである。柱穴は一辺85～158cmの長方形ないしは不整形形、深さ66～86cmで、柱痕跡は直徑30～50cmである。東2列・3列は柱穴内に挿入した河原石が底面から厚さ50cm程で詰め込まれている。東1列のみ埋土に礫は入っていない。全ての柱穴で柱抜取り穴を伴う。南側柱列が、東側のS B 702と接っており、建物間隔は8.4mである。また、同段階の北側のS A 651・S B 655との間隔は13.5mである。第3段階S B 701を切っており、第4段階S B 699、第3段階S A 636、S X 622の他、S B 705に切られている。第3段階所属。

S B 701 建物跡 南北3間、総長7.1～7.4m（柱間寸法217～263cm、平均245cm）、東西3間以上（約242～265cm、平均248cm）の縦柱建物跡で、南北柱列の方向はN-32°-Eである。柱穴は一辺70～154cmの隅丸長方形、深さ50～77cmで、柱痕跡は直徑32～50cmである。全ての側柱穴に柱抜取り穴が伴うが、建物内部の柱穴は抜取り穴を伴わない。抜取り穴は一辺50～118cmの不整形形、深さ90～116cmである。南側柱列が、東側のS B 678と接っており、建物間隔は6.27mである。また、同段階の北側のS A 651・S B 655との間隔は15mである。第3段階S B 701を切っており、第4段階S B 699・第5段階S A 636の他、S B 694・705に切られている。第3段階所属。

S B 702 建物跡 調査区東壁際で、南北方向に1間分の柱穴2基を検出したのみで、詳細は不明である。南1西1柱穴は120×160cmの隅丸方形、深さ96cmで、柱痕跡は直徑48cmである。抜取り穴を伴い、144×88cmの不整形円形、深さ84cmである。第3段階S B 678に切られている。S B 678との重複、S B 700・701との配置関係からみて第3段階所属とみられる。

S B 705 建物跡 東西方向に1間分の柱穴2基を検出したのみで、詳細は不明である。柱列方向はE-9°-S、柱穴は一辺55～110cmの長方形、深さ40cmで、柱痕跡は直徑17cmである。第3段階S B 700・701を切っている。

S B 707 建物跡 柱穴1基を検出したのみで詳細は不明。柱穴は100×122cmの隅丸方形、深さ27cm、柱痕跡は直徑27cmである。埋土に多量の焼土粒・炭化粒を含む。他遺構との重複もなく、時期不明であるが、柱穴方向からみて第4段階以降のものとみられる。

S D 637溝跡 長さ6m以上、東西方向にさらにのび、上幅4.2～4.5m、下幅3.3～3.7m、深さ5～27cmである。方向はやや蛇行しているが、E-13°-S前後である。断面形は扁平U字形で、堆積土は灰褐色シルトである。土師器壺・甕・須恵器甕・壺・陶器・瓦片が出土している。第4段階S B 652A・Bの他、S K 645・647を切っている。第5段階所属。

S D 654溝跡 長さ6.7m以上、上幅17～40cm、下幅8～28cm、深さ8～13cmで、蛇行しな

がら南北方向にのびる。断面形は扁平なU字形で、堆積土は黄褐色・暗褐色シルト質粘土である。

S K 656・661を切っており、S K 628・635・662に切られている。

S D 659溝跡 長さ南北方向5.3m以上、東西方向1.5m以上でL字形に屈曲し、さらに北と東にのびる。上幅38~50cm、下幅22~48cm、深さ14~24cm、底面はほぼ平坦で、断面形は逆台形である。方向はN-21°~32°-Eで、堆積土は黒褐色シルトである。S D 664に切られている。

S D 660溝跡 長さ5.3m以上、上幅14~35cm、下幅7~26cm、深さ1~8cmで、底面はほぼ平坦で、断面形は逆台形である。堆積土は暗褐色シルトで灰白火山灰を少量含む。第3段階S B 678に切られている。

S D 664溝跡 長さ1.6m以上、上幅30~32cm、下幅23~27cm、深さ11~14cmで、さらに北へのびる。底面はほぼ平坦で、断面形は逆台形である。方向はN-38°-Eである。堆積土は黒褐色・黄褐色シルトである。S D 659を切っており、第5段階ピット301に切られている。

S D 709溝跡 長さ3.8m以上、上幅185~200cm、下幅37~51cm、深さ92cmで、さらに南北へのびる。底面はほぼ平坦で、断面形は逆台形である。方向はN-6°-Eである。堆積土は上層が暗褐色シルト、中層が灰黄褐色粘土質シルト等、下層が褐灰色シルト質粘土である。第4段階S B 638を切っている。

S E 644井戸跡 調査区西縁際で、東半部分を検出したのみで詳細は不明である。直徑約1.2mの円形、素掘りで深さ1.3m以上である。堆積土より須恵器壺・甕片が出土している。

S K 620土壤 65×135cmの隅丸長方形で、深さ19cm、底面はほぼ平坦で、壁はほぼ直立する。堆積土は暗褐色・褐色シルトである。

S K 621土壤 65×135cmの隅丸長方形で、深さ5~10cm、底面は凹凸がある。堆積土は暗褐色・褐色シルトである。

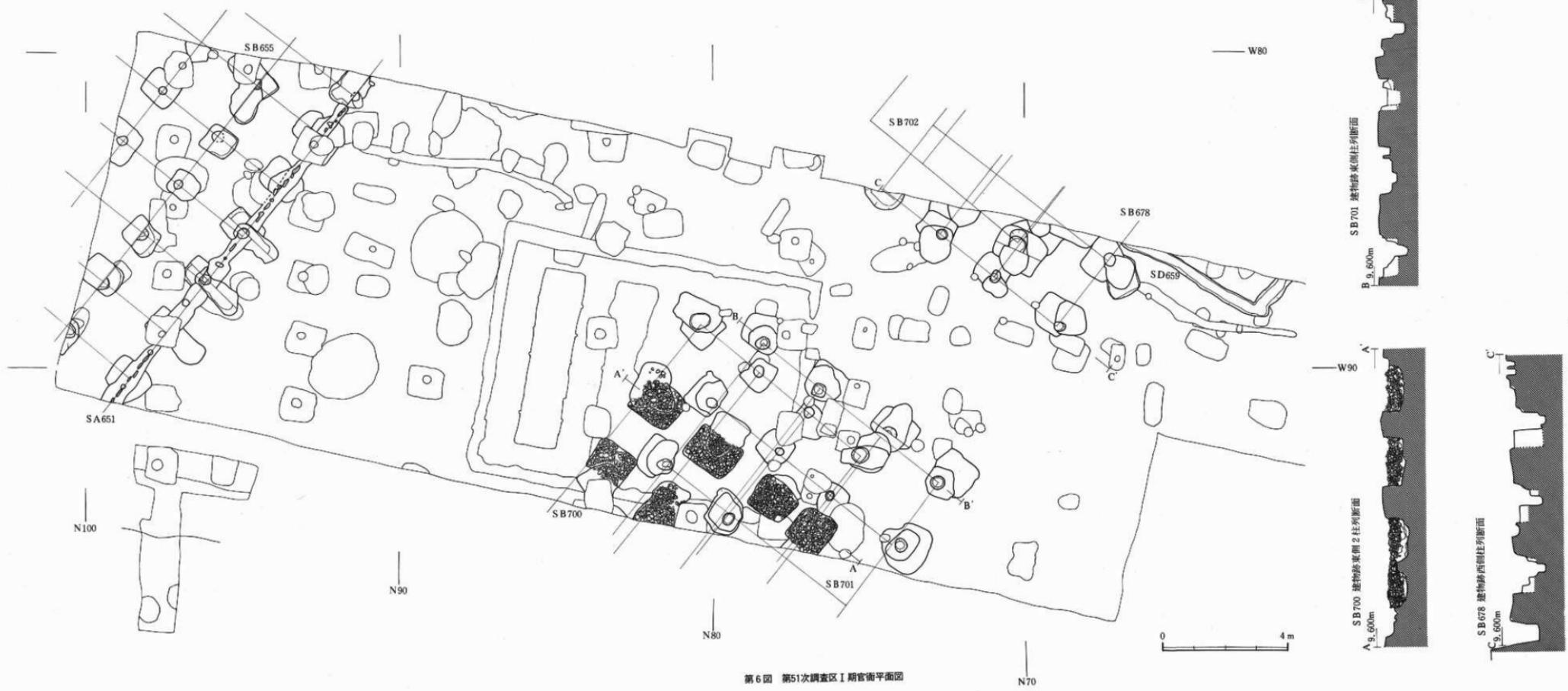
S K 623土壤 45×70cmの隅丸方形で、深さ20cm、底面はゆるく凹んでおり、南側の壁はほぼ直立する。堆積土は暗褐色・褐色シルトで、上層に小石を含む。

S K 624土壤 48×57cmの楕円形で、深さ25cm、底面はゆるく凹んでおり、堆積土は上層より暗褐色・黒褐色・黄褐色シルトである。第5段階S K 696を切っている。

S K 625土壤 40×130cmの不整長方形で、深さ25cm、壁はやや直立ぎみに立ちあがる。堆積土は上層から褐色・黄褐色シルトでレンズ状堆積を示す。

S K 626土壤 126×172cmの不整楕円形で、深さ5~14cm、底面はゆるい凹凸がある。堆積土は暗褐・褐色シルトである。長軸は南北方向である。第3段階S B 655、第4段階S B 638を切っている。

S K 627土壤 80×150cm以上、深さ30cmで、西側のみ検出し、全形は不明である。底面は



第6図 第51次調査区Ⅰ期官衙平面図

ゆるやかに凹み、南壁はゆるやかに立ちあがる。堆積土は暗褐色シルト、底面直上に明黄褐色粘土質シルトである。SK 642を切っている。

SK 628 土壌 52×100cmの楕円形で、深さ30cm、底面は下端部で段がつき、やや急に凹み壁は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は褐色シルト、黄褐色粘土質シルトである。SD 654を切っている。

SK 629 土壌 50×135cmの不整長方形で、深さ3~9cm、底面はほぼ平坦である。堆積土は暗灰黄色シルトである。

SK 630 土壌 40×70cmの長方形で、深さ10cm、底面は中央部がゆるやかに凹んでいる。堆積土は暗褐色粘土質シルトである。SK 698を切っている。

SK 631 土壌 135×120cm以上、深さ4~8cmで、北側のみ検出し、全形は不明である。底面は凹凸あり、壁はゆるやかに立ちあがる。堆積土は暗褐色・にぶい黄褐色シルト質粘土である。第1段階SA 651・SB 655を切っており、SK 633に切られている。

SK 633 土壌 直径105cmの円形で、深さ35cm、底面はほぼ平坦で、壁は東側でややゆるやかに立ちあがり、西側で直立ぎみに立ちあがる。堆積土は上層から褐色・にぶい黄褐色・にぶい黄橙色・浅黄色粘土質シルトでレンズ状堆積を示している。須恵器破片が1点出土している。第3段階SA 651・SB 655の他、SK 631を切っている。

SK 634 土壌 50~60×170cmの不整長方形で、深さ35cm、底面は中央部がやや凹んでいる。第1段階SB 655、第4段階SB 638を切っている。

SK 635 土壌 66×90cmの楕円形で、深さ44cm、底面は中央部がわずかに凹んでいるがほぼ平坦で、壁は南側が北側にくらべ急に立ちあがっている。堆積土は暗褐色・黄褐色シルト質粘土である。SD 654を切っている。

SK 640 土壌 75×120cmの不整長方形で、深さ33cm、底面はほぼ平坦である。堆積土は上層が暗褐色シルト、下層が黄褐色シルトである。土師器壺・須恵器壊片が出土している。

SK 641 土壌 57~80×130cmの不整長方形で、深さ17cm、底面はほぼ平坦である。壁はやや急に立ちあがる。堆積土は暗褐色・灰黄褐色・黄褐色シルトで、礫を少量含む。土師器壺・壺・丸瓦片が出土している。

SK 642 土壌 44×68cmの不整楕円形で、深さ30cm、底面はゆるやかに凹み、北壁が直立ぎみに立ちあがる。堆積土は上層が暗褐色・黒褐色シルト質粘土、下層がにぶい黄橙色シルト質粘土である。SK 627に切られている。

SK 643 土壌 118~154×155cmの不整形で、深さ8cm、底面はほぼ平坦で、西壁がやや急に立ちあがる。堆積土は黒褐色・灰黄褐色・黄褐色シルト質粘土である。第4段階SB 652を切っている。

S K 645 土壌 140 cm～×165 cm～で、深さ13cmだが、北東部分のみ検出で、全形は不明である。底面はほぼ平坦で、壁はゆるやかに立ちあがる。堆積土は暗褐色シルトで、数大の河原石を含む。第5段階 S D 637 に切られている。

S K 646 A 土壌 65cm～×115 cm～の隅丸方形で、深さ52cm、底面がほぼ平坦で、壁は上端部でゆるやかであるが、下方は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は上層が黄褐色シルト、明黄褐色粘土質シルト、下層がにぶい黄褐色シルト質粘土、明黄褐色粘土質シルトで礫を含む。S K 646 B に切られている。

S K 646 B 土壌 36cm～×75cm～で、深さ27cm、西側部分のみ検出で、全形は不明である。底面はゆるやかに凹み、壁はゆるやかに立ちあがる。堆積土は黒褐色・暗褐色シルトで礫を含む。S K 646 A を切っている。A・Bから土師器壺・甕、須恵器壺片が出土している。

S K 647 土壌 90～117 cm～×310 cmの不整隅丸長方形で、深さ14～20cm、底面はゆるやかに凹んでいる。堆積土は上層が暗褐色シルト質粘土、下層が黄褐色シルト質粘土である。土師器甕片が出土している。第4段階 S B 652 A を切り、第3段階 S D 637 に切られている。

S K 648 土壌 33×72cmの隅丸長方形で、深さ24cm、底面はほぼ平坦で、壁はほぼ直立している。堆積土は暗褐色粘土質シルト、黄褐色シルトである。

S K 649 土壌 47×78cmの楕円形で、深さ21cm、底面はゆるやかに凹み、南壁は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は黒褐色シルト質粘土、底面直上に黄褐色シルト質粘土である。土師器甕片が出土している。S B 694 を切っている。

S K 650 土壌 54×95cmの隅丸方形で、深さ23cm、底面はゆるやかに凹む。堆積土は灰黄褐色シルト、底面直上に明黄褐色シルトである。

S K 653 土壌 58～80×250 cmの不整梢円形で、深さ30cm、底面はゆるやかに凹み、西壁は直立ぎみに立ちあがる。堆積土はにぶい黄褐色・褐色シルト、明黄褐色砂質シルトがレンズ状堆積を示している。須恵器甕片が出土している。第3段階 S B 678 を切っている。

S K 656 土壌 260×170 cmの不整形で、深さ3～15cm、底面は凹凸が著しい。堆積土はにぶい黄褐色・にぶい黄橙色シルトである。S D 654、S K 627・642 に切られている。

S K 657 土壌 55×110 cmの隅丸長方形で、深さ29cm、底面はほぼ平坦で、壁は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は上層が黒褐色・褐色・暗褐色シルト、下層が黄褐色シルトである。第3段階 S B 678 を切っている。

S K 661 土壌 50～80×126 cmの不整形で、深さ30cm、底面はゆるやかに凹み、壁もゆるやかに立ちあがる。堆積土はにぶい黄褐色・灰黄褐色・褐色・にぶい黄橙色シルトである。S K 662 を切っており、S D 654 に切られている。

S K 662 土壌 40cm～×135 cm～、深さ15～20cmで、全形は不明である。底面はほぼ平坦で



第7図 第51次調査区Ⅱ期宮衙平面図

あるが、北側に40×50cm、深さ5cm程の段がつく。堆積土はにぶい黄褐色シルト、底面直上は明黄褐色・褐色シルトである。SK 661・SD 654に切られている。

SK 663 土壌 30cm×160cm、深さ15~20cmで、西側一部を検出したのみで、全形は不明である。底面はゆるやかな凹凸が一部あるが、ほぼ平坦で、南壁はほぼ直立している。堆積土は暗褐色シルトである。

SK 666 土壌 85×130cmの隅丸長方形で、深さ20~25cm、底面は凹凸あり、壁は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は褐色シルトである。須恵器破片が1点出土している。

SK 667 土壌 195×30cm、深さ25~40cmで、西側一部を検出したのみで、全形は不明である。底面は凹凸があり、壁は北側でゆるやかであるが、南は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は褐色・にぶい黄褐色シルトである。第4段階SB 699を切っている。

SK 677 土壌 65×125cmの隅丸方形で、深さ18cm、底面は凹凸がないが、北から南に傾斜しており、壁は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は黒褐色粘土質シルト・砂質シルトで、ピット47・103・331・310に切られている。

SK 683 土壌 195×235cmの楕円形で、深さ25cm、底面はほぼ平坦で、壁はゆるやかに立ちあがる。堆積土は灰黄褐色・黒褐色・暗褐色・にぶい黄褐色シルトがレンズ状堆積を示している。第4段階SB 638を切っている。

SK 684 土壌 105×140cmの不整形円形で、深さ10cm、底面はほぼ平坦で、壁は非常にゆるやかに立ちあがる。堆積土は暗褐色・にぶい黄褐色シルトである。

SK 685 土壌 60×90cmの隅丸方形で、深さ42cm、底面はゆるやかに凹む。壁は東側がやや急に立ちあがる。堆積土は褐色・にぶい黄褐色シルトがレンズ状堆積を示している。第3段階SB 655を切っている。

SK 686 土壌 50×145cmの不整形で、深さ10cm、底面はほぼ平坦で、壁はやや急に立ちあがる。堆積土は褐色・灰黃褐色・にぶい黄褐色シルトがレンズ状堆積を示している。第1段階SA 651・SB 655を切っている。

SK 688 土壌 直径約70cmの円形、深さ17cm、底面は中央部がゆるやかに凹む。堆積土は黒褐色・暗褐色・にぶい黄褐色・褐色シルトがレンズ状堆積を示しており、焼土をやや多く含んでいる。SK 692を切っている。

SK 690 土壌 70~80×120cmの不整長方形で、深さ10~20cm、底面は凹凸あり。堆積土は黄褐色シルトである。

SK 692 土壌 直径80cm程の円形、深さ5~15cmとみられるが、全形は不明である。底面はゆるい凹凸がある。SK 655・688に切られている。

SK 693 土壌 70×110cmの不整椭円形で、深さ15~30cm、底面は凹凸ならびに段差があり、

南東が深い。壁は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は黄褐色シルト質粘土である。

S K 695 土壌 70×90cmの不整長方形で、深さ20cm、底面はゆるやかに凹む。壁はゆるやかに立ちあがる。堆積土はにぶい黄褐色粘土質シルトである。S K 698・703を切っている。

S K 696 土壌 30×150cmの不整長方形で、深さ25cm、底面はほぼ平坦である。堆積土はにぶい黄褐色・にぶい黄橙色シルトである。第2段階 S B699を切っており、第5段階 S A 636の他、S K 624に切られている。中世陶器片が出土している。

S K 697 土壌 95×45cmで、深さ20cm、西半部のみ検出で、全形は不明である。底面はゆるやかに凹む。堆積土は暗褐色・黄褐色・明黄褐色シルトである。第5段階 S A 636に切られている。

S K 698 土壌 直径235cmの円形で、深さ20~30cm、底面はゆるやかな凹凸あり、壁はゆるやかに立ちあがる。堆積土は上層が暗褐色・黒褐色・にぶい黄褐色シルト、下層がにぶい黄褐色・にぶい黄褐色シルト質粘土で、底面より約5cmの厚さで堆積している。S K 695・703に切られている。

S K 703 土壌 110×185cmの不整長方形で、深さ130cm、底面はほぼ平坦である。西壁は急に立ちあがり、深さ60cm程で段がつく。東壁は急に立ちあがる。堆積土は上層が黒褐色粘土質シルト、暗褐色シルト質粘土、黄褐色シルト質砂、中層が褐色・暗褐色シルト質粘土、下層が底面より35~55cmの厚さで黒褐色・にぶい黄褐色粘土が堆積している。土師器坏・須恵器麥片が出土している。S K 698を切っており、S K 695に切られている。

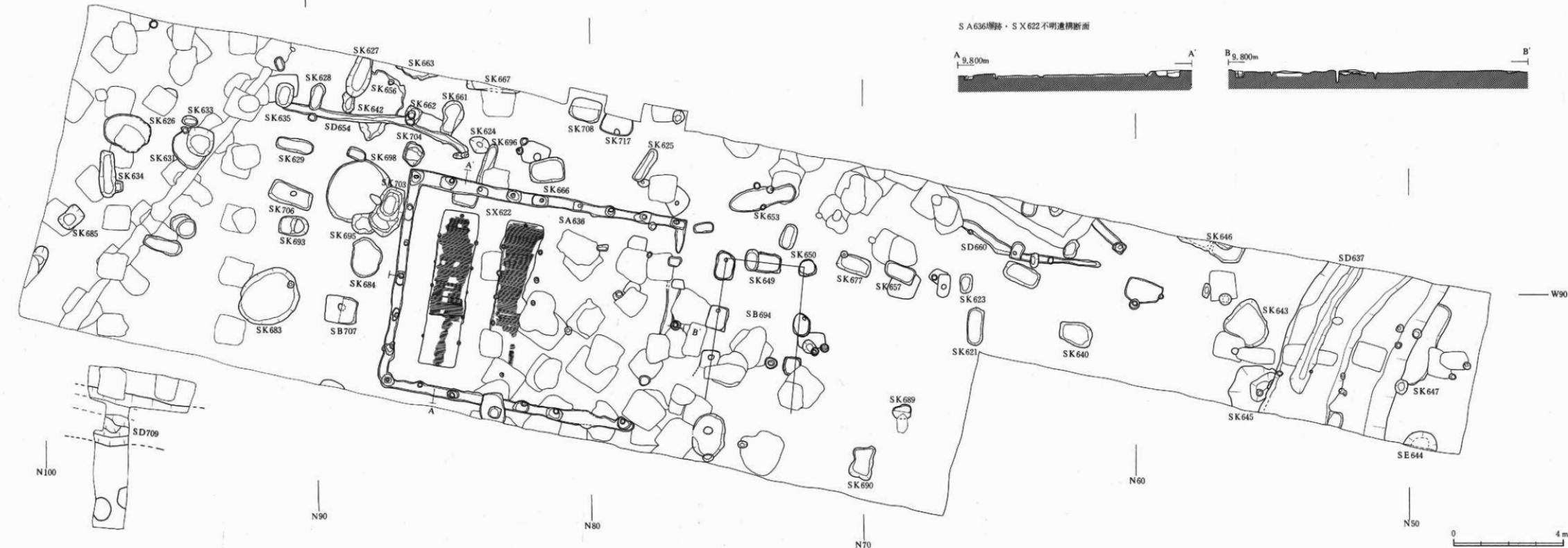
S K 704 土壌 75×80cmの不整方形で、深さ20cm、底面はゆるやかに凹み、中央部でやや急に凹んでいる。堆積土はにぶい黄褐色シルト質粘土、底面直上は浅黄色粘土である。土師器坏片が1点出土している。

S K 706 土壌 70×160cmの隅丸長方形で、深さ35cm、底面はゆるやかに凹む。堆積土はにぶい黄褐色・にぶい黄橙色シルトである。

S K 708 土壌 80×115cmの隅丸長方形で、深さ20cm、底面はほぼ平坦で、壁は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は暗褐色・褐色シルトと黄褐色・にぶい黄褐色粘土質シルトが互層をなし、底面に酸化鉄が層をなす。

S K 717 土壌 115×70cmで、東辺部が調査区外で、全形は不明である。底面はほぼ平坦で、壁は直立ぎみに立ちあがる。堆積土は褐色砂質シルトである。

S X 622 不明遺構 S A 636にとり囲まれた部分の北側に長さ5.6~5.7m、幅1.3~1.4mの長方形遺構が東西方向に2列並行している。方向はE-1~2°-Sである。北列と南列との間隔は1m、中心間隔で2.4m、北列北辺とS A 636北列中心線の間隔は1.15m、東端・西端とS A 636東列・西列中心線との間隔は各々90cmであり、このS X 622とS A 636は同時



第8図 第51次調査区平面図

期で一体となる造構とみられる。造構は深さ10~30cm、底面はゆるやかな凹凸のある掘り方で、暗褐色・褐色・にほい黄褐色シルトの埋土を厚さ10~15cmまで入れ、その平坦な上面に屢々の敷き圧痕が、短軸方向（南北）にほぼ全面にみられる。圧痕は直径1~1.5cm前後の断面円形で、50cmあたり平均18本である。太さもほぼ均一であり、棒状の材を両端で編んで敷きつめたものと考えられる。造構の東西両端中央に各々1つずつ、また南辺、北辺の内側に沿って、各々5つずつ、柱間寸法87~100cmで、直径6~10cm、深さ35~50cmの小柱穴がみられる。構造・性格等、詳細は不明である。第1段階S B 700・701、第2段階S B 699、第3段階で中世陶器片を出土したS K 696を切っており、造構の変遷では第5段階に所属する。

S柱穴・ビット 調査区内全域で485コ検出された。直徑30cm程の不整円形掘り方に直徑10cm程、深さ65cm程の柱根跡がみられるものから、極めて浅い柱痕だけのものまで様々であり、他造構との重複関係では第3・4段階のものを切っており、殆んど第5段階のものとみられる。全城での検出状況は調査区の中央から南部にかけて集中しており、北側にはあまりみられない。上師器・須恵器の細片を出土するものが若干あり、南側S D 637北部のビット282・301・302の柱痕跡から各々1枚ずつ古銭、「皇宗通寶」「開元通寶」「元通寶」が出土している。

3. 出土遺物

第51次調査による出土遺物は、土師器、須恵器、瓦、金属製品などである。尚、この調査区内の遺物出土量は比較的少なかった。以下、造構ごとに出土遺物を略述する。

S A 636 板垣跡 北1東1柱穴の柱根跡より土師器・須恵器壺片、南4東1柱穴掘り方より須恵器壺片、その他、土師器高台付环の底部片、須恵器环片、鉄製品が出土している。

S B 638 建物跡 南1西1柱穴掘り方より須恵器壺片が出土している。

S B 652 A・B 建物跡 南1西1柱穴掘り方より土師器环片、須恵器环片、南2西1柱穴掘り方より土師器环片、南3西1B(新)柱穴掘り方より土師器壺片、南3西1A(古)柱穴掘り方より土師器壺片、須恵器环の底部片、南4西1B(新)柱穴掘り方より土師器环片、壺片が出土している。

S B 655 建物跡 南2東3柱穴掘り方より土師器壺の底部片のみが出土している。

S B 694 建物跡 北1東2柱穴掘り方より内外面黒色処理の土師器环片が出土している。

S B 700 建物跡 北1東1柱抜取り穴より土師器壺片が出土している。

S D 637 溝跡 堆積土中より土師器环片・壺片がやや多く、須恵器壺片・壺片、陶器片、砥石が出土している。

また、S D 654からは土師器壺片のみが、S D 659からは丸瓦片のみが出土している。

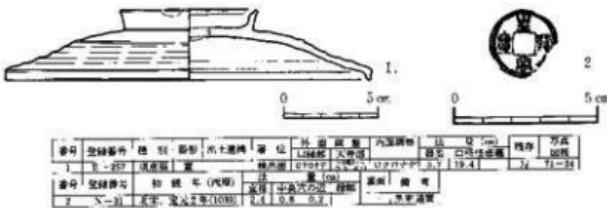
S E 644 井戸跡 堆積土中より須恵器环の底部片・壺片が出土している。

S K 640 土壤 堆積土中より土師器壺片・須恵器壺片が出土している。
S K 641 土壤 堆積土中より土師器壺片・壺片・瓦片・瓦片が出土している。
S K 646 土壤 堆積土中より土師器壺片・壺片・須恵器壺片が出土している。
S K 647 土壤 堆積土中より土師器壺片がやや多く、また、小玉石（白色）1点が出土している。

S K 696 土壤 堆積土第2層より中世陶器I-10壺片のみが出土している。
S K 703 土壤 堆積土中より土師器壺片・須恵器壺片が出土している。
S K 704 土壤 堆積土中より内面黒色処理された土師器壺片のみが出土している。
また、S K 649 から上師器壺片のみが、S B 694 北3東1柱穴から土師器壺の底部片のみが、S K 633・653・666 から須恵器壺片のみが出土している。

S X 622 不明遺構 南列簾状压痕の下層より土師器壺片が出土している。
その他、ピット282柱痕跡からは古銭N-31「皇宋通寶」(初鑄年1039年、北宋元2年)(第9図)2が、ピット301柱痕跡から古銭N-32「開元通寶」(初鑄年621年、唐武徳4年)が、ピット302柱痕跡から古銭N-33「元通寶」が出土している。これら以外の小柱穴、ピットからはロクロを使用した土師器壺片を含む土師器壺片・内面黒色処理された壺片・壺片・須恵器壺片・高壺脚片・壺片・小玉石（黒色）がわざかずつ出土している。

表面採集および耕作土中からは関東系上師器壺片を含む土師器壺片・壺片がやや多く、内面黒色処理された土師器高台付壺底部片・須恵器壺片・壺片・蓋片・平瓶片・青磁片・陶器片などが出土している。遺構検出面からは須恵器E-257蓋(第9図)の他、ロクロを使用した土師器壺片・内面黒色処理された土師器壺片・蓋片・壺片・須恵器壺片・壺片・磁器片・陶器片や骨片などが出土している。



第9図 第51次調査区出土遺物

4. まとめ

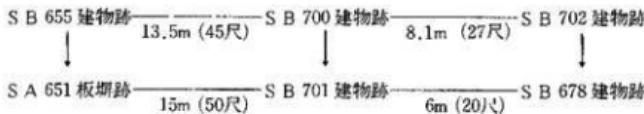
発見された遺構は板塀跡・一本柱塀跡2条・掘立柱建物跡11棟・土塹52基・溝跡6条・井戸跡1基・不明遺構1基・小柱穴・ピット485などである。これらの遺構は重複関係・方向・配置関係等から3つの段階に区分することができる。この3段階区分はこれまでの調査における

5段階区分の第3・4・5段階に比定することができ、第3段階はⅠ期宮衙、第4段階はⅡ期宮衙、第5段階は中世以降の遺構と考えられることはこれまでの報告で述べてきた通りである。今回の調査ではこのうち第1・第2段階に相当する遺構が発見されなかった。以下、各段階ごとに概要を略述する。

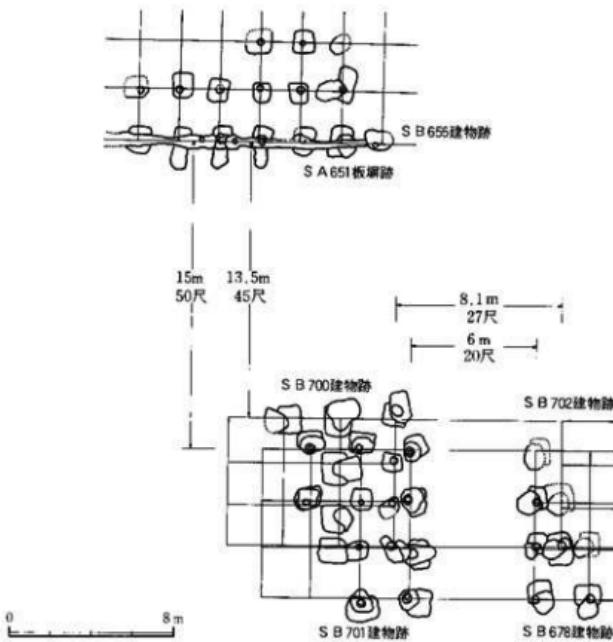
(第3段階) S A 651板塙跡、S B 655・678・700・701・702建物跡、S D 659溝跡
真北線から30°前後東にふれた基準方向(以下30°基準とよぶ)によるもの。

直接的な遺構の重複関係から2回の変遷がみられ、方向もN-31°-EからN-33°-Eまでみられる。2回にわたる変遷は3地点においてそれぞれみられ、各地点の新旧関係は建物の配置からみて同時変遷と考えられる。

直接的な遺構の重複・配置関係は次のとおりである。



また、遺構の方向により分類すれば次のとおりである。



第10図 第3段階遺構配置図

N-31°-E S A 651, S B 655・678

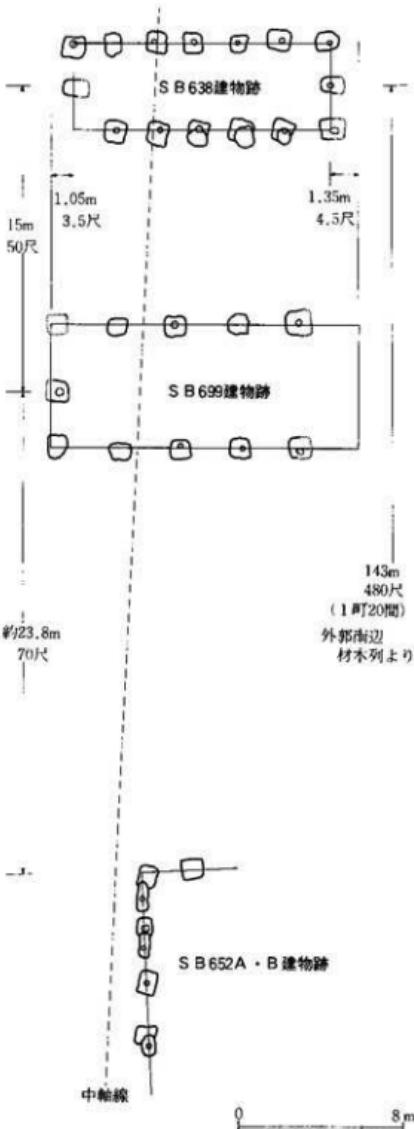
N-32°-E S B 701

N-33°-E S B 700

となり、方向のわずかな違いは、遺構の新旧関係を反映していない。このことは第24・35次調査の結果と同様である。

S B 655 建物跡南柱列と S B 700 建物跡北柱列の南北間距離は 13.5m (45 尺)、S B 702 建物跡は南西隅柱のみの検出であるが、S B 700 建物跡南柱列の延長線上にあり、両建物の南柱列は一直線上に揃っていたものと考えられ、この両隅柱間の東西距離は 8.1m (27 尺) である。この様な配置関係からみて、この 3 棟の建物は同時存在とみておきたい。S B 655 建物の柱抜き取り後、南柱列位置に S A 651 板塀が造られ、S B 700 建物は同じく柱が抜き取られた後、南東にややすらしてほぼ同規模と考えられる S B 701 建物が建てられ、また、S B 702 建物の柱抜き取り後、南西にややすらして、これもほぼ同規模と考えられる S B 678 建物が建てられている。S A 651 板塀跡と S B 701 建物跡北柱列の南北間距離は 15m (50 尺)、S B 701 建物跡と S B 678 建物跡は南柱列が一直線上に揃っており、両建物間の距離は 6 m (20 尺) である。この板塀と 2 棟の建物も前段階同様、同時存在したものと考えられる。さらにこの 2 棟の建物も最後に柱が抜き取られている。

S B 655 建物跡は柱行が 6 間以上になる総柱建物で、これまで本遺跡の中では I・II 期を通じて発見例がない長倉である。また、S B 700 は柱穴掘り方内下部に円礫を多量に詰



第11図 第4段階遺構配置図

め込んでおり、第24次調査における S B 264・344・373 建物跡と同様、柱の不等沈下を防ぐための基礎工法と考えられる。

建物跡は全て総柱によるものであり、Ⅰ期官衙内における正倉群と考えられるが、S B 655 建物の様な長倉ともいえるものとそれ以外の倉とは、建物規模のみならず柱穴の大きさや柱材の太さにおいても差異が認められる。両者の建物の全容が明らかになっていないことから、ここでは速断しがたいが、このことは少なからず、上屋構造の違いや、さらに建物の用途の違いをも反映しているものと考えられる。

S A 651 板塀跡は官衙内を区画していたものとみられ、この塀の南側に存在している正倉群と北側を隔てているが、北側にさらに別の正倉群が広がっているものか、別性格の官衙建物群が存在するものか今回は明らかにできなかった。坂塀は厚さ 6~8 cm、幅 22~28 cm の板材を幅 32~68 cm の布掘りの中に縦に埋め込んでおり、板材下端は平端である。4 枚~5枚の板材毎に直径 14 cm 程の支柱を立てており、上部は板材を横木でおさえていたものと考えられる。また、調査区内の西寄りの部分で間口 1.6 m 程の出入口が開けている。

[第4段階] S B 652 A・B、S B 638、
S B 699 建物跡。

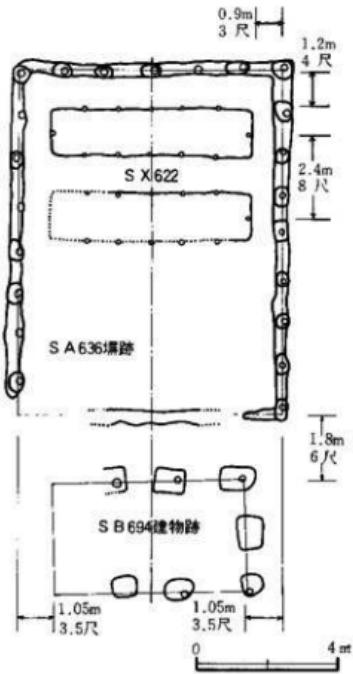
基準方向が真南北ないしは真東西（以下真北基準）、およびそれに極めて近い方向をとるもの。

直接的造構の重複はないが、方向の違いにより 2 つに分けられる。

N-3°-W S B 638・699

N-4.5°-W S B 652 A・B

である。これまで発見された建物跡は N-3°-W ~ N-6°-E の方向をとり、方向の差異と造構変遷との関係が必ずしも明らかでないが、現段階では両者の因果関係はないものと考えられ、これら 3 棟の建物も S B 638・699 と S B 652 A・B は 1.5° 程の差異があるが、ここでは同時期のものとみておきたい。特に S B 638 と S B 699 両建物跡は配置関係から、同時期のものであろう。



第12図 第5段階造構配図

S B 638 建物跡は南面する東西棟で、桁行 6 間、梁行 2 間の側柱建物である。南門中央を通る中軸線はこの建物の西 3 柱穴上を通っており、ほぼ中軸線上の建物とみておきたい。また、建物棟通りから外郭南辺まで、143m（480 尺）程で、1町 20 間に相当し、官衙内の 3 分割ライン上に位置している。

S B 699 建物跡も S B 638 建物跡と同様、南面する東西棟で、桁行 5 間、梁行 2 間の側柱建物とみられ、柱間寸法は桁行・梁行とも 10 尺で、規模が 20 尺 × 50 尺にもなる建物はこれまで II 期官衙に属するものでは例がない。官衙中軸線はこの建物の西 2 と 3 柱穴の間を通っており、S B 638 建物同様、ほぼ中軸線上の建物とみておきたい。また、S B 638 建物との距離は両棟通り間で 14.6m（50 尺）、南桁列から外郭南辺まで 125m（420 尺）程で、1町 10 間に相当する。さらに S B 699 と 633 建物の南北中心線は一致し、S B 638 は S B 699 の東西両端を各々 4 尺ずつ短かくした配置になる。

S B 652 A・B 建物跡は北柱列と西柱列の一部を検出したのみで、全容は不明であるが、西柱列の北 1・2・4 の柱穴で建て替えの柱穴がみられるものの、北 3 および、北柱列では建て替えの柱穴がみられず、建物全体の建て替えとみるには問題が残る。あるいは一本柱列の屈曲部の一部ともみられ、建物とならない可能性もある。北柱列と S B 699 建物跡南桁列間の距離は 20.8m（70 尺）程である。

〔第 5 段階〕 S A 636 塙跡、S B 694 建物跡、S K 696 土壙、S X 622 不明遺構

前述した第 3・4 段階の遺構を切っており、II 期官衙廃絶後の時期に該当するものを全て含んでいるが、奈良時代後半から平安時代の遺構が発見されていないことから、殆んどが中世以降のものと考えられる。

S A 636 塙跡は「形で南面が開口する塙で、4 尺等間の支柱痕跡がみられる。布掘りは四面にみられるが、南面には支柱痕跡がみられない。S X 622 不明遺構をとり開む様に廻っており両者は同時期の一体となる遺構と考えられる。遺構検出面では布掘り中央に支柱痕跡がみられるが、布掘り底面にはさきに不整方形・不整楕円形の支柱掘り方がみられる。塙で囲まれる範囲は東西 7.5 m（25 尺）、南北 9.7 m（36 尺）、方向は N-3°-E で、第 4 段階の II 期官衙遺構とほぼ同様の方向をとっているが、中世陶器が出土した S K 696 を切っており、古代の遺構とは考え難い。

S X 622 不明遺構は長さ 5.7 m、幅 1.3 m 程の長方形遺構が 2 つ東西方向に並ぶもので、掘り方の底面よりやや上部に短辺方向に沿ってほぼ全面に直径 1.5 cm 程の竹材と考えられる細い棒状のものを簾状に敷き並べたものである。東西両端中央に各 1、北縁・南縁に沿って等間隔に 5 本ずつ、支柱痕跡がみられる。北部中心線と南部中心線の間隔は 2.4 m（8 尺）、S A 636 塙

跡北列と S X 622 北縁の間隔は約 1.2 m (4 尺), S A 636 東・西列と S X 622 東端・西端の間隔は 90cm (3 尺) で、S A 636 塙跡で囲まれた中の北側に片寄って、整然と収まっている。何らかの基礎構造と考えられるが、上部構造は不明である。

S B 694 建物跡は梁行 2 間、桁行は西端が攪乱のため不明であるが、3 間とみられる。方向は N-1°-E で、これもほぼ第 4 段階Ⅱ期官衙遺構と同様であり、第 4 段階の遺構ともみられるが、第 5 段階の S A 636 塙跡・S X 622 不明遺構との配置関係、および、柱間寸法が、梁行で 5 尺、桁行で 6 尺と短いことなどから、ここでは第 5 段階とみておきたい。桁行 3 間とみれば、S X 622 不明遺構の東西長とほぼ一致し、東梁柱列と S A 636 東列延長線、推定西梁柱列と同東列延長線の各々の間隔は 1.05m でほぼ一致している。さらに棟通りと S X 622 南列中心線とは約 9 m (30 尺)、北桁柱列と S A 636 南端とは 1.8m (6 尺) となっており、これら 3 つの遺構は同一基軸線で造られているものと考えられる。

第 5 段階ではこれらの他に多くの小柱穴による掘立柱建物群などが考えられるが、古銭「寛永通寶」「開元通寶」「元二通寶」が出土した他は殆んど出土遺物がないうえ、建物としての組み立てができなかったことから、本段階の詳細は不明であるが、小柱穴群は調査区の南半部に集中する傾向がみられ、本遺跡の東側に隣接する中世北畠城跡と関連する建物跡等の遺構の存在が明らかである。

本調査では数多くの遺構が発見されたにもかかわらず、出土遺物が殆んどなく、岡化し得たものは遺構検出面より出土した須恵器 E-257 箍 1 点のみであった。出土遺物の量が極めて少ないことは、耕作による攪乱が深くまで及んでいることにも因るが、それ以上にこの地区が、官衙機能時にどのような目的で使用された空間であったのかも考慮する必要があろう。すなわちⅠ期においては倉庫群の一角であり、Ⅱ期においては官衙中枢部となり、収蔵・政務の場であったことにより、土器類その他の用具についても他の官衙ブロックにくらべ、使用頻度、使用数も少なく、廐棄行為が殆んどなかったと考えられることもその大きな要因となったものであろう。また、瓦類の破片も極くわずかであり、Ⅰ期の倉庫建物については、Ⅱ期官衙造営の際、括整理されているとも考えられることから、不明であるが、少なくともⅡ期官衙の中核建物は瓦葺きではなかったものと考えられよう。

V 第52次発掘調査

1. 調査経過

第52次調査は、仙台市小田原2丁目5-21菅野博康氏より、郡山5丁目214-2他において住宅新築のため、昭和60年4月24日付けで発掘届が提出され、6月10日より敷地内の発掘調査を実施した。調査地区は方岡町官衙域の南東コーナー付近の南65mの位置にあたる。敷地内の南側に4×13mの東西に長い調査区を設定し、重機を用いて盛土を排除し、遺構の検出作業を行った。その結果、現地表より1.3m下で旧水田1.5m下第6層上面で遺構を検出した。

2. 発見遺構

発見された遺構は、竪穴住居跡1軒、溝跡2条、土壙4基、ピット1などである。

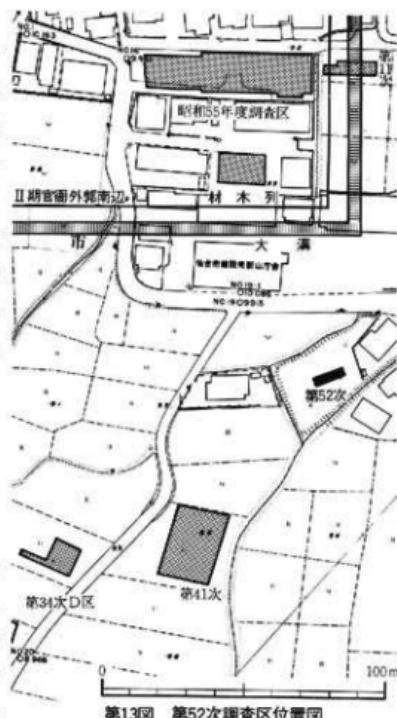
S I 670 竪穴住居跡 東西長4.2m程、南北長4m以上で、西辺方向はN-6°-Eである。上部の削平が著しく掘り方のみを検出し、平面形等の詳細は不明である。掘り方の底面には凹凸があり、埋土は灰黄褐色・にぶい黄褐色粘土

である。掘り方埋土中より、土師器坏・甕片・須恵器甕片・鋤先などを出土している。SK 675を切り、SD 671に切られている。

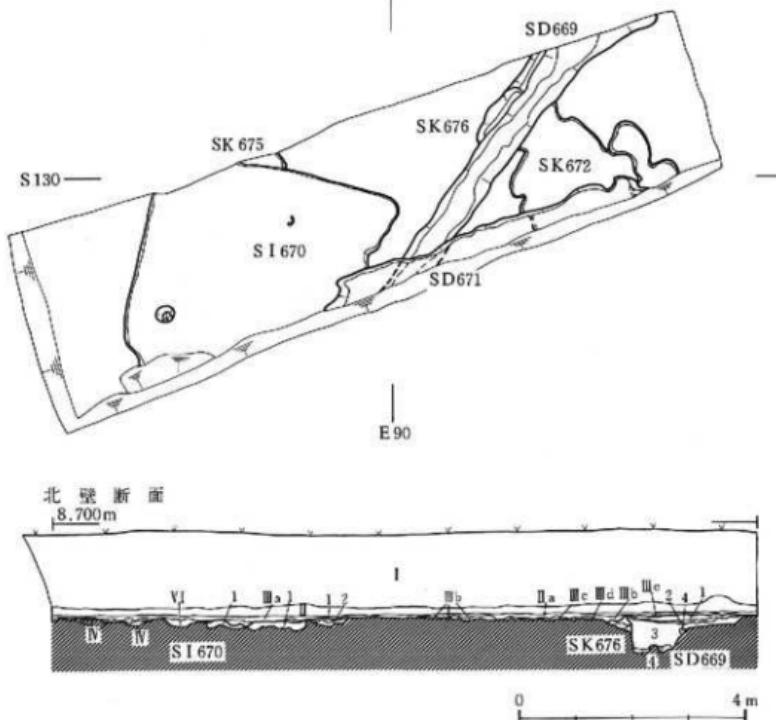
SK 672 土壙 1.9×3m以上、深さ23cmの不整形である。堆積土は灰黄褐色粘土・砂質シルト・黄褐色砂質シルトなどで、各層に酸化鉄を少量ずつ含んでいる。堆積土中より土師器坏・甕片・須恵器甕・甕片・鐵製品・丸瓦・土製品などが出土している。SK 674・676を切り、SD 669・671に切られている。

SK 674 土壙 0.9×1.35m以上、深さ15cmの不整形で、底面には凹凸がある。堆積土は黒褐色・にぶい黄褐色粘土で、各層に酸化鉄、マンガン粒を含んでいる。SD 671・SK 672に切られている。

SK 675 土壙 調査区の北壁際で検出し、平面形、規模等の詳細については不明である。



第13図 第52次調査区位置図



層位	土色	土性	備考
基本層位			
I	褐色土		
II	10 BG%	暗青灰色	粘土
IIIa	10 YR%	灰黃褐色	粘土 酸化鉄を多量に含む
IIIb	5 G%	綠灰色	シルト質砂 酸化鉄、炭化物、土師器片を少量含む
IIIc	5 GY%	オリーブ灰色	粘土 酸化鉄を斑点状に含む
IIId	10 GY%	綠灰色	砂 酸化鉄を多量に含む
IIIe	10 YR%	褐灰色	粘土 酸化鉄を多量に含む
IV	10 GY%	暗綠灰色	シルト質粘土
V	10 YR%	褐色	粘土 酸化鉄を崩壊状に含む
S I 670	1	10 YR% において黄褐色	粘土 マンガンを少量含む
S K 675	1	10 YR%	黒褐色
	2	10 YR%	褐灰色
S D 669	1	10 YR%	黑色
	2	10 YR%	褐灰色 火山灰
	3	10 YR%	褐灰色
	4	10 YR%	褐灰色 粘土 砂粒、酸化鉄を斑点状に含む
S K 676	1	10 YR%	褐灰色 粘土 砂粒、酸化鉄を含む
	2	10 YR%	褐灰色 粘土 酸化鉄を多量に含む
	3	10 YR%	褐灰色 粘土 酸化鉄を塊状に含む

第14図 第52次調査区平面図と土層断面図

堆積土は黒褐色、褐灰色粘土である。S I 670に切られている。

S K 676 土壤 調査区の北壁際で検出し、平面形、規模等の詳細については不明である。

堆積土は褐灰色粘土で、鐵化鉄を多量に含んでいる。S D 669・S K 672に切られている。

S D 669 溝跡 長さ20m以上、上幅50~60cm、下幅15~45cm、深さ10~30cm、横断面形は逆台形を呈し、方向はN-33°-Eである。北壁際では溝の幅が広がっている。堆積土は黒色・褐灰色粘土などで、灰白色火山灰を層状に含んでいる。堆積土中より土師器環・甕片・須恵器環・甕・蓋片が出上している。S D 671に切られ、S K 672・676を切っている。

S D 671 溝跡 長さ6m、深さ10cm程で、調査区の南壁際で一部検出したのみで、平面形、規模等の詳細については不明である。堆積土は暗褐色、灰黃褐色、明黃褐色粘土で、土師器環・甕片・須恵器甕片・土製紡錘車などが出上している。S I 670・S D 669・S K 672・674を切っている。

ピット1 S I 670の掘り方底面で検出した。深さ20cm程で、堆積土は黒褐色シルト質粘土である。

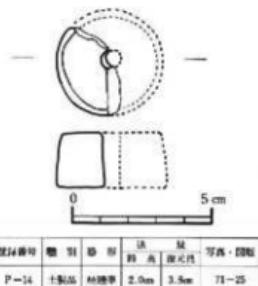
3. 出土遺物

第52次調査による出土遺物は、土師器、須恵器、瓦、木製品、鉄製品、鉄滓、土製品などである。出土遺物の中では、破片のものが多く全体の器形を復元できるものではない。また鉄製品では、使用された用途の不明なものもある。

以下、遺構ごとに出土遺物を略述する。

S I 670 穫穴住居跡 掘り方埋土中より土師器環・甕片・須恵器甕片・鉄製品N-28鋤先が出土している。N-28鋤先は側縁がほぼ平行なもので、大きさは長さ14cm、幅10.5cmのものである。鋤の外縁に装着するものであるが、装着部分の形状等については、腐食が著しく不明である。

S K 672 土壤 堆積土中より土師器環・甕片・須恵器E-255・甕片・壺・甕片・丸瓦F-47、鉄製品N-29、土製品P-13が出土している。須恵器E-255 甕片は頸部の破片であるが、内外面に墨痕がみられる。丸瓦F-47は、凸面に平行叩きが施されている。鉄製品N-29は、1.4×1.9cmの角状の鉄材が13cm程に折り曲げられており、推定される全長は41cm程である。土製品P-13は4.5×5cm以上の扁平な土製品の一部で、表面に指頭状のへこみがある。N-29、P-13とも用途は不明である。



第15図 SD 671出土遺物

S D 671 溝跡 堆積土中より関東系の土師器C—575 坯片の他、土師器坏・甕片、須恵器甕片、土製品P—14紡錘車が出土している。P—14（第15図）紡錘車は厚手の円盤状をしたもので、残存部から径4cm、高さ2.1cmと推定され、中央に貫通孔がある。器面調整は酸化鉄の付着が著しく不明である。

S D 699 溝跡 堆積土中より土師器坏・甕片、須恵器坏・壺片の他、カエリのない須恵器蓋片を出土している。

その他遺構検出面から土師器坏・甕片、須恵器坏・甕片、鉄滓を出土している。

4. ま と め

第52次調査は、方四町官衙城の南側において実施し、第34次調査D区、第41次調査区に近接した地域である。調査の結果、竪穴住居跡、溝跡、土壤等を検出したが、掘立柱建物跡や材木列などを検出することはできなかった。発見された遺構のうちS I 670は、方向がN—6°—Eで、出土する土師器にロクロ使用のものを含まないことから、方向の点で若干ずれがあるもののⅡ期官衙の時期に含まれる可能性がある。またS D 669は、方向がN—33°—Eで堆積土中に灰白色火山灰を含むことなどから、Ⅰ期官衙の時期と考えられる。

これまで方四町官衙城外で、推定方二町寺城の東側では、竪穴住居や溝は検出されるが、明らかに官衙を構成する掘立柱建物跡、堀跡など、官舎やその区画施設等は発見されなかった地域である。調査面積は狭いが、今回の調査でも同様であり、官衙城、寺城外での様相を示しているものと考えられる。

VI 第53次発掘調査

第53次調査は、仙台市成田町70千田清氏より、郡山5丁目2-21において住宅新築のため、昭和60年4月24日付けで発掘届が提出され、7月8日より敷地内の発掘調査を実施した。調査地区は方四町宮街城推定南門よりやや北東方向に寄った位置にある。敷地内の東側に6×3.5mの南北に長い調査区を設定し、重機を用いて盛土を排除し遺構の検出作業を行った。その結果、現地表より90cm下で旧水田面を検出し、その10cm下第3層上面で遺構を検出した。

発見された遺構は、土壙2基、溝跡1条、ピット11である。

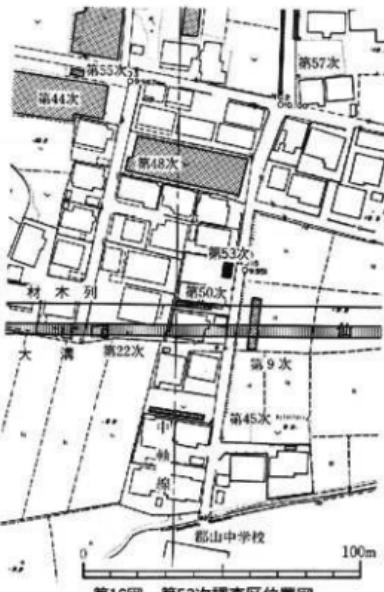
S K 681 土壙 2.5×1.2m以上、深さ15cmで、底面はほぼ平坦である。調査区の北東隅で一部検出したのみで、詳細については不明である。堆積土は褐灰色粘土である。S K 682を切っている。

S K 682 土壙 1.6×0.3m以上、深さ8cmで、重複のため詳細については不明である。堆積土は灰黄褐色粘土である。S K 681に切られている。

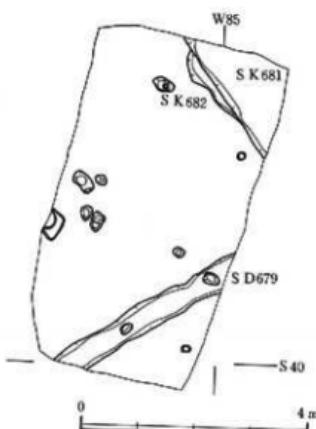
S D 679 溝跡 長さ3.7m以上、上幅35~55cm、下幅25~35cm、深さ4~12cm、横断面形はU字形を呈し底面には凹凸がある。方向はN-50°-Eで、堆積土はにぶい黄褐色粘土である。

出土遺物は、耕作土中より寛永通寶が1点出土したのみである。

本調査区は第56次調査区の北隣りで、外郭南辺材木列ならびに南門跡に近接している。しかし、調査面積が狭く古代のものと考えられる、遺構、遺物を発見することはできなかった。



第16図 第53次調査区位置図



第17図 第53次調査区平面図

VII 第54次発掘調査

1. 調査経過

第54次調査区は方四町Ⅱ期官街の中央南寄りの地区にあたり、推定政府地区の北東部に位置し、本年度第51次調査区の北東に隣接し、同第57次調査区西トレンチと接している。現況は畠地で、ビニールハウスが建てられており、表面調査では畠地上に土器片は殆んど散布していない。

9月6日から調査を開始し、ガス管等の埋設管の関係から、便宜上、調査区を南区と北区に分割して設定した。南区は東西15m、南北5m、北区は東西16m、南北12mである。テストピットによる土層観察の結果、深さ60cm程までは耕作による擾乱が及んでいることが確認されたため、重機によって表土・耕作土の排土を行った。耕作土排土後、遺構検出作業を行ったが、南区東半、北区南半はさらに天地返しが深く、深さ1mまで擾乱が及び、古代の遺構検出面が殆んど残っていなかった。

検出した遺構は溝跡1条、土壙1基、小柱穴

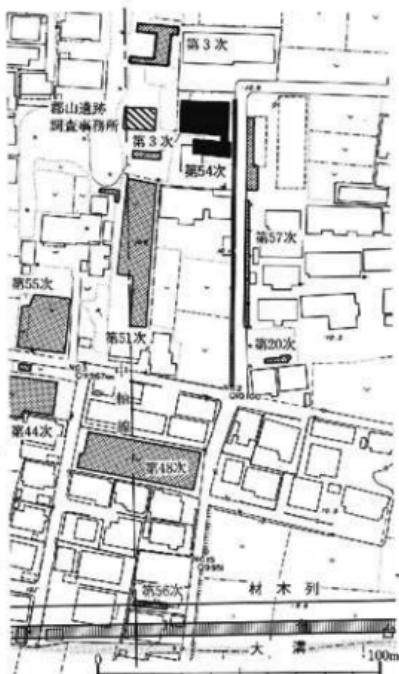
・ピット152だけであった。溝跡1条は方向からみてⅠ期官街段階のものと考えられる他は時期不明で、当初想定したⅡ期官街中枢に関する遺構は発見されなかった。出土遺物も土師器・須恵器片が30数点のみである。

調査期間中、9月26日から19日間、第56次調査のため、中断したが、12月7日、調査を終了し、埋め戻し作業を行った。

2. 発見遺構・出土遺物

・発見された遺構は溝跡1条、土壙1基、小柱穴、ピット152である。

S D 740 溝跡 北区を北西から南東に斜行する溝で、遺存良好な部分で、上幅50~100cm、下幅20~40cm、深さ50cm、横断面形は逆台形を呈する。方向はE-22°-Sである。底面標高は



第18図 第54次調査区位置図

東壁断面

10,800m



第19図 第54次調査区土層断面図

北西端で9.35m、中央部付近で9.35m、南東端で9.33mとほぼ平坦である。堆積土は細分すれば7層にわけられるが、暗褐色・黒褐色のシルト・粘土質シルトである。出土遺物は堆積土中より土師器壺・甕、須恵器片が各1点のみである。

S K 746 土壤 南区西端で発見され、直徑280～300cmのほぼ円形を呈し、深さ70cm、底面はほぼ平坦で、直徑150～180cmを計り、断面形は逆台形を呈する。堆積土は大別して4層にわけられ、1層は黒褐色シルトで灰・炭化物を含む。2・3層は暗褐色シルト質粘土で地山土を斑点・ブロック状に含む。4層は黄褐色粘土質シルトで3層土をブロック状に含む。各層に拳大の河原石を多く含む。出土遺物は堆積土中より土師器甕、須恵器壺・甕片が数点である。

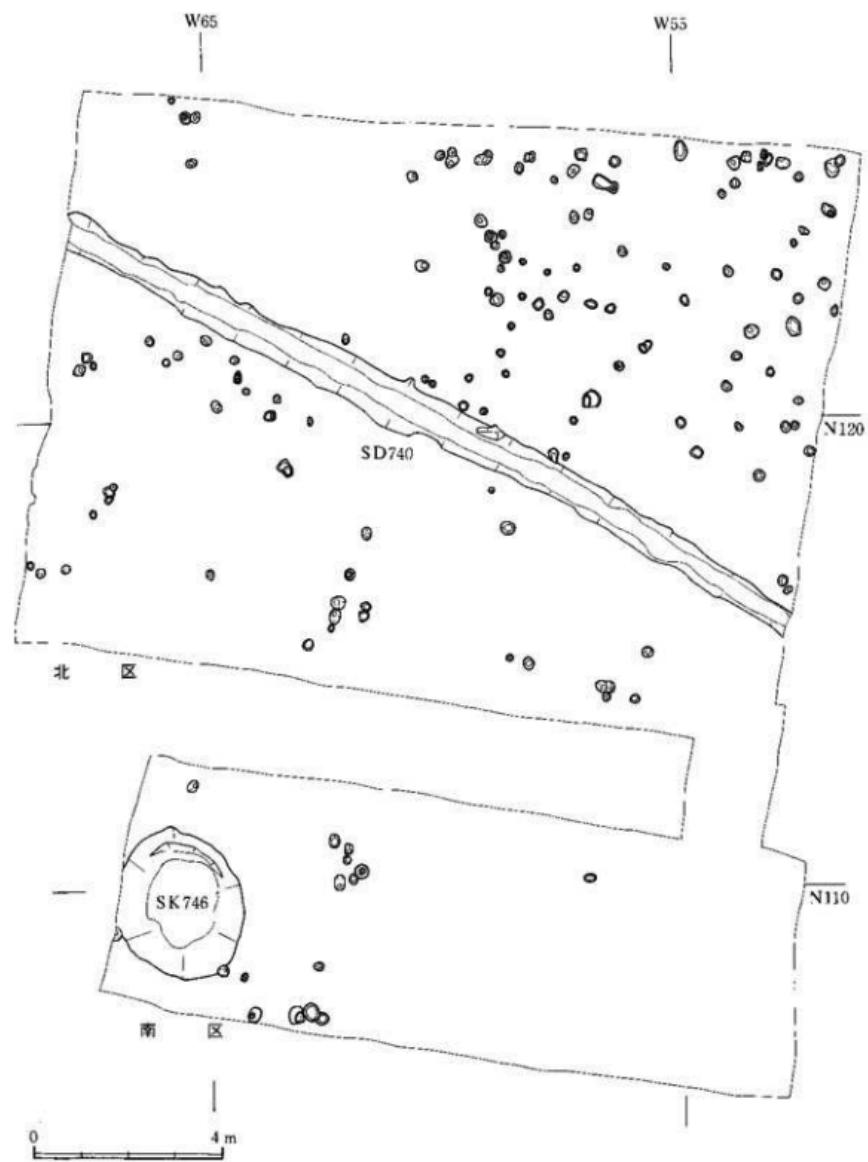
他に小柱穴・ビットが152あるが、直徑10～30cmの円形ないしは一边20cm程の方形で、深さ3～43cm程で、一部直徑10cm程の柱根跡がみられるものもある。

3. まとめ

今次調査はⅡ期官衙の政府地区と推定される東西80m、南北100m程の範囲の中の北東隅部にあたり、政府の区画施設および、政府を構成する建物をはじめとする遺構の在り方を究明することを目的として調査を実施した。

溝跡はその方向性からみてⅠ期官衙段階のものとみられ、何らかの区画の溝かと考えられる。水を溜め、流入土砂による自然堆積によって埋まつたものとはみられず、人為的に埋め戻されたものとみられ、Ⅱ期官衙造営に際しての埋め戻しとも考えられるが、出土遺物が殆んどなく年代決定の資料を欠く。土壤についても使用年代・用途を含め、詳細は不明である。

擾乱が深く、浅い遺構は殆んど残り得ない状況であるが、官衙建物の柱穴等は、存在していたものであれば、少なからず遺存するものとみられるが、柱穴等の遺構は発見されなかったことから、現段階で推定政府の内とも外とも断定できず、さらに周辺の調査を待って、検討していくべきたい。



第20図 第54次調査区平面図

VII 第55次発掘調査

1. 調査経過

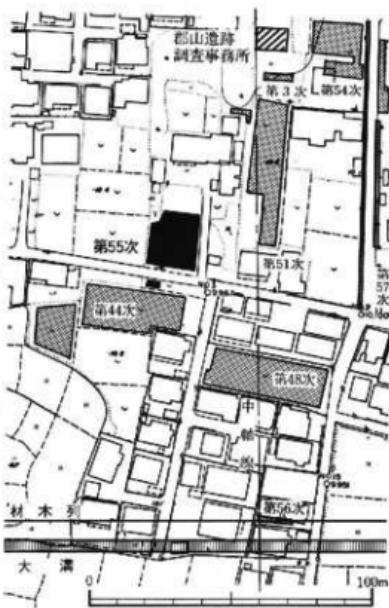
第55次調査区は方四町Ⅱ期官街の中央南寄りの地区にあたり、推定政府地区的南西部に位置し、本年度第51次調査区の南西、昭和59年度第44次調査区の北に隣接している。現況は畠地、および西侧は隣地との土地境界が南北に長い幅2m程の竹藪であり、表面調査で土器片は殆んど散布していない。この西侧の竹藪はさらに北方に続き、雜木林となっており、何らかの土地区割の名残かとみられ、ここを政府西限の区画と推定していた。

9月10日から調査を開始し、調査区は排土場の関係から、南北に半折し、南半部を初め調査し、排土を折り返して後、北半部の調査を行う事とし、16×20mの調査区を設定した。さらに遺構検出作業の段階で、西側を幅2m拡張した。テストピットによる土層観察の結果、深さ50cm程は耕作による擾乱が及んでいることが確認さ

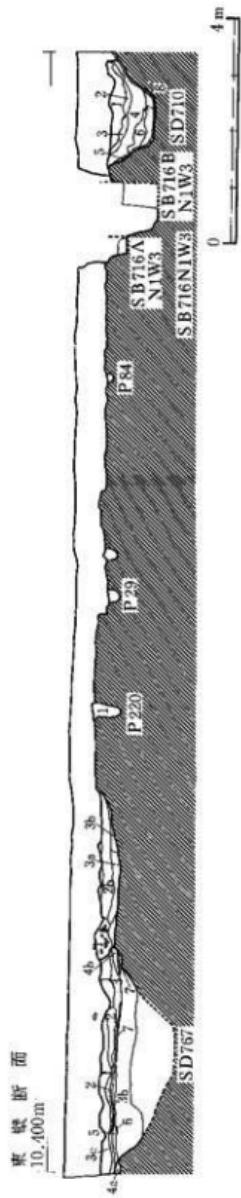
れたため、重機によって表土・耕作土の排土を行った。この畠地は耕作の擾乱が比較的浅く、多くの遺構が検出された。調査区西端の南北方向にのびる柱列、および一部の竪穴住居跡は、南半部調査終了後、埋め戻さず、北半部とあわせて調査を継続した。また、西端柱列は南方への連続状況を確認するため、調査区南側の市道をはさんで、第44次調査との間の未調査部分に東西5m、南北2mの小規模な調査区を設定し、これを第55次調査南トレンチとした。

検出した遺構は擧立柱建物跡、竪穴住居跡等であるが、Ⅰ期官街段階は第51次調査における倉庫建物群と際だった対照をみせ、住居跡・建物跡の状況からみて、第44次調査区の遺構との連続性が考えられた。またⅡ期官街段階は遺構がやや少ないものの、政府を構成するとみられる建物跡や、政府推定西辺の位置で柱列が発見された。さらに平安時代、中世以降とみられる遺構が数多く重複していた。

当初11月末を調査終了予定としていたが、予想を上回る遺構が検出されたことから、調査は約1ヶ月延長、12月27日に終了し、翌28日埋め戻しを完了した。



第21図 第55次調査区位置図



第22図 第55次調査区土層断面図



2. 発見遺構

今回の調査によって発見された遺構は、一本柱列1列、掘立柱建物跡8棟、竪穴建物跡3軒、竪穴住居跡3軒、竪穴造構1基、溝跡8条、土壙31基、小柱穴・ビット220などである。古衙に伴う遺構はN-30°-E前後の基準方向によるⅠ期官衙のものが多い。Ⅱ期官衙のものは、一本柱列1列、掘立柱建物跡2棟である。これらは耕作土下層の第V層上面で発見されたものであるが、本来はこの上層で検出可能な遺構と考えられる。しかし、耕作のために削平されて、より上層での検出是不可能であった。

S A 730 一本柱列 南北方向に延びる一本柱列で、方向はN-5°-Wである。柱間は4間以上で、検出分の総長は8.34mである。柱間寸法は195~225cmで、柱穴は一辺95~110×115~120cmの隅丸長方形で、深さ75~95cm、柱痕跡は直徑31~32cmである。この柱列は、Ⅱ期官衙の政府域の推定西辺と一致している。柱穴内より土師器坏片・甕片・壺片・須恵器坏片・甕片・壺片・蓋片・鉄製品が出土している。S I 727、S B 781を切っており、S D 710、S K 719・731・738に切られている。

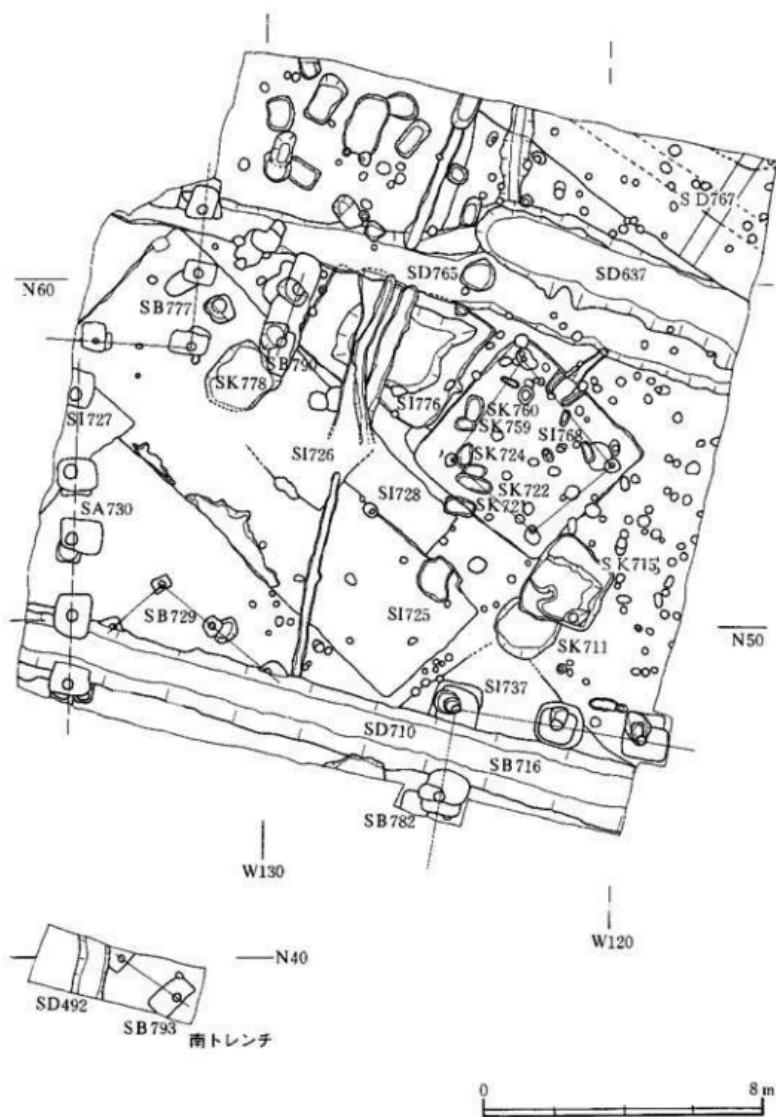
S B 716 A・B 建物跡 衍行2間以上（柱間寸法245~290cm、平均270cm）、総長5.35m以上、梁行1間以上（柱間寸法258cm）の東西棟建物跡で、衍柱列の方向はE-2°-Sである。柱穴は一辺93~98×100~134cmの隅丸長方形及び隅丸長方形で、深さ80~90cm、柱痕跡は直徑27~30cmである。各々抜取り穴を伴い、同位置、同規模の立て替えがある。柱穴内より土師器坏片・甕片・壺片・丸瓦片が出土している。S I 737・782を切っており、P 53・54・70に切られている。

S B 729 建物跡 東西2間以上（柱間寸法188~205cm、平均195cm）、総長3.93m以上、南北1間以上（柱間寸法180cm）である。東西柱列方向はE-34°-Sである。柱穴は一辺35~45×50~55cmの不整形で、柱痕跡は直徑16~25cmである。S D 710、S K 714に切られている。

S B 773 建物跡 東西1間以上（柱間寸法190cm）の建物跡であるが、棟方向は不明である。柱列方向はE-26°-Sである。柱穴は一辺70~125cmの長方形で、深さ30cm以上、柱痕跡は直徑18~22cmである。Ⅰ期官衙に伴う建物跡と考えられる。柱穴内より土師器坏片・甕片・弥生土器片が出土している。S D 429、P 222に切られている。

S B 777 建物跡 南北2間以上（柱間寸法185~210cm）、総長3.95m以上、東西1間以上（柱間寸法223cm）。南北柱列方向はN-3°-Wである。柱穴は一辺63~79×83~110cmの隅丸長方形で、深さ40~50cm、柱痕跡は直徑20~33cmである。柱穴内より土師器坏片・甕片・須恵器坏片が出土している。S I 725・728を切っており、S D 637に切られている。

S B 780 建物跡 南北1間以上（柱間寸法210cm）の建物跡であるが、東西棟、南北棟の区別は不明である。柱穴は一辺55~70×168~183cmの不整長方形で、深さ80~93cm、柱痕跡は直



第23図 第55次調査区平面図

径23cmである。S I 776に切られている。

S B 781 建物跡 柱穴1個のみの検出で詳細は不明である。柱穴は210×80cm以上の大きさで、深さ65cm、形状は他の遺構に切られているため不明である。また、柱痕跡直徑も不明である。柱穴内より土師器壊片が出土している。S A 730、S D 710に切られている。

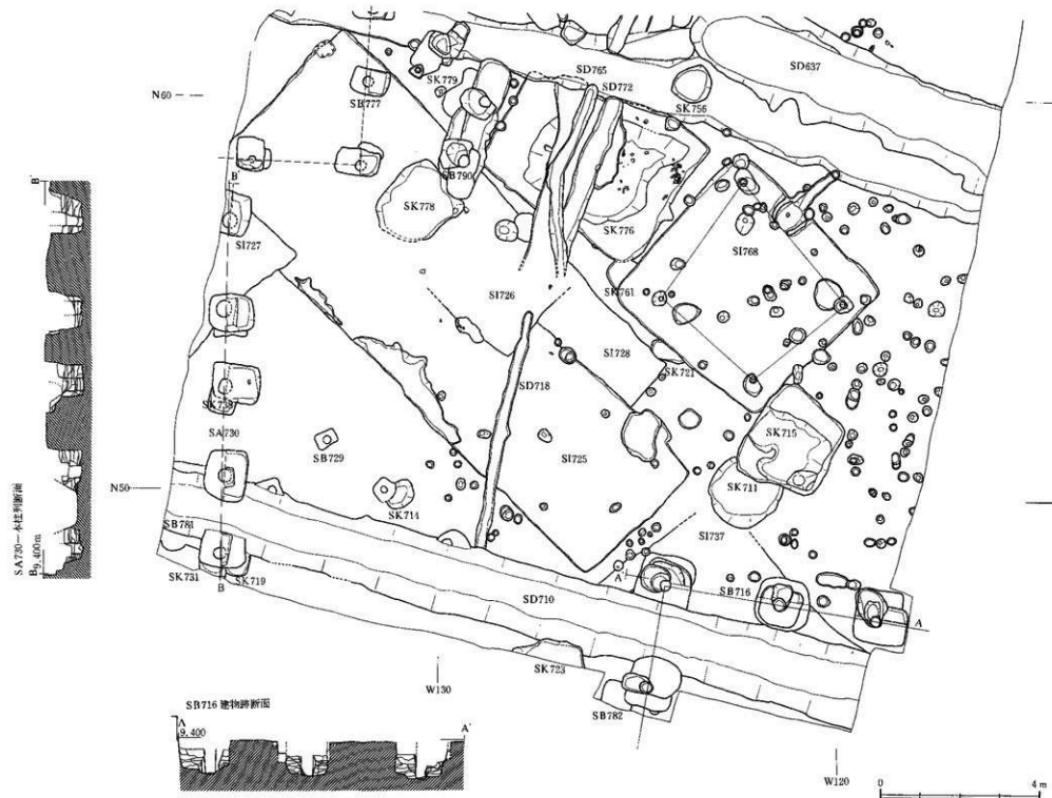
S B 782 建物跡 柱穴1個のみの検出で詳細は不明である。柱穴は80×60cm以上の大きさで、深さ、形状、柱痕跡直徑については不明である。柱穴内より土師器壊片・壊片が出土している。S B 716に切られている。

S B 790 建物跡 南北1間以上(柱間寸法159cm)の建物跡であるが、棟方向は不明である。南北柱列方向はN-10°-Eである。柱穴は一辺55-70×105-120cmの不整長方形で、深さ96-105cm、柱痕跡は直徑30-38cmである。各々抜取り穴を伴い、両柱穴の間に、両柱穴に切られる形で、別の柱穴が存在する。柱穴内より土師器壊片・壊片が出土している。S I 776、S K 778-779を切っており、S D 637、P 150に切られている。

S I 725 積穴建物跡 長辺10.8m以上×14.1m以下、短辺3.7mの長方形で、短辺方向はN-40°-Eである。壁は直立気味に立ちあがり、壁上端から床面まで2-4.5cm程残存しているが、西辺は重複関係不明のため検出されなかった。上部削平のため、一部床面が露出している。床面にはぶい黄褐色シルト質粘土の貼床で、厚さ3-4.5cmである。住居内よりP 1-15が検出されたが、土柱穴となるかどうかについては判然としない。周溝は検出されなかった。カマドは、北辺の北東コーナー付近に施設され、幅1.0m、奥行1.1mで煙道は不明である。また、南辺中央部から西側にかけて、焼上、炭化物の堆積している落ち込みを2か所検出している。堆積土は、褐色・暗褐色・明黄褐色シルト、灰黄褐色粘土質シルトなどで、東側中央付近では凝灰岩層も検出している。掘り方堆上は、明黄褐色・ぶい黄褐色粘土質シルトなどである。堆積土中より土師器壊片、床面上より土師器壊片・壊片、須恵器壊片、小石、カマド内より土師器壊片・壊片、弥生土器片、小石が出土している。S I 728を切っており、S I 726・727 S D 718、P 81・82に切られている。

S I 726 積穴住居跡 S I 725・728と重複して検出されたが、詳細は不明である。規模は1.9m以上×2.1m以上で、東辺方向はN-30°-Eである。床面は一部残存しており、浅黄色シルト質粘土の貼床で、厚さ2-8cmである。壁は残存しておらず、周溝、上柱穴も検出されず、カマドの位置も不明であるが、南辺際に炭化物が集中してみられる。堆積土は、暗褐色シルトなどである。堆積土中、床面上より土師器壊片が出土している。S I 725・728を切っており、S D 718に切られている。

S I 727 積穴住居跡 調査区の西壁際中央付近で検出されたが、プランを検出したのみで詳細は不明である。規模は1.6m以上×3.8m以上で、東辺方向はN-30°-Eである。堆積土中



第24図 第55次調査区南半平面図

より土師器壺片・須恵器壺片・甕片が出土している。S I 725を切っており、S A 730に切られている。

S I 728 穫穴建物跡 長辺11.9m、短辺4.0m以上の長方形で、短辺方向はN-33°-Eである。上部削平が著しいため、床面、周溝などは検出されず、堆積土も不明である。カマドは、北辺中央付近に施設され、幅60cm以上、奥行70cm以上で、煙道は不明である。掘り方埋土は、褐色・暗褐色・明黄褐色・灰褐色シルトなどである。検出面で土師器壺片・甕片・須恵器壺片・甕片・壺片が、カマド内より土師器甕片が出土している。S B 777、S I 725・726、S D 765・772、S K 721・728に切られている。

S I 737 穫穴建物跡 調査区の南東コーナー付近で検出されたが、プランを検出したのみで詳細は不明である。規模は2.5m以上×5.5m以上で、形は不明である。西辺方向でN-47°-Eである。S B 716、S D 710、S K 711、P 49・51・52に切られている。

S I 768 穫穴住居跡 東西長4.8～5.0m、南北長4.7～4.9mのほぼ正方形で、東辺方向はN-40°-Eである。礎は直立気味に立ちあがり、壁高は3～22cmである。(東辺3～15cm、西辺9～21.5cm、南辺3～8.5cm、北辺14～22cm)。上部削平のため、一部床面が露出している。床面は黄褐色シルト質粘土の貼床で、厚さ3～5cmである。周溝は検出されなかった。カマドの位置は、北辺中央やや西寄り(東辺よりカマド中軸線まで3.0m)に施設され、幅50cm、奥行70cm、カマド内中央には支脚の石が遺存している。また、両袖、煙道も良好に遺存している。煙道は、幅20～25cm、長さ115cmで、煙出しは直径20cmの円形である。住居内よりP 1～28が検出され、そのうち主柱穴は、P 20・23・24・26の4つで、直径35～52cmの円形、不整形で柱痕跡は直径16～19cm、深さは床面より39～52cmである。堆積土は、褐色・暗褐色・黄褐色・黄橙色・明黄褐色シルト、黒褐色・にぶい黄褐色・暗褐色・明黄褐色・灰黄褐色粘土質シルト、黒褐色シルト質粘土である。堆積土中より土師器壺片・甕片・床面上より土師器環片・甕片・須恵器壺片・甕片が出土している。S K 721・722・724・759・760・761、P 74・80・159・163・164・176に切られている。

S I 776 穫穴造構 長辺4.8m、短辺3.7mの隅丸長方形で、南半がややせばまる。東辺方向はN-28°-Eである。第6層上面で灰白色火山灰が薄く堆積し、その下に多量の炭化物がみられ、炭化物層下面には底面と考えられる貼床と同様の施設土が中央部にみられるが、凹凸があり、住居床面とは明らかに異なる。造構内よりP 1～8が検出されている。堆積土は、灰黄褐色・にぶい黄褐色・明黄褐色・褐色シルト、灰黄褐色・にぶい黄褐色シルト質粘土である。堆積土中より土師器環・壺片・須恵器壺片・甕片・壺片・丸瓦片・弥生土器片が出土している。尚、この造構の下層よりS B 780建物跡を検出している。S D 637・765・772、S K 761・769、P 148・149・182・216に切られている。

S D 710 溝跡 長さ18m以上、上幅150～220cm、下幅85～90cm、深さ67～87cm、横断面形は逆台形を呈し、方向は東西方向でE—9°—Sである。堆積土は、灰黄褐色シルト、にぶい黄褐色・灰黄褐色・にぶい黄橙色粘土質シルトで、土師器壊・壊片・高台付壊片・壊片・須恵器壊・壊片・壊片・壊片・丸瓦片・平瓦片・弥生土器片・陶器片・銅製品が出土している。S A 730、S B 716・729・781、S I 718、S K 719・723、P 54を切っている。

S D 718 溝跡 長さ6.2m以上、上幅21～41cm、下幅13～32cm、深さ9～16cm、横断面形は逆台形を呈し、方向は南北方向でN—4°—Eである。堆積土は、にぶい黄褐色・黒褐色・黄褐色・明黄褐色・褐色シルトで、土師器壊片・壊片・鐵製品が出土している。S I 725・726を切っており、S D 710に切られている。

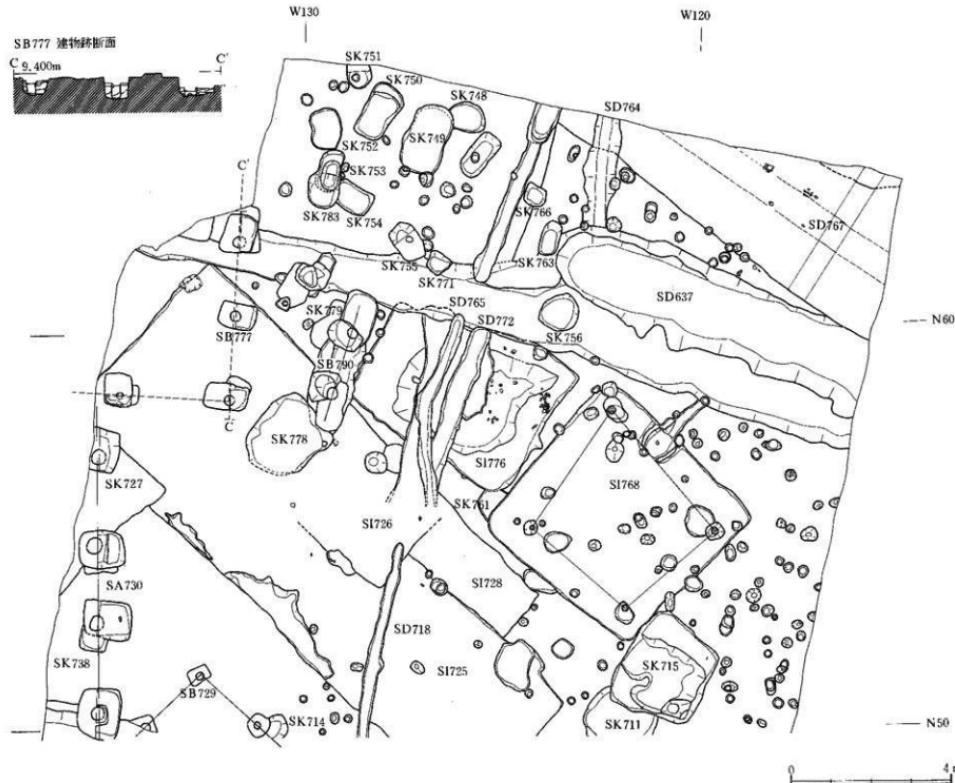
S D 764 溝跡 長さ4.1m以上、上幅33～83cm、下幅19～25cm、深さ15～24cm、横断面形は逆台形を呈し、方向は南北方向でN—3°—Wである。堆積土は、暗褐色・にぶい黄褐色・褐色シルトで、土師器壊片・壊片・須恵器壊片・壊片・陶器片が出土している。S D 637・767、P 213を切っており、P 120・202に切られている。

S D 765 溝跡 長さ9.5m以上、上幅31～47cm、下幅11～29cm、深さ15～28cm、横断面形は逆台形を呈し、方向は南北方向から東の方へ蛇行している。堆積土は、暗褐色・褐色シルトで、炭化物を多く含んでいる。堆積土中より土師器壊・壊片・高台付壊片・壊片・須恵器壊片が出土している。S I 778、S D 772を切っており、S D 637に切られている。

S D 767 溝跡 長さ9.8m以上、上幅364cm以上、下幅64cm、深さ126cm、横断面形は逆台形を呈し、方向は南辺でE—30°—Sである。I期の溝跡と考えられる。堆積土は、褐色・暗褐色・黒褐色・にぶい黄橙色・にぶい黄褐色シルト・黄褐色・暗褐色・灰黄褐色・褐灰色・褐色粘土質シルト・褐灰色・灰黄褐色シルト質粘土・灰黄褐色粘土である。堆積土中より土師器壊・壊片・壊片・須恵器壊片・壊片・壊片・円面鏡片・小玉石・弥生土器片が出土している。S D 764、S K 762に切られている。

S D 772 溝跡 長さ8.2m以上、上幅50～60cm、下幅34～50cm、深さ20～24cm、横断面形はU字形を呈し、方向はN—14°—Eである。堆積土は、暗褐色・褐色・黄褐色シルト、にぶい黄橙色砂質シルトで、土師器壊・壊片・壊片・須恵器壊片が出土している。S I 778を切っており、S D 637・765、S K 762・766に切られている。

S D 637 溝跡 長さ18.4m以上、上幅100～320cm、下幅80～280cm、中央部で幅がせばまる。深さ15～45cm、横断面形は扁平U字形を呈し、方向は南辺でE—7°—Sである。この溝跡は、第51次調査区の南部で検出した溝跡の延長である。堆積土は、にぶい黄褐色・灰黄褐色・褐灰色・褐色・黄褐色シルトで、第1層に3～10cm大の礫を多く含んでいる。堆積土中より土



第25図 第55次調査区北半平面図

師器坏片・高坏片・甕片・須恵器坏片・甕片・蓋片・平瓦片・丸瓦片・陶器片・弥生土器片・石製品、攜鉢片が出土している。S B 777・790、S I 776、S D 765・767・772、S K 755・763・771を切っており、S D 764、S K 756に切られている。

S D 492 溝跡 長さ1.65m以上、上幅88~92cm、下幅53~62cm、深さ31~40cm、横断面形は逆台形を呈し、方向は、N-7°-Eである。この溝跡は、第44次調査区の東部で検出した溝跡の延長である。堆積土は、褐色・灰黄褐色シルト、褐色・黒褐色粘土質シルト、灰黄褐色シルト質粘土で、上師器坏片・甕片・須恵器坏片・甕片が出土している。S B 773を切っている。

S K 711 土壌 175×175cm、深さ28cmのほぼ円形で、断面形は扁平U字形である。堆積土は、暗褐色・にぶい黄橙色シルト、明黄褐色粘土質シルトで、土師器坏片・甕片が出土している。S K 715を切っている。

S K 714 土壌 60×74cm、深さ28cmの楕円形で、断面形はU字形である。堆積土は、暗褐色・褐色シルト、褐色・暗褐色粘土質シルトである。S B 729を切っている。

S K 715 土壌 240×250cm、深さ70cmのほぼ方形で、断面形はJ字形である。堆積土は、暗褐色・黒褐色シルト、黒褐色粘土質シルト、黒褐色シルト質粘土で、第5・6層は、にぶい黄橙色の粘土層である。粘土残存範囲は、155×170cm、厚さ2~10cmである。堆積土中より土師器坏・坏片・甕片が出土している。S K 711に切られている。

S K 719 土壌 51×65cm、深さ15~36cmの楕円形で、底面は北側と南側で16~21cmの段差がみられ、断面形は扁平U字形である。堆積土は、灰黄褐色・にぶい黄橙色・にぶい黄褐色シルトで、土師器坏片・甕片が出土している。S A 730を切っており、S D 710に切られている。

S K 720 土壌 55×50cm、深さ27cmのほぼ円形で、断面形は逆台形である。堆積土は、にぶい黄褐色シルト、黒褐色・黄褐色シルト質粘土である。

S K 721 土壌 50×90cm、深さ14cmの長方形で、断面形はU字形である。堆積土は、暗褐色・にぶい黄褐色シルトで、土師器甕片が出土している。S I 728・768を切っている。

S K 722 土壌 45×110cm、深さ18cmの楕円形で、断面形はU字形である。堆積土は、暗褐色・褐色シルト、黄褐色シルト質粘土で、土師器坏片・甕片・須恵器壺片が出土している。S I 768を切っている。

S K 723 土壌 50cm~×185cm~、深さ50cm、平面形は不明である。壁はゆるやかに立ちあがり、断面形はJ字形である。堆積土は、黒褐色・灰黄褐色・黄褐色・にぶい黄褐色シルトである。第8層は、厚さ2~5cmの灰黄褐色シルト質粘土層である。堆積土中より土師器坏片・甕片が出土している。S D 710に切られている。

S K 724 土壌 45×110cm、深さ17cmの楕円形で、断面形はJ字形である。堆積土は、暗褐色シルトで土師器坏片が出土している。S I 768を切っている。

S K 731 土壌 67×66 cm～、深さ23 cm、平面形の詳細などは不明である。底面近くより土師器坏片・須恵器坏が出土している。S A 730 を切っている。

S K 738 土壌 70×70cm、深さ34cmの方形で、断面形はU字形である。堆積土は、暗褐色・褐色シルトで、土師器坏片・甕片・須恵器甕片が出土している。S A 730 を切っている。

S K 747 土壌 55×120 cm、深さ40cmの長方形で、断面形はじ字形である。堆積土は、暗褐色・褐色シルト・にぶい黄褐色粘土質シルトである。底面にピット状の落ち込みがある。

S K 748 土壌 75×90cm、深さ8 cmの梢円形で、断面形は扁平U字形である。堆積土は、褐色・にぶい黄褐色シルトである。S K 749 に切られている。

S K 749 土壌 110×180 cm、深さ7～17cmの長方形で、底面に凹凸がみられ、断面形は不整扁平じ字形である。堆積土は、暗褐色・にぶい黄褐色シルトで、土師器甕片・須恵器坏片・蓋片が出土している。S K 748 を切っている。

S K 750 土壌 75×145 cm、深さ37cmの長方形で、断面形は逆台形である。堆積土は、褐色・黄褐色・にぶい黄褐色シルトで上師器坏・坏片・甕片・須恵器甕片が出土している。

S K 751 土壌 60×60cm～、深さ40cmで、平面形は不明である。底面に凹凸がみられ、断面形はじ字形である。底面にピット状の落ち込みがある。堆積土は、褐色・黄褐色・暗褐色シルト・褐色粘土質シルトである。

S K 752 土壌 74×110 cm、深さ18cmの不整長方形で、断面形は逆台形である。堆積土は、褐色・暗褐色・明黄褐色シルトである。

S K 753 土壌 55×105 cm、深さ71cmの梢円形で、断面形はU字形である。堆積土は、暗褐色・黄褐色シルト・暗褐色・黄褐色粘土質シルトで、土師器坏片・弥生土器片が出土している。S K 754・783 を切っており、P 137・138 に切られている。

S K 754 土壌 67×98cm、深さ30cmの長方形で、断面形はU字形である。堆積土は、暗褐色・黒褐色・黄褐色・褐色シルトである。S K 753・783 に切られている。

S K 755 土壌 65×96cm、深さ40cmの長方形で、断面形はU字形である。堆積土は、褐色・暗褐色シルトである。SD 637・P 131 に切られている。

S K 756 土壌 95×95cm、深さ40cmのほぼ円形で、断面形は扁平じ字形である。堆積土は、暗褐色シルトのみで、数cm～10cm大の礫を大量に含んでいる。堆積土中より土師器坏片・高台付坏片・甕片・須恵器坏片・高台付坏片・甕片・蓋片・弥生土器片・磁器片を出土している。

S K 759 土壌 40×60cm、深さ15cmの梢円形で、断面形はU字形である。堆積土は、暗褐色・にぶい黄褐色・褐色シルトである。S I 768 を切っており、S K 760 に切られている。

S K 760 土壌 50×75cm、深さ18cmの梢円形で、断面形はU字形である。堆積土は、褐色・暗褐色・にぶい黄褐色シルトで、土師器坏片・甕片が出土している。S I 768・S K 760 を切

っている。

S K 761 土壌 85×115cm、深さ12cmの不整長方形で、断面形は扁平U字形である。堆積土は、暗褐色・褐色シルトで、土師器坏片・甕片が出土している。S I 768・776を切っている。

S K 762 土壌 63×100cm以上、深さ43cmの楕円形で、断面形は逆台形である。堆積土は、褐色・にぶい黄褐色シルト、褐色粘土質シルトで、土師器坏片・須恵器坏片・蓋片が出土している。S D 765・722を切っている。

S K 763 土壌 44×87cm、深さ34cmの長方形で、断面形はU字形である。堆積土は、褐色・暗褐色・黒褐色・にぶい黄褐色シルトで、古銭「治平元寶」・「慶元通寶」が出土している。

S D 637に切られている。

S K 766 土壌 50×60cm、深さ32cmのほぼ円形で、断面形はU字形である。堆積土は、褐色・暗褐色シルト、黄褐色粘土質シルトで、土師器坏片・甕片が出土している。S D 772を切っている。

S K 771 土壌 50×51cm、深さ39cmの不整方形で、断面形は逆台形である。堆積土は、暗褐色・明黄褐色シルト、暗褐色粘土質シルトである。S D 637に切られている。

S K 778 土壌 163×196cm、深さ50~72cmのほぼ方形で、底面にやや凹凸がみられる。断面形は逆台形で、堆積土は、暗褐色・黄褐色・黒褐色・にぶい黄橙色シルトである。堆積土中より土師器坏片・甕片・須恵器坏片・蓋片が出土している。S K 769に切られている。

S K 779 土壌 130×40cm以上であるが、平面形などの詳細は不明である。堆積土中より土師器甕片が出土している。S B 790に切られている。

S K 783 土壌 76×85cm、深さ50cmのほぼ円形で、断面形はU字形である。堆積土は、暗褐色・黄褐色シルト、暗褐色粘土質シルトである。S K 754を切っており、S K 753に切られている。

3. 出土遺物

第55次調査による出土遺物は、弥生土器、土師器、赤焼土器、須恵器、瓦、陶器、磁器、石製品、金属製品などである。S I 776柱穴遺構、SD 767溝跡などから比較的多くの遺物が出土したが、全体的に破片資料が多い。以下遺構ごとに略述する。

S A 730一本柱列 全ての柱穴掘り方より土師器坏・蓋・甕・甕片が多数出土した他、南3柱穴掘り方より鉄製品N-30鉄鎌(第28図3)が1点出土している。また、柱痕跡内よりわずかであるが土師器甕片・須恵器坏片が出土している。

S B 716A・B建物跡 柱穴掘り方より土師器坏・甕片・須恵器坏・甕片・丸瓦片が出土し、B建物跡の抜取り穴より土師器坏・甕片・須恵器蓋・甕片・陶器が出土している。

S B 773 建物跡 柱穴掘り方より弥生土器片・土師器坏・甕片が出土している。

S B 781 建物跡 柱穴掘り方より土師器甕が出土している。

S B 782 建物跡 柱穴掘り方より関東系土師器を含む土師器坏片・土師器甕片が出土している。

S B 777 建物跡 柱穴掘り方より土師器坏・甕片・須恵器坏片が出土している。

S I 725 穴住居跡 堆積土より土師器甕片・床面より土師器沿・甕片・須恵器甕片・白色と黒色の小玉石、カマド堆積土より土師器坏・甕片・白色と黒色の小正石が出土している。

S I 726 穴住居跡 堆積土・床面・カマド堆積土より土師器甕片が出土している。

S I 727 穴住居跡 床面より土師器甕片・須恵器坏・甕片が出土している。

S I 728 穴住居跡 土師器坏・蓋・甕片が出土している。

S I 768 穴住居跡 堆積土より土師器坏・甕片・床面より土師器坏・甕片・須恵器坏・甕片が多数出土している。

S I 776 穴住構 1層より4層までの堆積土より、回転糸切り後底部の一部に手持ちヘラケズリを加え、内面ヘラミガキ・黒色処理の土師器D-9坏（第27図6）、回転糸切り後底部に回転ヘラケズリ調整を施した土師器D-14蓋（第27図7）、回転糸切り無調整で内外面橙色の赤焼土器D-5・7（第27図4・3）・4坏、D-12高台付坏（第26図3）、底部欠損で切り離しは不明だが内外面橙色で無調整の赤焼土器D-6・8坏（第27図2）、回転糸切り無調整の須恵器E-258坏（第27図1）が出土している。破片資料は弥生土器片・ロクロ不使用の土師器坏片・ロクロ成形黒色処理の土師器坏片・赤焼土器・須恵器坏・蓋・壺・甕片・丸瓦片があるが、赤焼土器が主流を占める。火山灰層の下層である施設土上面（7層上面）より回転糸切り後手持ちヘラケズリ・内面黒色処理の土師器D-10坏（第27図8）、回転糸切り無調整の赤焼土器D-11坏（第27図5）の他、ロクロ成形黒色処理の土師器片が出土している。

S D 637 溝跡 弥生土器片・土師器坏・高坏・甕片・須恵器坏・蓋・甕片・丸瓦片・平瓦片（格子叩き）、陶器片・磁器片・石製品など多数出土している。

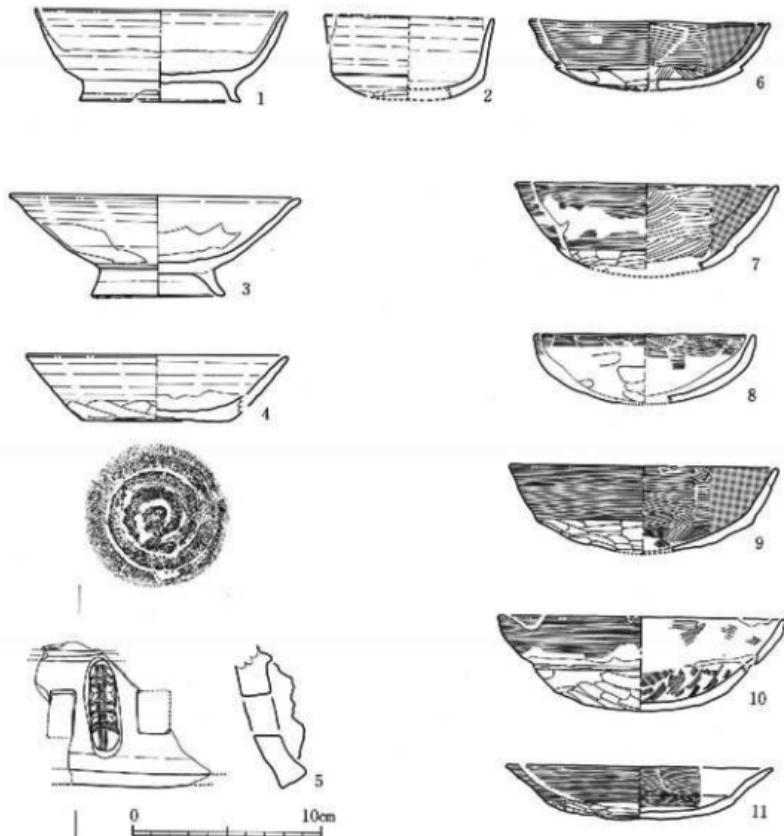
S D 710 溝跡 内面黒色処理された土師器C-580坏・須恵器E-260坏（第26図2）の他、弥生土器片・土師器坏・高台付坏・甕片・須恵器坏・蓋（内面にカエリを持つ）・甕片・丸瓦・平瓦片・陶器片・磁器片など多数出土している。

S D 718 溝跡 土師器坏・甕片・鉄製品が出土している。

S D 764 溝跡 土師器坏・甕片・須恵器坏・甕片・陶器片が出土している。

S D 765 溝跡 土師器坏・高台付坏・甕片・須恵器坏・甕片が多数出土している。

S D 767 溝跡 1層から4層までの堆積土より、内面黒色処理酸化の土師器C-581坏（第26図10）、外側ヨコナデ・ヘラケズリ・内面ヘラミガキ・黒色処理で口縁が内寄気味に立ち上がり



番号	銘記番号	種類	器形	出土場所	層位	外 備 溝 窓			内 容 製 作			法 量 (dm)	残 有	
						口縁分	外 備	溝 窓	内縁	窓	作			
1	E-210	三足 碗	高台付		表	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	4.5	13.4	8.5 底面~上部内側 71-18
2	F-260	三足 碗	S.DT10			ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	4.2	9.2	N/A 70-17
3	D-12	三脚土器	高台付	S.DT2		ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	5.15-5.2	15.5-7.1	底面 70-14
4	E-259	三足 碗	M	S.KT2		ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	3.5	12.8	7.8 底面~上部内側 70-15
5	E-264	口系 碗	円底付		焼成土	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	ロクナギ	7.51(推定)		N/A 71-20
6	C-590	土 碗	盆		焼成土	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	3.71(推定)	12.8	N/A 70-6
7	C-590	土 碗	盆		焼成土	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	4.81(推定)	14.0	N/A 70-5
8	C-590	土 碗	盆	S.DT2	二重唇	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	3.71(推定)	11.6	N/A 70-3
9	C-586	土 碗	盆	S.DT07	二重唇	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	4.5(推定)	14.4	N/A 70-4
10	C-581	土 碗	盆	S.DT07	無底	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	5.0	15.0	N/A 70-2
11	C-579	土 碗	盆	S.KT15		ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	ロコナギ	7.8	14.3	N/A 70-1

第26図 第55次調査区出土遺物

る上師器C-582・583壺、朱の付着している関東系土師器C-584壺が出土している。その他内面硯、白色と黒色の小玉石も出土している。5層から9層までの堆積上からは、青酸化を受けた土師器C-585壺（第26図8）、内面黒色処理の土師器C-586壺（第26図9）が出土している。その他各層から土師器壺・甕片、須恵器壺・壺・甕片などが出土している。

S K 715 土壙 土師器C-578（第26図11）の他、土師器壺・甕片が出土している。

S K 731 土壙 回転ヘラ切り後ナデ調整を施している須恵器E-259壺（第26図4）の他、土師器壺片が出土している。

S K 756 土壙 弥生土器片、土師器壺・高台付壺・甕片、須恵器壺・高台付壺・壺・甕片、磁器片が出土している。

S K 763 土壙 骨片とともに、古銭N-35「^夏元通寶」（南宋 初鑄年 慶元元年 1195年）、古銭N-36「治平元寶」（北宋 初鑄年 治平元年 1064年）が出土している。

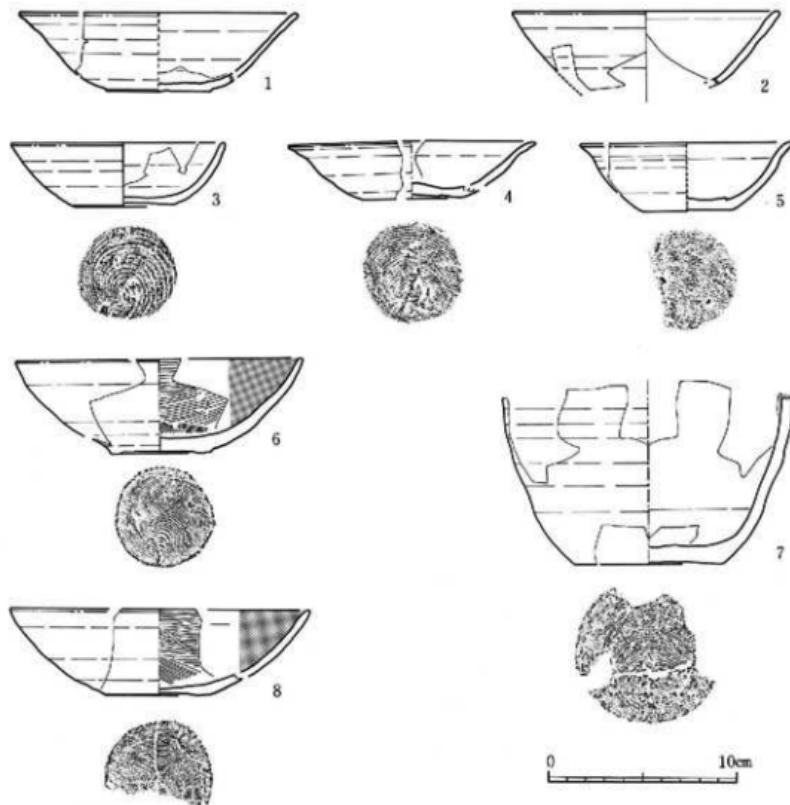
S K 778 土壙 土師器壺・甕片、須恵器壺・壺片が出土している。

その他、S K 711・719・721・723・724・738・750・753・760・761・766・779土壙より土師器壺・甕片がわずかずつ出土しており、S K 722・749・762土壙より土師器壺甕片・須恵器壺・壺・甕片がわずかずつ出土している。

表土、耕作土より弥生土器B-115壺または鉢（第28図2）、土師器C-589甕・須恵器E-263高台付壺（第26図1）、内面硯E-264（第26図5）が出土した。内面硯E-264は、昭和54年度調査の南区1B層出土の浮文がついた内面硯に近似するものである。その他、土師器壺・高壺・甕片、須恵器壺・高壺・高台付壺・壺・甕片、丸瓦片・平瓦片・陶器片・鉄製品・小玉石など多数出土している。

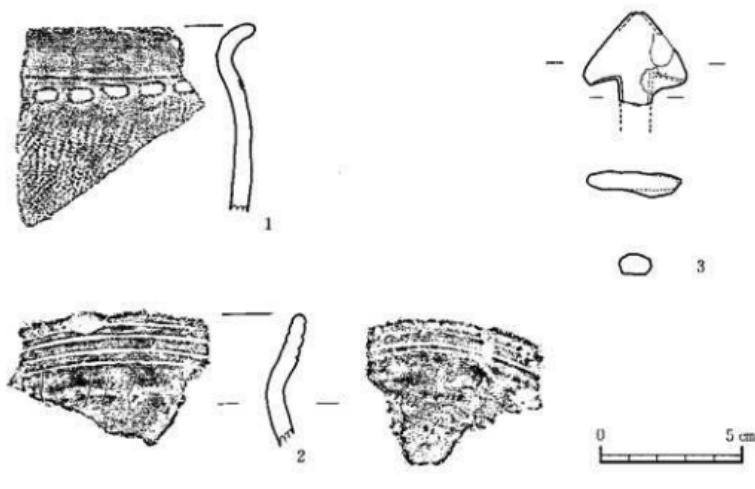
造構検出面からは、内面黒色処理の土師器C-590・591壺（第26図7・6）の他土師器壺・甕片、須恵器壺・甕片、陶器片が出土している。また南トレンドの造構検出面より弥生土器B-116甕（第28図1）の他、弥生土器片、土師器壺・甕片が出土している。

多数の小柱穴より土師器壺・甕片、須恵器甕片がわずかながら出土している。



番号	型式	縦	横	基部	出土遺物	所見	外観 調査				内調査	総量	平均量	残存性	参考		
							11	縦	横	底	縦	横	底	縦	横		
1	E-556	輪	器	56	S1776	1-4周	ロフロナギニアロナギ	斜面	16	底	ロフロナギ	ロフロナギ	4.2	14.8	5.0	%	
2	D-1	赤	赤	16	S1776	1-4周	ロフロナギニアロナギ	斜面	17	底	ロフロナギ	ロフロナギ	4.2	14.2	5.0	(赤色)	
3	D-2	赤	土器	14	S1776	1-4周	ロフロナギニアロナギ	斜面	17	底	ロフロナギ	ロフロナギ	2.1	11.8	6.5	%	
4	D-3	赤	土器	14	S1776	2	縦	ロフロナギニアロナギ	斜面	17	底	ロフロナギ	ロフロナギ	3.1	13.2	8.4	%
5	D-11	赤	土器	14	S1776	2	縦	ロフロナギニアロナギ	斜面	17	底	ロフロナギ	ロフロナギ	2.6	12.4	5.1	%
6	D-9	土	器	14	S1776	2	縦	ロフロナギニアロナギ	斜面	17	底	ロフロナギ	ロフロナギ	5.0	15.3	9.4	%
7	D-14	土	器	14	S1776	3	縦	ロフロナギニアロナギ	斜面	17	底	ロフロナギ	ロフロナギ	8.0	14.0	7.0	(褐色)
8	D-10	土	器	14	S1776	7	縦	ロフロナギニアロナギ	斜面	17	底	ロフロナギ	ロフロナギ	4.6	15.9	8.0	%

第27図 第55次調査区出土遺物



第28図 第55次調査区出土遺物

4. まとめ

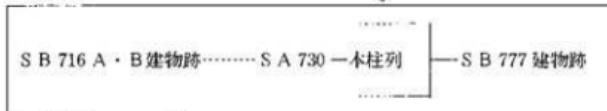
発見された遺構は一本柱列1列、掘立柱建物跡8棟、竪穴建物跡3軒、竪穴住居跡3軒、竪穴造構1基、溝跡8条、土壙31基、小柱穴・ピット220である。これらの遺構は重複関係・方向・配置関係等から4つの段階に区分することができる。この段階区分はこれまでの調査における5段階区分の第3・4・5段階に比定することができる。このうち、第3・4段階はこれまで通り各々、Ⅰ期官術・Ⅱ期官術の遺構と考えてよいが、Ⅱ期官術廃絶時以降の遺構を総称して第5段階としており、奈良時代後半から平安時代にかけての遺構が明らかでなかったことから、この第5段階の年代的位置づけを中世以降と規定していたが、今次調査で初めて平安期の遺物が遺構に伴って出土したことにより、第5段階を細分する必要が生じた。よって、平安期を第5-A段階、中世以降を第5-B段階とし、これまでの調査で第5段階としていたもののうち、明らかに中世以降とみられるものは第5-B段階として再区分する他、第4段階以降ではあるものの、時期決定ができないものはこれまで通り総称として第5段階としておきたい。

各段階の遺構の重複関係は次のとおりである。

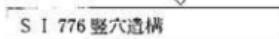
[第3段階]



[第4段階]



[第5-A段階]



[第5-B段階]



また、造構の方向により分類すれば次のとおりである。

- | | |
|-------------|---------------------|
| N-40°-E | S I 725・737・768 |
| N-33°-34°-E | S B 729、S I 728 |
| N-30°-E | S I 726・727、S D 767 |
| N-7°-9°-E | S D 637・710 |
| N-2°-E | S B 716 |
| N-3°-5°-W | S A 730、S B 777 |

第3段階の造構は30°～34°を示す一群と40°を示す一群とがあり、第4段階の造構は2°-Eを示すものと3～5°-Wを示すものがあり、第5-B段階の造構は7～9°-Eを示している。以下各段階ごとに概要を略述する。

[第3段階] S B 729 建物跡、S I 725・728・737 穴建物跡、S I 726・727・768 穴住居跡、S D 767 溝跡。Ⅰ期官衙段階。

S B 729 建物跡は S D 710 溝跡に切られ、全容が明らかではないが、柱穴・柱痕跡・柱間寸法などからみて、小規模な建物と考えられる。第51次調査で検出した太い柱による大形の建物とは明らかに区別されるもので、後述する竪穴建物跡・竪穴住居跡などと共に建てられた官衙内の雜舎の1つとみておきたい。

S I 725・728・737 竪穴建物跡は基本的には竪穴住居跡と同様の造構であるが、竪穴住居が、平面形でほぼ方形を呈するのと対照的に長方形を呈し、短辺に対し長辺がその3倍前後で主柱穴がみられない。長辺・短辺長の比率は多少異なるが、これらの造構とほぼ同様の造構とみられるものが第35次調査の S I 443 竪穴住居跡である。また、これらの造構は官衙の造営に際して掘立柱建物と同様の位置づけがなされたものとみられ、方向を揃え、並列あるいは、同列で建てられており、一般の集落における竪穴住居跡とは明らかに異なる。S I 443 竪穴住居跡は官衙内の刷・竈屋等の雜舎と考えられるものの、なお竪穴の性格については検討の余地が残されており、また、造構の名称についても、床面・カマド等の居住施設を持たない竪穴造構との混同を避けるため、便宜的に竪穴住居跡とよんでいた。

今回の調査により、この長屋状の竪穴住居跡が、まとまって発見され、S I 737は東半部が未検出であるが、S I 725と短辺部を接する様に長辺方向を揃えており、他の掘立柱建物と同様の規則的配置関係を持つていることが裏づけられた。上層の擾乱・削平が著しく、造構の遺存状況が極めて悪かったことから、出土遺物もなく、今回も竪穴の性格について検討することができなかつたが、I期官衙内における建物配置・変遷・性格等を検討するうえで、この長屋状の竪穴住居跡を他の住居跡と区別する必要が生じた。造構には主柱穴が伴っていないことから、上層構造は不明であるが、何らかと建物造構と考え、ここでは竪穴建物跡としておきたい。

S I 768 竪穴住居跡は一辺5m程の方形を呈し、北辺ほぼ中央に、屋外にのびる煙道を有するカマドを施設しており、4本の主柱穴がほぼ10尺等間に立てられており、一般の集落にみられる竪穴と同様の造構であるが、カマド主軸方向がN-40°-Eで、東辺を S I 725 竪穴建物跡と揃えていることから、ほぼ同時併存するものと考えられる。この S I 768 竪穴住居跡も前述した S I 725・728・737 竪穴建物跡と同様、官衙内において何らかの役割を担ったものと考えられ、構造のうえでは一般住居と同視できるが、機能のうえで区別されるものと考えられよう。出土遺物は貼床上面で土師器・須恵器の壊・甕の細片が若干で、竪穴の性格を検討するに至らなかったことから、今後の課題としておきたい。

S D 767 溝跡は調査区の北東部で一部を検出したのみで、全容は不明であるが、上幅3.6m深さ1.3m程の溝で、方向からみて、第3段階の造構とみられ、官衙内を区画する溝と考えられる。

第3段階の造構群は重複関係から少なくともこの調査区内では3回にわたる変遷が確認され

た。第3段階内の造構変遷についてはこれまで第24次・第35次調査で3回ないし4回の変遷があったことが確認されていた。しかし、各小期ごとの造構の配置関係や重複の相互関係については不明な点が多く、 30° ～ 34° を示す造構については角度の違いによる分類と重複関係による造構の新旧が必ずしも一致していなかった。また、第48次調査によれば、 30° ～ 34° 基準の造構と別に 40° 前後の基準方向による堅穴住居跡の一群が存在することが明らかになった。この 40° の造構については、 30° ～ 40° 基準の造構との重複関係が明らかでなかったことから、I期官衙（第3段階）の造構とみることもできるしながらも、検証不充分でI期に属するか断定することができなかった。しかし、今回の調査では[A]33°(S I 728)→[B]40°(S I 725)→[C]30°(S I 727・726)という重複関係が確認されたことから、 40° 基準造構も第3段階（I期官衙）に属するものであることが明らかであり、さらに33°を示す造構が30°を示す造構より先行しているともいえよう。ただ、これまでの調査による 30° ～ 34° 造構の同時期混在の状況をみれば、 33° → 30° の造構変遷もこの地区に限られた傾向と考えておきたい。

本段階の造構は堅穴建物跡・堅穴住居跡が主体を占め、隣接する第51次調査で掘立柱建物による倉庫群が発見されたことと対照的であり、近接する地区でありながら、I期官衙の段階ではかなり異なる性格の建物群が併存していたものと考えられ、第24・35次調査による倉庫建物ブロックと官衙雜舎ブロックが材木列による堀を隔てて接していた状況と同様の様相を示していたものと考えられる。

〔第4段階〕 S B 716 A・B、777 建物跡、S A 730一本柱列。II期官衙段階

S B 716 A・B建物跡は建物の北西部を検出したのみで、詳細は不明であるが、東西3間以上、南北2間以上になり、東西棟建物となる可能性が高い。全ての柱穴で建て替えによる2つの掘り方が重複してみられ、新柱穴にはさらに抜取り穴が伴なっている。II期官衙推定政府域内における第4段階の東西棟建物跡は第51次調査のS B 638・699建物跡があるが、これらの建物が、第56次調査のS B 712外郭南門を通る官衙中軸線上にあり、政府の中軸建物と考えられるのに対し、S B 716は建物の西妻が、この官衙中軸線から西に29.7m（100尺）にあたり、S B 638・699と並んで、政府内における主要な建物とみておきたい。しかし、官衙中軸線がN-0°-Sであるのに対し、S B 716はE-2°-S、さらにS B 638・699はE-3°-Nを示しており、両建物が同時存在したものか否か、なお検討を要する。

S B 777建物跡は建物の南東部分を検出したのみで、これも詳細は不明であるが、東西2間以上、南北3間以上になり、南北棟建物となるものと考えられる。この建物跡はS B 716他の政府主要建物と考えられるものにくらべ、柱が細く、やや小規模な建物と考えられる。建物の方向はN-3°-Wを示し、基準線はS B 638・699と同一である。建物角度の点では一致する

が、この建物の位置が推定政庁の西限と重なっており、政庁区画施設の存在が想定されることから、政庁西限の確認を含む、西側地区の調査が必要であり、調査の成果を待つて検討してゆきたい。

S A 730 一本柱列は南北方向に 4 間分検出され、南北ともさらに続くものとみられるが、南方は検出南端柱穴から 4 間分南の位置のトレンチまではこの柱列がのびていないことが明らかである。南北棟建物の東軒列の一部とも考えられるが、官衙中軸線からの距離は西40~41m 程度で、方向は N - 5° - W で官衙中軸線とは 5° 程の差異があるものの政庁推定西辺とほぼ一致している。建物跡とするには西側部分の調査による検証が必要であるが、いずれにしろ推定政庁西限となる遺構とみておきたい。また、推定政庁の南限は、S B 716 建物跡が政庁域内に含まれること、第55次南トレンチ以南（第44次調査）には広がっていないことから、第55次調査区と第55次調査南トレンチ間を東西に通る市道敷内に入るものと考えられよう。

〔第5段階〕

第5-A段階 S I 776 穫穴造構

S I 776 穫穴造構は 3.7×4.8 m 程の方形を呈し、底面には竪穴住居と同様の貼床状の施設上が観察されたが、底面が平坦でなく、中央部がゆるやかに凹んでおり、カマド・柱穴・周溝等の居住施設がみられないことから、竪穴造構としておきたい。底面上には灰白色火山灰が薄く堆積しており、上部堆積土中より内面黒色処理、ヘラミガキ、底部回転糸切り、手持ちヘラケズリの上師器壇と回転糸切無調整の赤焼土器壇・高台付壇が出土し、灰白色火山灰下層からも同様の土師器と赤焼土器の共伴関係がみられる。また上層出土の土器類には底部回転糸切り、回転ヘラケズリの壇底部片が含まれている。両群土器の間に10世紀前半代に降下したとみられる灰白色火山灰が入っており、出土個体数が少ないことから土器組成についての検討が十分行なえないが、両群土器の年代を10世紀前半代とみておきたい。

これまでの調査で平安時代と考えられる土器は破片が数点出土していたが、出土総量からみれば極めて微量で、かつ平安時代と考えられる遺構も判然としなかったが、今回始めて本遺跡の中に平安期の遺構・遺物が存在することが明らかになった。

第5-B段階 S D 637・710 溝跡

方向はいずれも N - 7 ~ 9° - E で、東西方向に続くものであるが、いずれも第3段階から第5-A段階までの全ての遺構を切っており、弥生土器から上師器・須恵器・瓦・擂鉢・陶器片を出土し、中世以降の溝跡と考えられるが、年代等の詳細は不明である。

IX 第56次発掘調査

1. 調査経過

第56次調査は、仙台市都山5丁目2-22鳴田せき氏より、同地において住宅の解体新築のため、昭和60年8月29日付けで発掘届が提出され、9月26日より敷地内の発掘調査を実施した。調査地区は方四町官衙域の外郭南辺材木列上にあり、推定される外郭南門に接する位置にある。敷地内の南側に2×12mの東西に長い調査区を設定し、重機を用いて盛土を排除した。その結果、現地表より1.4m下で旧水田層（第1層）を検出し、その下面で柱掘り方などの遺構を検出した。調査地区は地下水が當時湧き出る状態で、第1層以下のグライ化が著しかった。しかし水分の影響で建物跡や材木列の柱材が良好に遺存していた。

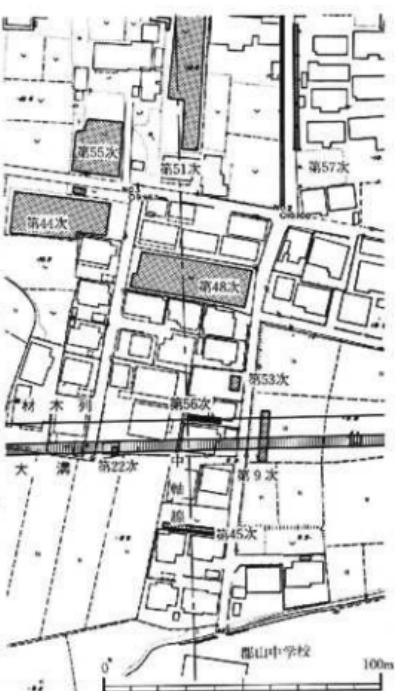
2. 発見遺構・出土遺物

発見された遺構は、掘立柱建物跡1棟、材木列1列、溝跡1条である。

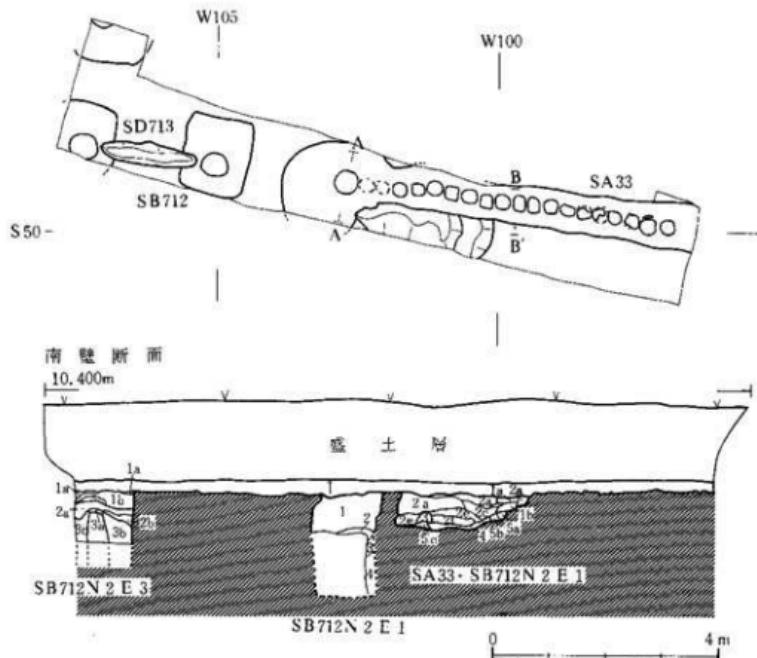
S B 712 建物跡 調査区西半から柱穴を4基

検出し、各々の柱穴には直径50cm程のクリ材の柱根が遺存しており、柱間寸法は240cm(8尺)の等間隔である。柱穴の掘り方は北2東2で、1.2×1.4mの方形、北2東1でS A 33材木列の掘り方と連続し、広がって直径160cm程の円形となっている。北2東1掘り方の検出面からの深さは185cmで、基底面の標高は6.7mである。基底面より150cm程木質部が遺存し、手斧痕跡が観察される部分もある。材は芯持ち材を用いた丸材である。この他西端の北2東3の掘り方は隅丸方形と考えられるが、北1東3については調査区外に延びるため不明である。掘り方埋土は、灰白色、褐灰色粘土であるがグライ化が著しい。

S D 713 溝跡 長さ1.7m、上幅25~40cm、下幅10~15cm、深さ20~25cm、横断面形は逆台形を呈し、方向は真東西方向である。堆積土は灰黄褐色、褐灰色粘土、灰色シルト質粘土で、酸化鉄を多量に含んでいる。S B 712北2東2と東3柱穴の間に位置し、柱穴を切っている。

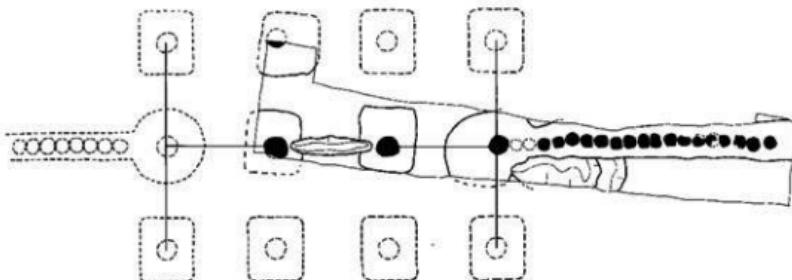


第29図 第56次調査区位置図



層位	土色	土性	備考
基本層位			
1	10Y R%	暗灰色	粘土 旧水田
SB 712N 2 E 1			
1a	2.5G Y%	灰白色	粘土 鐵化鉄を少量含む
1b	10Y R%	褐灰色	粘土 鐵化鉄を少量含む
1c	10Y R%	褐灰色	粘土
2a	2.5Y%	灰白色	粘土 鐵化鉄を少量含む
2b	2.5Y%	灰白色	粘土 鐵化鉄を多量に含む
3a	2.5Y%	黃褐色	粘土
3b	10Y R%	褐灰色	粘土
SB 712N 2 E 1			
1	N%	灰白色	粘土 鐵化鉄を少量含む
2	10G Y%	綠灰色	粘土
3	10B G%	青灰色	シルト質砂
4	10G Y%	綠灰色	粘土
SA33 - SB712N 2 E 1			
1a	10G%	綠灰色	粘土
1b	10G Y%	明綠灰色	粘土 鐵化鉄を少量含む
2a	10Y R%	褐灰色	粘土
2b	2.5Y R%	灰黃色	粘土
2c	7.5Y R%	褐灰色	粘土 鐵化鉄を帶状に含む
2d	7.5Y R%	褐灰色	粘土 鐵化鉄を少量含む
2e	7.5Y R%	褐灰色	粘土 鐵化鉄を含む
2f	7.5Y R%	褐灰色	粘土 鐵化鉄を多量に含む
3	10Y R%	褐灰色	粘土 鐵化鉄を少量含む
4	10Y R%	淺黃褐色	粘土 鐵化鉄を含む
5a	2.5Y R%	褐灰色	粘土 鐵化鉄を斑点状に含む
5b	5Y R%	褐	粘土 鐵化鉄を多量に含む
5c	7.5Y R%	黃褐色	粘土 鐵化鉄、炭化物を多量に含む

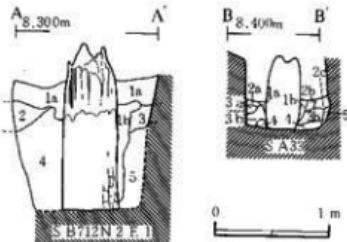
第30図 第56次調査区平面図・土層断面図



第31図 SB 712建物跡想定図

S A33材木列 第4、7、42、43次調査で検出した材木列と同一のもので、真東西方向に6mにわたって検出した。掘り方は、SB 712建物跡の北2東1柱穴掘り方となる西端と南壁ぎわの一部が広がっているが、材木列となるところでは幅60~80cm、深さ60~65cm(基底面標高7.6m)の布掘りとなる。布掘りの中央には直径25~30cm程のクリ材を、心々間隔30cm程で19本密接して立て並べている。材木の材の中には丸材の他に一部角材が含まれ、各々の材に芯持ち材と割材が混在している。材木はSB 712寄りの3本を除いて、基底面より55~65cm程木質部が遺存している。布掘り埋土は、暗灰黄色、灰褐色などでグライ化が著しい。

出土遺物は、SB 712建物跡北2東2柱穴掘り方より内面黒色処理された土師器壺底部片が1点、SA33材木列掘り方第1層中より土師器壺口縁部片が1点出土している。また遺構検出面から土師器壺片、須恵器壺片、磁器片が少量出土している。



地層	厚さ	性質	特徴
SB 712N 2 東 1			
1.	10.0% 塗瓦	粘土	
2.	10.0% 砂瓦	砂土	
3.	10.0% 砂瓦	粘土	
4.	10.0% 砂瓦	粘土	
5.	10.0% 砂瓦	粘土	
S.A. 33			
1.	2.5% 黒色処理	粘土	
2.	2.5% 黑色処理	粘土	
3.	2.5% 黑	粘土	表面吹き付ける
4.	2.5% 黑	粘土	表面吹き付ける
5.	2.5% 黑	粘土	表面吹き付ける
6.	2.5% 黑	粘土	表面吹き付ける
7.	2.5% 黑	粘土	表面吹き付ける
8.	2.5% 黑	粘土	表面吹き付ける
9.	2.5% 黑	粘土	表面吹き付ける
10.	2.5% 黑	粘土	表面吹き付ける
11.	2.5% 黑	粘土	表面吹き付ける

第32図 SB 712・SA 33断面図

3. ま と め

S B 712 建物跡は、外郭南辺材木列上にあり、推定される南門の位置より 5.8 m 東にずれている。このように外郭の材木列上に存在する遺構としては、門か櫓状建物跡の可能性を考えられる。しかし外郭南辺のはば中央に位置すること、これまで検出した櫓状建物跡 (S B 51, 134) の柱間寸法は 6 ~ 7 尺のものが上で、8 尺等間となるようなものはないことから、門跡と考えたい。S B 712 遺物跡を門とした場合、柱穴の配置関係から八脚門と想定され、S D 713 溝跡のある北 2 束 3 と北 2 束 2 の柱穴間が通り間となるようである。

このような八脚門は、四脚門や二本柱による小規模な門に比べ格の高い門と考えられ、外郭の門や政庁の南門あるいは官舎群により構成される院の主要な門に用いられている。東北地方の官衙遺跡では、多賀城跡、城生柵跡（宮城県中新田町）、胆沢城跡、徳丹城跡（岩手県矢巾町）、志波城跡（岩手県盛岡市）、閔和久遺跡（福島県泉崎村）、城輪柵跡（山形県酒田市）、払田柵跡（秋田町仙北町）などで発見されている。これらの遺跡のうち外郭南門が八脚門であるのは多賀城跡、徳丹城跡、城輪柵跡、払田柵跡などである。今回の調査で発見した S B 712 建物跡と比較してみると他遺跡のものは、桁行総長 9 ~ 10m (30 尺 ~ 33 尺)、梁行総長 6 m (20 尺) のものが多く、通り間となる柱間が広くなるのが一般的なようである。

また S B 712 遺物跡に取り付く S A 33 材木列は、S B 712 建物跡北 2 束 1 の柱に接する材から 3 本目までが他の材に比して埋設深度が浅く、一部痕跡を留めているにすぎない。門・材木列とも上部構造については不明であるが、取り付き部分で材木列の地下構造が若干様相を異にしている点については、上部構造の違いに起因するものとも考えられる。尚埋設されている材木は、これまでの調査箇所では全て丸材であったが、今回の調査区内では丸材と角材が混在する様相を呈していた。

門柱、材木列とも材の遺存状況が極めて良好であったことから、年代決定の有効な手段となる年輪測定のため、門柱材 3 本、材木列 6 本から資料のサンプリングを行った。

X 第57次発掘調査

1. 調査経過

第57次調査は、仙台市建設局道路部建設課より、郡山三丁目19他において側溝工事のため、昭和60年6月1日付けで発掘届が提出され、10月25日より予定地内の発掘調査を実施した。調査地区は方四町官衙城内の推定政府城の東辺付近に位置し、区画施設等の存在が予想された。調査の結果、Ⅱ期官衙城に関わる遺構は検出されなかつたものの、材木列、柱列、掘立柱建物跡、土壙、溝跡などの遺構を検出した。また側溝工事予定地内で検出した遺構の詳細を知るために、一部を拡張して調査を行った。尚側溝工事による掘削の及ばない部分では、一部について遺構の検出だけに留めた。

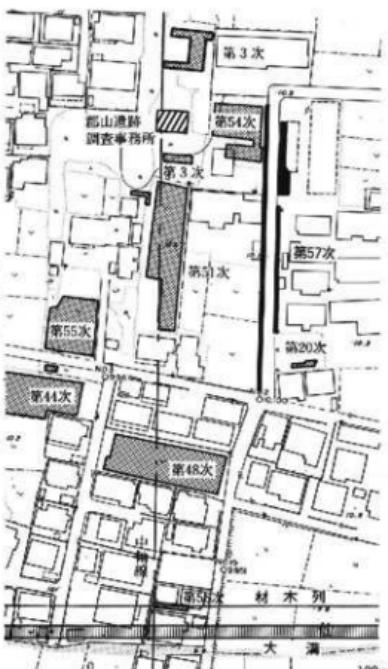
2. 発見遺構・出土遺物

発見された遺構は、材木列1列、柱列1列、掘立柱建物3棟以上、土壙3基以上、溝跡3条、ピットなどである。

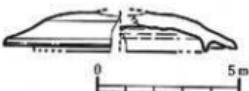
S A 757 材木列 上幅80cm、下幅15~20cm、深さ50cm程の布掘りの中に、直径8cmの材木痕跡が1ヶ所見られる。布掘り横断面は逆台形を呈し、底面はほぼ平坦である。埋土は暗褐色粘土質シルト、シルト質粘土などである。東西方向のようであるが調査範囲が狭く、詳細は不明である。

S A 774 柱列 1間分しか検出されず、建物になる可能性もある。一辺55~90cm以上の方形の掘り方の中に径20cmの柱痕跡を有している。掘り方埋土は、暗褐色シルト質粘土である。柱列方向はN-26°-Eである。

S B 775 A・B 建物跡 柱穴1基のみであるが、一辺60cmの隅丸方形で径22cmの柱痕跡を有している(A)。S D 758に切られている。



第33図 第57次調査区位置図



第34図 SD 735出土遺物

S D 758 溝跡 長さ 9.2m～、上幅 260～300cm、下幅 20～30cm、深さ 60～80cm、横断面形は U字形を呈し、南側で一段落ち込んでいる。方向は N-9°-E である。堆積土は、暗褐色粘土質シルト、灰黃褐色シルトなどで、土師器壺片、磁器片などを出土している。S B 775 に切られている。

S D 740 溝跡 長さ 14m～、上幅 60～70cm、下幅 35～40cm、深さ 40cm、横断面形は逆台形を呈し、方向は N-20°-E である。堆積土は、暗褐色、にぶい黄褐色、黒褐色シルトで、土師器壺片、鉄製品を出土している。

S D 734 溝跡 長さ 0.9m～、上幅 50cm、下幅 30～40cm、深さ 10cm 程で、横断面形は逆台形を呈し、方向は東西方向である。堆積土は、黒褐色、黄褐色シルト質粘土で、土師器壺、壺片を出土している。

S D 735 溝跡 長さ 40m～、上幅 20～50cm、下幅 8～22cm、深さ 10～20cm 程で、横断面形は U字形を呈し、方向は N-0°-E である。堆積土中より土師器壺片、カエリのある須恵器ヒー 256 蓋（第34図）を出土している。S K 732・736、S D 734、その他柱穴、土壤等を切っている。

S K 732 土壤 1.9×1.5m～、深さ 15～22cm の不整形で、断面形は扁平な U字形である。堆積土は黒褐色、灰黃褐色粘土である。S D 735 に切られている。

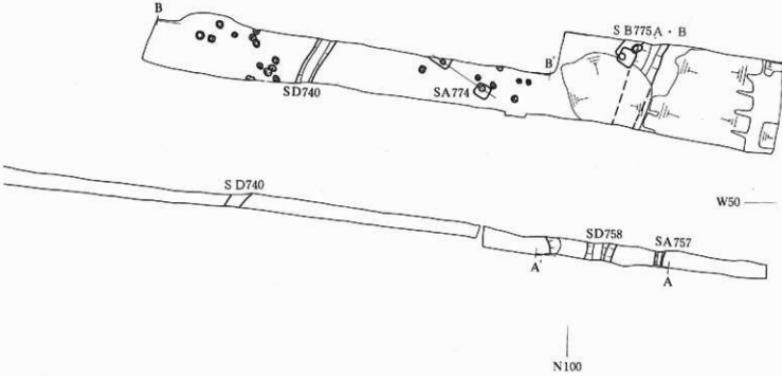
S D 733 土壤 55×40～50cm、深さ 15cm の方形で、底面には凹凸がある。堆積土は灰黃褐色シルト質粘土である。

S K 736 土壤 2.1m～×0.7m～、深さ 25～35cm で、平面形は不明である。断面形は扁平な U字形で、北側が擂鉢状に落ち込んでいる。堆積土は、黒褐色、にぶい黄褐色シルト質粘土などである。S D 735 に切られている。

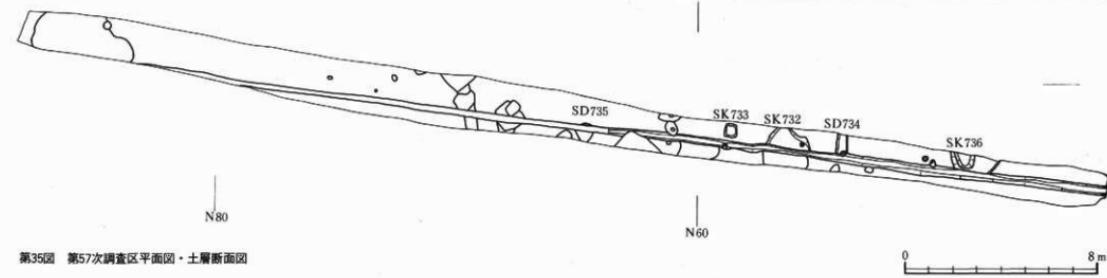
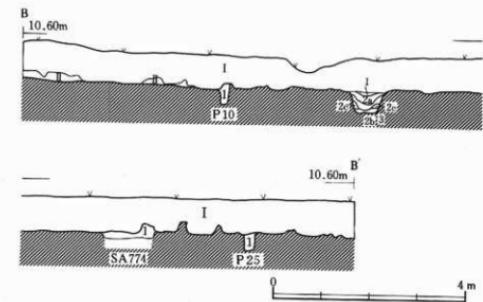
3. まとめ

第57次調査は、II期官衙域内の政庁東辺の推定位臯にあたる。調査の結果、真北方向につづく溝跡（S D 735）を検出したが、一本柱列や材木列などの遺構は検出されなかった。この S D 735 溝跡は、外郭南門（S B 712）より求めた中軸線より東へ 40m ($\approx 135\text{ ft}$) の位置にあたるが、現在の道路側溝と一部重複している。また第54次調査区の南に隣接する地点では、東西方向につづく材木列（S A 757）を検出した。材木列の東延長線上で調査を行なったが、擾乱によって存在を確めることは出来なかった。この S A 757 材木列は、外郭南辺より 150m ($= 505\text{ ft}$)、推定政庁域南辺より 62m ($\approx 209\text{ ft}$) の位置にあたる。S A 757 材木列、S D 735 溝跡とも、擾乱を受けていることや検出した面積が狭いことなどから、現段階では政庁域の区画施設となるかどうかは不明である。周辺の調査を待って検討したい。

W40 ——



第35回 第57次調査区平面図・土層断面図



XI 第58次発掘調査

1. 調査経過

第58次調査は、仙台市郡山5丁目12-14佐藤文雄氏より、郡山5丁目152-5他において宅地造成のため、昭和60年6月19日付けで発掘届が提出され、11月8日より敷地内の発掘調査を実施した。調査地区は推定方二町寺城の外側、遺跡範囲の南端に位置し、これまでの調査では明確な遺構を検出することができなかった地域である。敷地内の東側に30×3mの南北に長い調査区を設定し、重機を用いて耕作土を排除し、遺構の検出作業を行った。その結果、現地表より20~50cm下のⅡ層下面で遺構を検出した。

2. 発見遺構・出土遺物

発見された遺構は、溝跡2条、土壙6基、柱穴2基、ピットなどである。

S D 739 A・B 溝跡 上幅220~250cm、下幅20~70cm、深さ60~95cm、横断面形は西壁中で逆台形を呈し、東壁中では立ち上りの緩いU字形となり、底面には凹凸がある(A)。方向はA(新)が東西方向を示し、B(古)は南に折れ曲りL字状となる。堆積土はAが、暗褐色砂質シルト・シルト、灰黃褐色粘土質シルトなどで、Bは暗褐色粘土質シルト・シルト、黒褐色粘土などである。堆積土中より土師器甕片、須恵器甕片、弥生土器B-113、114、平瓦G-32(第39図)、丸瓦片を出土している。

S D 741 溝跡 上幅35~50cm、下幅25~45cm、深さ20cm程であるが南に行くに従い浅くなり検出されなくなる。底面には凹凸があり、横断面形も一定していない。堆積土は褐色シルト、明黄褐色シルト質粘土などで、土師器坏・甕片と多量の鐵滓を出土している。S K742・743・744、P 6を切っている。

S K 742 土壙 60×50cm~、深さ6~9cmの方形で、底面に若干凹凸があり断面形は扁平なU字形である。堆積土は褐色粘土質シルトである。S D 741に切られている。



第36図 第58次調査区位置図

S K 743 土壤 50×60cm～、深さ4～10cmの隅丸の方形と推定される。底面には凹凸があり、断面形は逆台形を呈している。堆積土は褐色シルトである。P.1を切り、S D 741に切られている。

S K 744 土壤 70×50cm～、深さ20～25cmの方形と推定され、断面形はU字形を呈している。堆積土は暗褐色粘土質シルト、褐色粘土質シルトである。S D 741に切られている。

S K 745 土壤 120×40cm～、深さ15cm程、平面形などの詳細は不明である。堆積土は褐色粘土質シルトである。

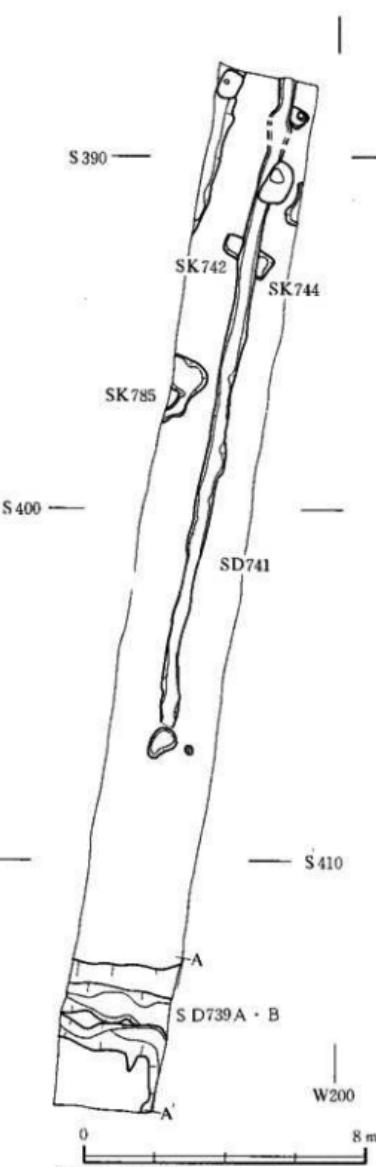
S K 785 土壤 200×90cm～、深さ15～20cm、平面形などの詳細は不明である。堆積土にはぶい黄褐色粘土、黄褐色粘土質シルト、褐色シルトなどである。

S K 786 土壤 長さ5m以上、深さ10～30cmであるが、詳細は不明である。堆積土にはぶい黄褐色、褐色粘土質シルト、黄褐色シルトである。P.5を切っている。

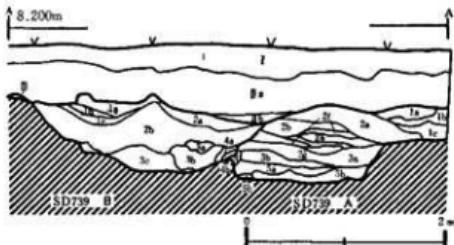
P. 5 60×80cmの柱穴掘り方の中に直径12cm程の柱痕跡を有している。掘り方埋土は浅黄色粘土質シルトである。S K 786に切られている。

P. 6 70×120cmの柱穴掘り方の中に直径30cm程の柱痕跡を有している。掘り方埋土は褐色明黄褐色、にぶい黄褐色粘土質シルト、黒褐色粘土などである。S D 741に切られている。

出土遺物のうち S D 739 溝跡の平瓦G-32は、凹面に布目痕、模骨痕が見られ、凸面に



第37図 第58次調査区平面図



層位	土	内	性	構	成
基本層位					
I	10Y R 5/6	暗褐色	シルト	無機物含む	
IIa	10Y R 5/6	緑褐色	シルト	鉄化物、腐化物を少量含む	
IIb	10Y R 5/6	暗褐色	シルト		
III	10Y R 5/6	暗褐色	シルト	鉄化物を少量含む	
SD739 A					
1a	10Y R 5/6	暗褐色	砂質シルト	鉄化物を含む	
1b	10Y R 5/6	暗褐色	砂質シルト		
1c	10Y R 5/6	暗褐色	シルト	鉄化物を含む	
2a	10Y R 5/6	暗褐色	シルト	無機物と炭化物を少量含む	
2b	10Y R 5/6	緑褐色	シルト	鉄化物、炭化物、カッサン粒含む	
3a	10Y R 5/6	暗褐色	シルト	無機物、鉄化物、腐化物含む	
3b	10Y R 5/6	暗褐色	シルト	無機物、鉄化物、腐化物含む	
3c	10Y R 5/6	暗褐色	シルト	無機物、鉄化物を多量に含む	
3d	10Y R 5/6	灰褐色	シルト	無機物、鉄化物を多量に含む	
4a	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	無機物と炭化物を多量に含む	
4b	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	無機物と炭化物、カッサン粒を含む	
5a	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	無機物と炭化物を多量に含む	
5b	10Y R 5/6	暗褐色	粘土	鉄化物を含む	
5c	10Y R 5/6	暗褐色	粘土	鉄化物を少量含む	
SD739 B					
1a	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	鉄化物を少量含む	
1b	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	無機物を含む	
1c	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	鉄化物を少量含む	
2a	10Y R 5/6	暗褐色	シルト	鉄化物を含む	
2b	10Y R 5/6	暗褐色	シルト	鉄化物を含む	
2c	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	鉄化物を含む	
2d	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	鉄化物を少量含む	
2e	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	鉄化物を少量含む	
3a	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	鉄化物を多量に含む	
3b	10Y R 5/6	暗褐色	粘土質シルト	鉄化物を多量に含む	
4	10Y R 5/6	暗褐色	シルト質粘土	無機物とカッサン粒を含む	
5a	10Y R 5/6	暗褐色	粘土	鉄化物とカッサン粒を含む	
5b	10Y R 5/6	暗褐色	粘土	鉄化物を含む	
5c	10Y R 5/6	暗褐色	粘土	鉄化物を少量含む	

叩き目のみられないものである。さらに遺構検出面、耕作土中より関東系の土師器C-576等と少量の土師器、須恵器、瓦片を出土している。

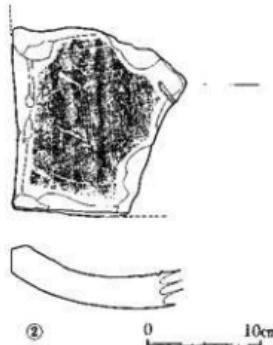
3. まとめ

第58次調査は、推定方二町寺域の南外側で実施し、寺域範囲が、推定方二町南辺の外側にまで広がっているか否か、また、推定寺域外での遺構の在り方についても確認することを目的としていた。調査の結果、柱穴や溝跡などの遺構を検出したが、これが、官衙・寺院にかかる古代の遺構と断定することができなかった。

本調査区の北80m程の推定寺域内における第38次調査によれば、掘立柱建物跡・竪穴住居跡等の

遺構や、軒丸瓦・鶴尾等の出土遺物からみて、丁期古衙およびII期併行寺域内に位置していることは明らかである。また、現況地形比較によれば、第38次調査区が標高9m台で平坦面となっていたのにくらべ、本調査区は8m台となり、しだいに南低傾斜を示し、調査区南端では旧河道の段差まできわめて近い。これらのことから、寺域の南限を確定する区画施設等の遺構は発見できなかったが、今後、さらに本地区の遺構確認調査を広範囲にわたって実施・検討する必要があろう。

第38図 SD739A・B溝跡断面図



第39図 SD739出土遺物

型	種	内	外	頭	脚	牙	其
G-32	六足	20g.	ナメ	右B	左B	左C	—

XII 第59次発掘調査

1. 調査経過

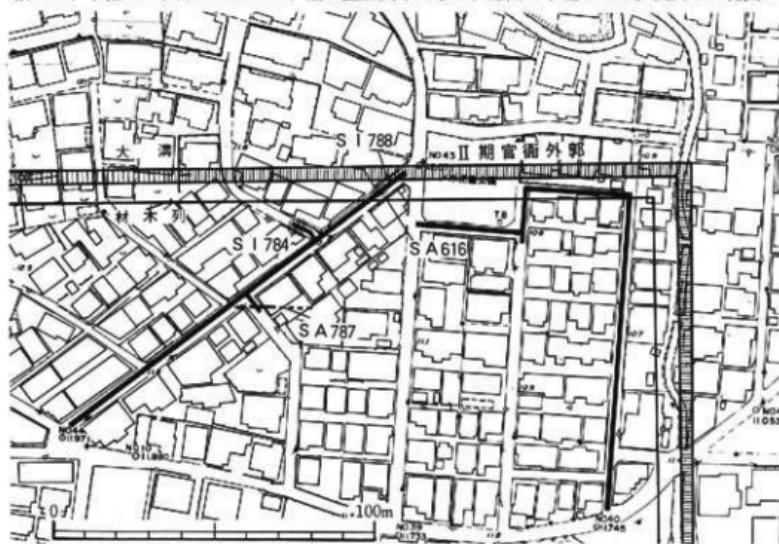
第59次調査は、仙台市水道局事業管理者佐々木忠夫氏より、郡山3丁目8-1先において水道管理設工事のため、昭和60年11月14日付けで発掘届が提出され、11月15日より工事と並行して発掘調査を実施した。水道管理設のための掘削が、巾60cm、深さ130cm、総長317mに及んでいる。埋設箇所が既存管の掘り方と位置を同じくしているため、搅乱が著しく、巾60cmという掘削では、平面での遺構検出が困難で断面観察に重点をおいて実施した。

2. 発見遺構・出土遺物

発見された遺構は、性格不明の落ち込みも含めると19基程になる。そのうち性格が明らかなものは、材木列2列、竪穴住居跡2軒である。

S A 616 材木列 第49次調査で検出した材木列と同一のもので、推定されたⅡ期官衙北辺上で検出した。布掘り幅70~120cm、深さ10cmで、その中で材木痕跡を3本検出した。布掘り底面は現地表より深さ1.65m下で、標高は10.4mである。

S A 787 材木列 Ⅱ期官衙北辺 S A 616 材木列より南へ約33mの位置にあたり、布掘りの上幅70cm、下幅40cm、深さ100cmで、壁が直立気味となり、底面は平坦である。検出した範囲の



第40図 第59次調査区位置図

中では、西端で材木痕跡の一部を検出したにすぎない。

S I 784 積穴住居跡 平面形、規模等は不明であるが、現地表より70cm下で厚さ30~40cmの暗褐色、暗黄褐色粘土質シルト層を検出した。断面にカマドの袖石が観察され、幅40cmの燃焼部内には焼土、炭化物等が堆積している。また床面上には深さ30cmのピットが1ヶ存在する。出土遺跡は、土師器坏、甕片、須恵器坏片などである。

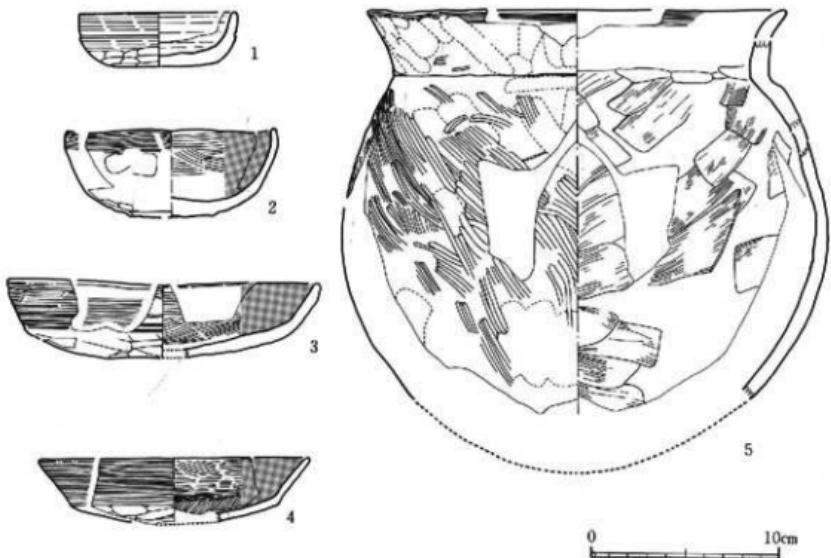
S I 788 積穴住居跡 平面形、規模等は不明であるが、現地表より90cm下で厚さ40cmの褐色粘土層を検出した。多量の焼土を含み、遺物が集中して出土することから、住居跡の一部と考えられる。出土遺物は、土師器C-588・592・593・594・595・596・597(第41図4)、598(第41図2)・600坏、C-587甕(第41図5)、須恵器E-266坏(第41図1)や、土師器坏・高坏・蓋・甕、須恵器甕の小破片などである。このうち土師器C-588・592・593坏は、内面が黒色処理されずナデ調整、外面は口縁部のみ横ナデ、体部にヘラケズリが施されるもので、関東系とみられる坏である。C-594・595・596坏は、内面は黒色処理されないが、厚手で外面に一部ヘラミガキが施されるものである。尚C-596坏には外面に朱が塗られている。C-588・592~596坏はいずれも小破片である。

この他、既存水道管の掘り方、道路下の旧耕作土中などより土師器C-599坏(第41図3)・甕片、須恵器蓋・壺甕片、弥生土器片、N-34皇宋通寶が出土している。

3. まとめ

本調査区内で発見されたS A 616 材木列は、第49次調査で検出した位置より東へ138mの延長線上にある。遺構の遺存状況は悪かったが、これまで検出したⅡ期官衙外郭の材木列と同様のものである。しかし材木列の北側に位置する大溝は、大溝想定位置の擾乱が著しく今回の調査では検出されなかった。またS A 787 材木列は、検出した範囲は狭いが真東西方向とみられ、S A 616 外郭北辺材木列との距離も110尺(≈33m)ほどであり、Ⅱ期官衙内の区画施設と考えられる。積穴住居跡については、S I 788 住居跡がⅡ期官衙外郭の材木列に接する位置にあり、同時期に併存するとは考えにくく、Ⅱ期官衙以前のものであろう。出土遺物からも、ここではⅠ期官衙の時期に属するものとみておきたい。

第59次調査は水道管の埋設工事に伴い実施したもので、調査区の幅が狭く、道路上であるため擾乱も著しく、遺構の検出もきわめて困難であった。しかし外郭北辺材木列は推定位置で確認され、外郭大溝については不明であったが、Ⅱ期官衙外郭の材木列については第49次調査の状況と同様であり、北辺も他の三辺同様の外郭施設を巡らしていたことが明らかである。



番号	空缺番号	種別	基盤	出土遺物	部位	外 観			内 容			法 定 高 (cm)	法 定 幅 (cm)	法 定 深 (cm)	現 存 高 (cm)	現 存 幅 (cm)
						縦	横	厚	底 部	側 面	底 面					
1 E-586	須磨器	坪	S 1789	口縁部 ロクロナド ミヘラヌリ	口縁部 ロクロナド	3.9	10.2	2.9	ロクロナド	ロクロナド	ロクロナド	2.9	8.5	8.5	11.5	11.5
2 C-590	土器器	坪	S 1788	ココナツ ヘラケズリ	ヘラケズリ	4.7	11.2	4.8	ココナツ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ	4.7	11.2	11.2	11.2	11.2
3 C-590	土器器	坪	S 1789	ココナツのちへり	ココナツのちへり	4.1	10.7	4.2	ココナツ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ	4.1	10.7	10.7	10.7	10.7
4 C-597	土器器	坪	S 1788	ココナツ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ	3.5	13.4	3.6	ココナツ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ	3.5	13.4	13.4	13.4	13.4
5 C-587	土器器	坪	S 1788	ココナツ ヘラケズリ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ ヘラケズリ	2.4	11.1	2.2	ココナツ ヘラケズリ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ ヘラケズリ	ココナツ ヘラケズリ ヘラケズリ	2.4	11.1	11.1	11.1	11.1

第41図 第59次調査区出土遺物

VII 総括

今年度は昭和57年度から実施されながら、これまで所在の確定されなかったⅡ期官衙の政庁の確認調査を主眼に、第51次・第54次・第55次調査を主に実施した。Ⅱ期官衙の政庁は昭和57・58年度に実施した第24次・第35次調査の結果、官衙域内北側には存在しないことが明らかであり、また、昭和59年度に実施した第44次・第48次調査から官衙域内南側の外郭南辺寄りの地区にも広がっていないことがわかつてた。これらの成果からみて、政庁は方四町東西仮想中軸線よりは南であり、外郭南辺材木列より 82 m 以上北側の地区に位置している可能性が強くなつた。この地区について再度、詳細な現況微地形観察および地目区分等を行つた結果、Ⅱ期官衙の地割基準方向と同一方向を示す地割線や土地境界線が存在していることが判明した。政方推定域西辺は第44次調査区の北側に南北方向に続く幅 2 m 程の竹藪で、これは北に延び、広葉樹による屋敷林となっているもので、南北方向に約 85m 続いている。推定域東辺は第20次調査区の西側に南北方向に延びる現市道（旧私道）およびその東側の広葉樹列・竹藪で、約 105 m にわたって続いている。推定域南辺は E-10°-S 方向の市道により、原状がそこなわれているものとみられるが、ほぼこの市道が南限にあたるものと考えられる。また、北辺については現況からの観察が不能である。これらの推定線による政庁の推定域は官衙南北仮想中軸線を



第42図 Ⅱ期官衙政府推定図

中心に東西幅75~80m、南限は外郭南辺より80~85mと考えられた(第42図)。

今年度の調査はこの政庁域の推定に基づき、遺構確認調査を実施したもので、第51次調査は推定域内中央部に位置し、中枢建物群の確認、第54次調査は推定域内北東部、第55次調査は推定域内南西部に位置し、区画施設等の遺構確認を目的としていた。

さらにⅡ期官衙外郭北部地区において、店舗兼住宅建築に伴う発掘届が提出されていたことから、事前調査を計画していたが、年度途中でさらには住宅建築・宅地造成ならびに水道管理設工事に伴う発掘届が6件提出され、Ⅱ期官衙推定政庁域内で1ヶ所(第57次)同外郭南辺中央で1ヶ所(第56次)同外郭北辺から官衙域内にかけて1ヶ所(第59次)、官衙域内南辺隣接地区で1所(第53次)、官衙域南東外地区で1ヶ所(第52次)、推定方二町寺城南外地区で1ヶ所(第58次)の計6ヶ所の地区で発掘調査を実施した。第56次調査では外郭南辺材木列と外郭南門を確認、第59次調査では外郭北辺材木列の他、官衙内区画施設と考えられる材木列および、Ⅱ期官衙以前と考えられる整穴住居跡を確認し、数多くの大きな成果を得た。

1. 遺構各段階の様相

これまでの調査での発見遺構は、年代的に5段階に区分していた(註1)が、調査の進展に伴い、一部について若干の修正をする必要が生じた。第1段階は古墳時代中期頃としていたが官衙遺構検出面下層から弥生土器包含層が発見されたことから(註2)、6世紀以前を一括して第1段階としておきたい。第5段階は中世以降としていたが、第55次調査で平安期の遺構・遺物が発見されたことから、本段階を官衙廃絶以降と捉え、これを平安期と中世以降の2小期に細分することとした。新しい段階区分は次のとおりである。

第1段階	6世紀以前 弥生～古墳時代
第2段階	7世紀前半～中葉 Ⅰ期官衙造営以前
第3段階	7世紀後半～末葉 Ⅰ期官衙造営期 3小期程度の変遷あり
第4段階	7世紀末葉～8世紀初頭 Ⅱ期官衙造営期 2～3小期の変遷あり
第5-A段階	9世紀～12世紀 平安時代
第5-B段階	13世紀以降 中世以降

2. Ⅰ期官衙の調査

Ⅰ期官衙を構成する遺構は第51・52・54・55・57次調査において発見された。

第51次調査ではⅠ期官衙を構成する倉庫建物群の一部が発見され、第24・31次調査における倉庫建物群と同様の様相を示している。発見された建物跡は全て総柱掘立式で、礎石式のものはこれまでにも発見されていない。しかし、SB700建物跡の柱穴にみられる拳大の礎を詰め込

んで、柱の不等沈下防止を意図したと考えられる特殊な工法は、伝統的な掘立柱工法の中に新技术の導入を計ったものと考えられ、柱下部に設置する礎板の機能をより強固にしたものとみられる。当時の寺院・宮殿の建造物はすでに礎石式工法により建てられているが、本地方においては同時代に比定される礎石式建物はこれまで発見例がなく、この様な円礎詰の掘立柱工法が発展的に礎石式工法に移行していくものか、あるいは礎石式工法とは別系統で、掘立式工法の一例として認められるものなのか、現段階では判断しないが、建物の機能や上層構造の違いに起因するものか否かという問題も含めて、今後さらに検討を要する。

S B 655 建物跡は桁行 6 間以上、梁行 2 間以上の縦柱建物であるが、南桁柱列のみが柱を抜き取られており、その後、南桁列位置に板塀が造られるという変遷が認められる。しかし、この建物の南二柱列を南桁列とし、南桁列とみていた部分を、S A 651 板塀跡の前時期の一本柱列とみることもできよう。建物と板塀という 2 つの遺構の重複を考えた場合、南桁列のみが柱を抜き取られ、同位置に板塀が造られる状況はやや無理がみられるが、柱間寸法が桁で 6.5 尺梁で 8 尺とほぼ同寸法であることから、ここでは報文中で扱ったとおり、S B 655 建物跡と S A 651 板塀跡の 2 遺構の重複とみておきたい。

第51次調査において発見した建物は全て縦柱で、倉と考えられるが、S B 655 と S B 678・700・701・702 建物を比較すると、建物の全容が明らかでないことから、詳細な検討はできないが、柱穴や柱材において若干の差異が認められ、倉の建物にも構造上・機能上の違いがあることをあらわしているものと考えられる。また、各建物が規則的な配置関係にあることは第Ⅳ章で述べたとおりで、この地区がこれらの倉庫建物によるまとまり=院を形成していたものと考えられよう。今年度の調査ではこの倉庫院の広がりは追求できなかったが、この北東に位置する第54次調査区、南西に位置する第55次調査区では倉庫建物と考えられる遺構が発見されないことから、両地区への倉庫院の展開はないものとみられ、第24次・31次調査における倉庫建物群とは別のまとまりを形成するものと考えられる。しかし、第51次調査区の東30m 程の第57次調査で、一部検出したのみで詳細は不明であるが、同様規模の第3段階所属とみられる柱穴を発見し、この倉庫院は東へ展開する可能性が強いものと考えられる。

第55次調査では竪穴住居跡・竪穴建物跡が主体を占め、掘立柱倉庫建物群が発見された第51次調査と際立った対照をみせている。竪穴建物跡の規定については第5章で詳述したとおりであり、遺構の認定においては若干の問題を含んでいるものの、全容が明らかなものは、竪穴住居跡と規模・構造において明確に相異点があげられる。すなわち、長辺が10m 以上で長屋状を呈すること、主柱穴がみられないことである。これら竪穴建物および竪穴住居は官衙内において、掘立柱による官舎群と同一段階で併存しており、一般集落の竪穴とは異なった官衙的性質を帯びた遺構であることは第35次・44次調査の報文の中で述べてきたとおりであるが、竪穴

建物と竪穴住居の機能的な面についての区別は今回の調査の中では明らかにすることができなかった。ただ、これらの竪穴（竪穴建物と竪穴住居を含む）群が存在する地区の中では、前述した倉庫建物や官衙中軸と考えられる大規模な建物がみられず、主に竪穴で構成される。この様な地区は官衙内における雑舎の院とみておきたい。第55次調査IXと同様の雑舎的性格を持っていたと考えられる造構群はこの南から南東に位置する第44次・48次調査区においてもみられ、第55次の S D 767 溝を北限、第44次の S D 552・536 溝を西限、第48次の S A 577・578 材木列を東限とする東西90m、南北60m 以上にわたっていることが明らかである。

また、これらⅠ期官衙の造構の示す方向が、30°～34° を示す一群の他、40° 前後を示す一群の存在も第48次調査で確認されていたが、この40° 基準造構については重複関係が明らかではなく、造構の所属段階が確定できなかったが、今回の調査で、40° 基準造構についてもⅠ期官衙（第3段階）の造構と断定することができた。

3. Ⅱ期官衙の調査

Ⅱ期官衙を構成する造構は第51・55・56・57・59次調査において発見された。このうち、第51・55・57次は推定政庁に關わり、第56・59次は外郭南門・北辺に關わるものである。

(1) 推定政庁の調査

官衙政庁の推定にあたっては、前述したとおりである。

第51次調査で発見された建物跡3棟のうち、S B 638・699 の2棟は3°程の方向のズレがあるが、外郭南門を通る官衙中軸線上に位置する東西棟建物で、同時期並存と考えられる。特に S B 699 建物は東妻部分が調査区外で不明であるが、S B 638 建物との並立関係からみれば、桁行5間と考えられ、5間(50尺) × 2間(20尺)となろう。これまで桁行・梁行とも柱間寸法が10尺等間となる建物は発見されておらず、推定政庁域のほぼ中央、官衙中軸線上に位置していること、建物前面が空隙地となっていることなどから、政庁の主要殿舎の一つと考えられる。上妻殿舎には正殿・後殿・脇殿などがあるが、ここでは建物規模や配置関係から他の城柵官衙遺跡における政庁正殿との類似性が指摘されよう。それらのうち、掘立式で8世紀～9世紀前半代のものと限れば、次のとおりである（註3）。

多賀城跡（Ⅰ期）	5間(65尺) × 3間(39尺)	南廂
秋田城跡（Ⅰ期）	5間(60尺) × 4間(41尺)	南廂
タ（Ⅱ期）	5間(55尺) × 3間(40尺)	南廂
払田柵跡（Ⅰ期）	5間(60尺) × 4間(40尺)	南廂
城輪柵跡（Ⅰ期）	5間(50尺) × 3間(30尺)	
志波城跡（Ⅰ期）	6間(60尺) × 3間(30尺)	

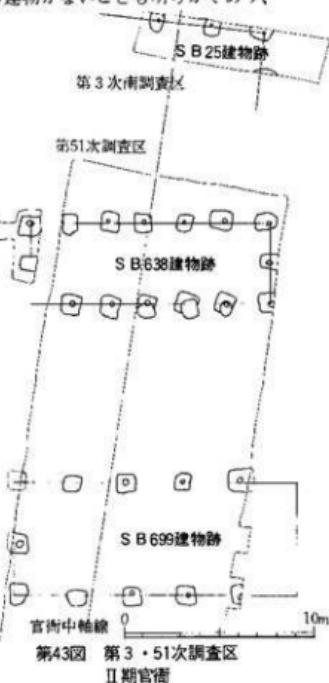
志波城跡（Ⅱ期）	5間（50尺）×2間（20尺）
徳丹城跡	5間（50尺）×2間（20尺）
胆沢城跡（Ⅰ期）	5間（50尺）×2間（20尺）
名生館跡（B期）	7間（56尺）×5間（40尺） 四面廻

となり、柱間数は桁行が5間となるものが多く、梁行は2間から5間までみられるが、身舎のみを見れば、2間～3間である。全体規模も桁行で50～60尺、梁行で廻部分も含み20～40尺となり、5間×2間、柱間寸法10～12尺等間の身舎で、南廻付と廻無しの両者ありという傾向を示している。特に志波城跡・徳丹城跡・胆沢城跡の政庁正殿と同規模であり、ここではこのS B 699建物を政庁正殿とみておきたい。

S B 638建物は正殿としたS B 699建物の北後方に並立し、ほぼ同時に建てられたものとみられることから、ここでは政庁後殿とみておきたい。前述した城柵官衙遺跡のうち、後殿の存在が明らかなものは多賀城跡（Ⅱ期以降）と城輪柵跡の2遺跡のみであり、掘立のものは城輪柵跡にみられる桁行7間（63尺）、梁行1間（13尺）の建物1例のみである。また、秋田城跡・弘田柵跡・志波城跡・徳丹城跡には正殿北後方に後殿とみる建物がないことも明らかであり、S B 638建物については、他の城柵官衙遺跡の調査結果を待ってさらに比較検討してゆきたい。

S B 652 A・B建物はS B 699正殿の南前方に位置しているが、方向がS B 638・699建物と1.5°程の差異があり、建物の全容も明らかでないことから、詳細は不明であるが、柱建て替えの状況等から、建物とならず、一本柱列ともみられることから、政庁内全体の建物配置や変遷の中で、今後の調査を待って検討してゆきたい。

また、S B 638後殿の北後方には、昭和55年度第3次調査南区のS B 25建物がある。このS B 25建物については、郡山I（註4）の中で詳しく報告できなかったことから、ここでは正殿・後殿との位置関係について概略を記しておきたい。S B 25建物は建物の北東部分とみられる北柱列東西2間分（柱間寸法280m）と東柱列南北1間分（同220cm以上）を発見したのみであるが、東西柱列方向はE-3°-Sで、正殿・後殿とは6°程の差異があり、S B 638後殿北柱列とS B 25建物北柱列の距離は10～10.5mである。また、S B 638後殿東柱列とS B 25東柱列がほぼ一直線上



にある。正殿・後殿との同時性は立証できないが、Ⅱ期宮衙を構成する政府域内の建物であることから、政府建物群中の1棟とみておきたい。

推定政府域南西部の第51次調査では建物跡2棟と一本柱列1列を発見した。

S B 716 A・B建物は東西棟と考えられ、同位置・同規模での建て替えがあり、最終段階で柱が抜き取られている。建物西妻から官衙中軸線まで100尺の完数値を示し、政府内の主要な建物と考えられる。梁行は2間以上になることが想定されるが、政府推定南限に極めて近く、政府区画施設が一本柱列となれば、S B 716建物南桁列と政府南辺が一致することも考えられるが、南辺推定線上は現市道敷となっており、調査によって検証することができなかつた。また、官衙中軸線から西100尺の位置にあることから、官衙中軸線をはさんで、対象位置に同様規模の建物の存在が想起されよう。しかし、中軸線、正殿・後殿とは2~5°程の差異があり、建物間での同時性は検証できなかつた。

S B 777建物は柱痕跡からみて、主要建物よりやや小規模な建物と考えられ、正殿・後殿と同一方向を示しているが、政府推定西辺と重複していることからも、政府内における建物配置・変遷やその性格についてはなお検討を要する。

S A 730一本柱列は南北棟建物の東桁列の一部とも考えられ、官衙中軸線とは5°程の方向の差がみられるが、政府推定西辺位置とほぼ一致し、建物が一本柱列のいづれにしろ、推定政府西限の遺構とみておきたい。

発見された推定政府域内の建物は真北基準線から東西各々3°程の範囲内に入つており、ほぼ同一基準方向によるものと考えられ、正殿・後殿とみた建物は建て替えのない單一期のものであるが、南西建物は同位置・同規模の2期にわたる建て替え、また、S A 730一本柱列とS B 777建物は明らかに重複関係にあるなど、政府内における全体の建物配置や変遷については明らかでなく、今後の調査による検討を委ねたい。政府域については区画施設の存在を検証できなかつたが、南辺については、外郭南辺材木列より北に85~88m内に位置することが、第44次および、第55次調査の結果から十分考えられよう。また東西辺については推定根据となった地割線が、外郭南門を通る官衙中軸線から各々40~41mとほぼ等距離で真北方向を示しており、西辺については迷断できないが、推定位置で東西棟建物もしくは一本柱列とみられる遺構を発見したことからここでは政府域の西限とみておきたい。北辺については推定域北東部における第54次調査で区画施設が発見されず、外郭南辺から北159m~179m間に位置する公算が強い。これらのことから現段階では政府域は南辺から北85~88m程を南限とする東西幅81m、南北長94m~とみておきたい。

(2) 外郭南門の調査

外郭南門は外郭南辺材木列と接続し、全容は不明であるが、外郭材木列との接続状況、柱の位置関係からみて八脚門と考えられる。外部材木列は棟通り柱列と接続しているが、通り間中心は、官術中軸線としていた外郭南辺材木列中央点から東に 5.8m の位置にある。南門から南西コーナーまでは 220.02m、推定南東コーナーまでは 208.42m となる。柱根は 4ヶ所で検出され、いづれも直経 50cm 程のクリ材で、柱心間隔は 8 尺等間である。また、通り間口の柱間にには、柱列線上に柱穴掘り方を切って、溝が入っているが、どの様な用途を持っていたものか不明である。

門の東側では門に接続する外郭材木列が発見された。材木列は門の棟通り東端の柱に密接しているが、接続部分の 3 本は他の材木部材にくらべ、埋設深度が浅く、接続部分の細部上部構造について不明な点が残る。この様な状況は外部材木列と門との関係に限ってみても、払田櫛跡南門、城輪櫛跡西門でもみられる。払田櫛跡南門西側では門柱と角材列との間に心心で 1m 程、端部間で 50~60cm の隙間がみられ(註 5)、城輪櫛跡西門でも 2 尺 5 寸の隙間がみられる(註 6)。両者ともこの隙間が、本来のものになるか否か判然としないが、本遺跡の場合も材木痕跡 3 本分(長さ 95cm) は材が遺存せず、痕跡の検出が極めて難しい状況であった。しかし、外郭南西隅の櫛状建物と外郭西辺材木列、外郭西辺の櫛状建物南端部では、建物柱と材木部材が密接していることが明らか(註 7) であり、門・櫛状建物を含め、外郭付設構造物の接続部分については尚、上部構造の復元の意味からも検討を要する。

外郭材木列に付設された建物は、前途の通り、南西隅と西辺南より 1 口 20 間位置で各 1 棟発見され、いづれも櫛状建物とみていた。今回発見された建物は南辺ほぼ中央に位置することから、南門と考え、推定政庁の S B 699 正殿、638 後殿、716 南西建物との配置関係から、北 2 東 2 と北 2 東 3 柱の間を通り間口とする八脚門と想定した。ここで他の城櫛跡における外郭南門と比較すれば次の通りである(註 8)。

多賀城跡 I 期 掘立柱

多賀城跡	I 期	礎石建	八脚門	33 尺 (10+13+10) × 20 尺 (10+10)
払田櫛跡		掘立柱	八脚門	30 尺 (9+12+9) × 22 尺 (11+11)
城輪櫛跡		掘立柱	八脚門	36 尺 (12+12+12) × 24 尺 (12+12)
志波城跡		掘立柱	十一脚門	50 尺 (9+9+14+9+9) × 20 尺 (10+10)
徳丹城跡		掘立柱	八脚門	30 尺 (9+12+9) × 16 尺 (8+8)
胆沢城跡		掘立柱	十二脚門	49.5 尺 (9+9+13.5+9+9) × 8+8+8 (24 尺)

このうち、本遺跡と同様、外郭区画施設が材木列となるものは払田櫛跡・城輪櫛跡・徳丹城跡の 3 例であり、いづれも棟通りに材木列が接続している点も類似する八脚門で、桁行 30~36

尺、柱間寸法は通り間口12尺、両脇9~12尺、梁行16~24尺、柱間寸法8~12尺である。本造跡南門を八脚門と想定した場合、柱間寸法が8尺等間となり、梁行は徳丹城南門と同様であるが、桁行24尺となり、他にくらべ極めて短かい。特に通り間口8尺は他に類例がない。桁行が44(42)尺〔8+8+12(10)+8+8〕となり、志波城跡・胆沢城跡にみられる十二脚門との想定も可能であり、全容の解明を待って検討を要するが、ここでは政庁建物群との配置関係から、八脚門とみておきたい。

(3) 外郭北辺の調査

外郭北辺の区画施設については昭和59年度第49次調査により、他の三辺同様、材木列と大溝であることが確認され、外郭南北長は422.73mと、東西長428.44mより5.71m短いことがわかつていた。今回の調査も第49次調査同様、水道管理設工事に伴う緊急調査であったことから十分な調査が実施できず、材木痕跡を3本検出したのみであったが、第49次調査検出位置から想定した線上にあり、北辺は南辺と同様、真東西方向をとっていることが確認された。

これらの他に今年度は平安時代および中世と考えられる遺構が発見された。

平安時代の遺物はこれまで5ヶ年の調査でわずかに数点出土したのみであったが、推定政庁域南東地区の第55次調査で竪穴造構が1基発見された。竪穴造構の底面上からは10C前半代に降下したとみられている灰白色火山灰が堆積しており、この火山灰層をはさんで上下の堆積土中より上器器部と赤焼土器部の共伴関係がみられた。土器出土量が極めて少なく、1遺構に限定されていることから、十分な検討は行なえないが、火山灰堆積層の上下において明確な組成の違いを識別できないことから、両群土器は火山灰降下年代をはさむ、さほど年代差のない土器群とみなし、これらを10世紀前半代のものとみておきたい。平安期の遺構は今回発見の竪穴造構が唯一例であり、官衙との直接的な関係は考えられず、また、現段階では当該期の集落跡等とも考え難い。

中世の遺構については本遺跡東側に隣接する北口城跡関連のものと考えられ、主に小柱穴による掘立建物群により構成され、第51次調査区南半に建物密集地区がみられた。また、南面開口する「形堀」に囲まれた東西7.5m、南北9.6m程の一角には何らかの建物の存在が想定され、配置関係から、南前方のS-B-694建物との同時性も考えられる。これらの遺構は人間が常住する建物遺構とは考え難く、何らかの信仰の対象となった小祠等の建造物とも考えられようが、記録・伝承にもこれを裏づける資料は管見の限り見当らない。

官衙廃絶後の平安時代・中世の遺構群については未解明部分が多く、今後も資料の増加が予想されることから、調査成果の蓄積を待って、さらに検討していく必要があろう。

註・参考文献

度々、引用される郡山遺跡調査概報については次のとおりである。

都山報1	仙台市文化財調査報告書第23集「年報1」『郡山遺跡発掘調査概報』 1980
都山Ⅰ	タ タ 第29集「郡山遺跡Ⅰ」 1981
都山Ⅱ	タ タ 第38集「郡山遺跡Ⅱ」 1982
都山報2	タ タ 第42集「郡山遺跡一宅地造成に伴う緊急調査」 1982
都山Ⅲ	タ タ 第46集「郡山遺跡Ⅲ」 1983
都山報4	タ タ 第64集「郡山遺跡Ⅳ」 1984
都山Ⅴ	タ タ 第74集「郡山遺跡Ⅴ」 1985

註1 「郡山Ⅲ」 VI章4 (P. 48~53)

註2 「郡山Ⅴ」 IV章3 (P. 37~46) + 4 (P. 48~49)

註3 「多賀城跡」 政府跡一図録編・本文編=宮城県教育委員会 宮城県多賀城跡調査研究所 1980-82

「秋田城跡」 昭和59年度発掘調査概報 第40次発掘調査 秋田市教育委員会 1985

「払田櫛跡Ⅰ」=政府跡一 秋田県教育委員会 扟田櫛跡調査事務所 1985

「志波城跡」 太田方八丁遺跡範囲確認調査報告 志波市教育委員会 1981

「名生館遺跡Ⅰ」 宮城県多賀城跡調査研究所 1981

小野 忍「城輪櫛遺跡の政」について 第11回古代城輪官衙遺跡検討会資料 1985

西野 修「徳丹城跡」 タ

伊藤博幸「胆沢城跡の政」 タ

註4 「郡山Ⅰ」 IV章1、第3次発掘調査 (P. 16)

註5 「払田櫛跡」 一昭和50年度発掘調査概要一 秋田県教育委員会 扉田櫛跡調査事務所 1976

註6 城輪櫛跡を調査担当しておられる渕田市教育委員会の小野忍氏より御教示をいただいた。

また、同遺跡外郭東門も八脚門（桁行・梁行とも10尺等間）で棟通りに角材列が接続しており、平面図によれば、Ⅲ期とする門の棟持柱と角材列の接続部分に50cm程と隙間があり、同様の状況とみられる。東門については、小野忍「城輪櫛跡の構造と性格」第10回古代城輪官衙遺跡検討会資料（1984）のP. 84第19次発掘調査区域平面図（外郭東門跡）による。

註7 「郡山Ⅰ」 VI章 第4・7・8・9次発掘調査の第7次調査報文 (P. 21~23)

「郡山Ⅱ」 VI章 第16次発掘調査 (P. 50~55)

註8 高野芳宏「多賀城跡第48次調査」第12回古代城輪官衙遺跡検討会資料 1986

「払田櫛跡」 註5と同

「城輪櫛跡」 註6と同じく、小野忍氏より御教示をいただいた。

「志波城跡」 註3と同

「徳丹城跡」は調査を担当しておられる岩手県矢巾町教育委員会の西野修氏より御教示をいただいた。

「胆沢城跡」 一昭和51年度発掘調査概報一 II第23次発掘調査 水沢市教育委員会 1976

調査成果の普及と関連活動

1. 広報・普及・協力活動

月 日	行 事 名 称	担当職員	主 催
6. 18	遺跡見学会	木 村	すがわら幼稚園母の会
6. 18	東北大学開放講座 VTR撮影		東北放送
6. 26	講座「東北の城柵官衙遺跡」	木 村	東北学院大学考古学研究部
7. 6	地権者説明会	阿部・早坂他	
7. 23・30	「郡山遺跡を訪ねて」VTR撮影	木 村	八木山南小学校
7. 29	親子文化財めぐり	木村・佐藤美・長島	
8. 5	体験学習受講生遺跡見学会	タ タ タ	
8. 5	遺跡見学会取材	木 村	宮城テレビ・仙台放送
8. 21	教職員現職教育・遺跡見学会	木村・佐藤美・長島	川平小学校・郡山小学校
8. 22	第51次調査報道発表	早坂・木村	
8. 24	タ 現地説明会	木村・佐藤美・長島	
8. 30	遺跡見学会	木 村	横浜歴史散策会
10. 15	第56次調査報道発表	早坂・木村・長島	
10. 16~18	タ 一般公開	木村・長島	
10. 23	柱根年輪資料サンプリング		奈良国立文化財研究所
10. 29	講座「郡山遺跡の発掘調査」	早坂・木村	袋原小学校社会学級
11. 13	遺跡見学会	木 村	西多賀地区婦人会
11. 20	講座「郡山遺跡と東北古代史」	早 坂	八本松市民センター
12. 2	教職員研修会	早 坂	郡山中学校
2. 8・9	第12回古代城柵官衙検討会	木 村	
3. 3	仙台市局次部長研修会	早 坂	
八本松市民センター「郡山遺跡資料展示」5月12日~			

2. 調査指導委員会の開催

- 第12回 郡山道路調査指導委員会 5月22日
- 第2次5ヶ年計画について
 - 昭和60年度の湖查計画について
- 第13回 郡山遺跡調査指導委員会 8月12日
- 第51次調査の中間報告

写 真 図 版



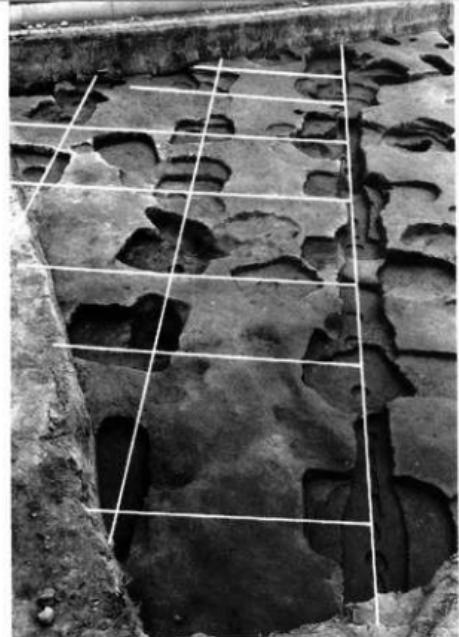
図版1 郡山遺跡航空写真



図版2 第51次調査区
全景(南より)



図版3 第51次調査区
南半全景(北より)



図版5 第51次調査区
S B 655 建物跡
南2東4柱穴断面

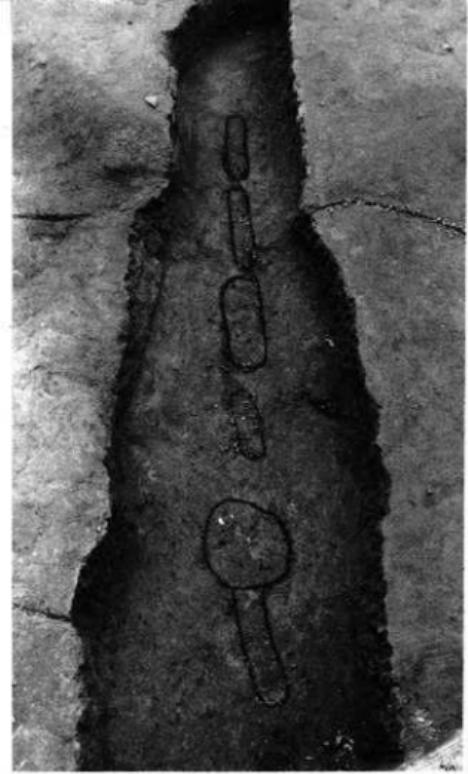
図版4 第51次調査区
S B 655建物跡(西より)



図版6 第51次調査区
S B 655 建物跡
南2東4柱穴断面



図版7 第51次調査区
S B 655 建物跡
南2東3柱穴断面



図版 8 第51次調査区
S A 651 板塀跡(西より)



図版 9 第51次調査区
S A 651 板塀跡(西より)

図版10 第51次調査区 S A 651板塀跡 断面

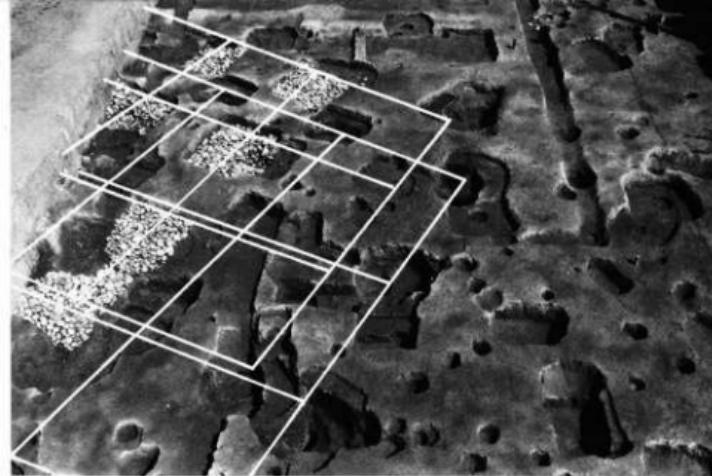


図版11 第51次調査区
S A 651 板塀跡
(西より)

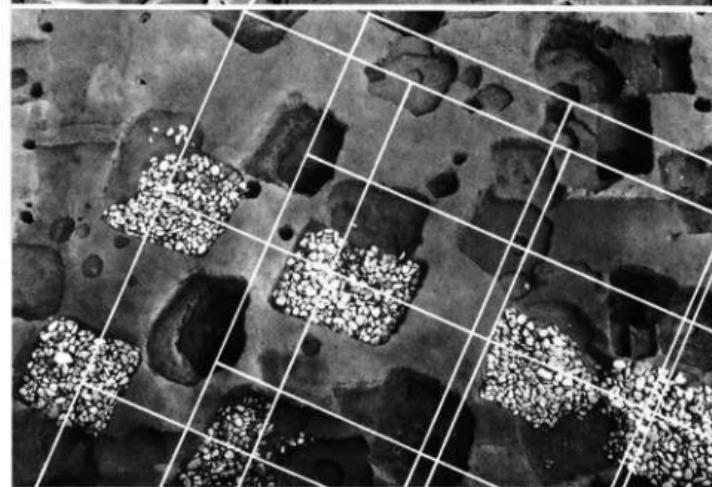


図版12 第51次調査区
S A 651 板塀跡
(東より)

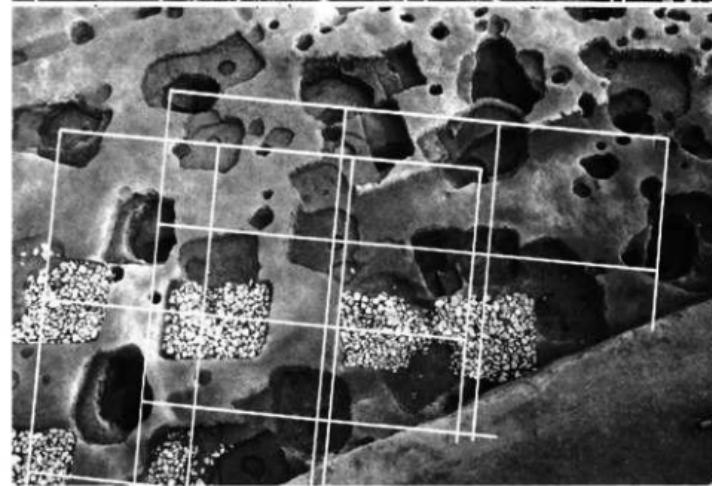
図版13 第51次調査区
S B 700・701建物跡
(南より)



図版14 第51次調査区
S B 700・701建物跡
(東より)



図版15 第51次調査区
S B 700・701建物跡
(東より)



図版16 第51次調査区
S B 700 建物跡
北2東1柱穴・
抜取り穴(東より)



図版17 第51次調査区
S B 700 建物跡
北2東2柱穴断面
(東より)



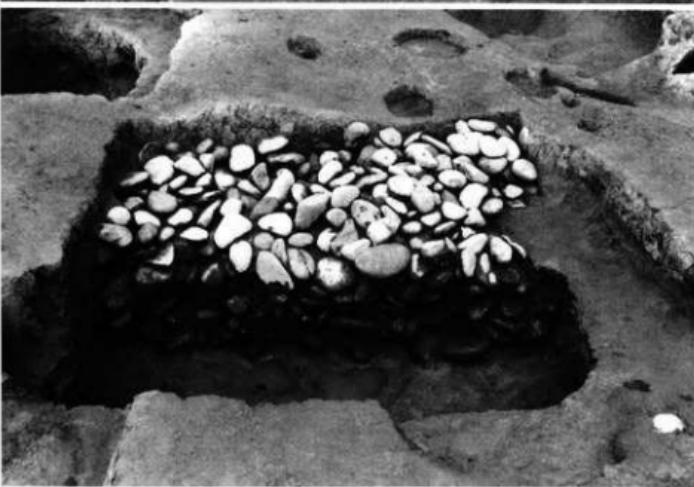
図版18 第51次調査区
S B 700 建物跡
北2東2抜取り穴
(東より)



図版19 第51次調査区
S B 700建物跡
北1東2柱穴・
抜取り穴(東より)



図版20 第51次調査区
S B 700 建物跡
北1東2柱穴断面
(東より)



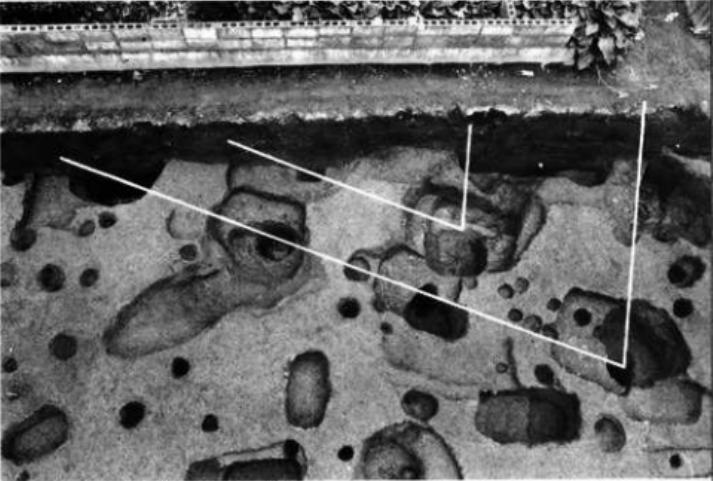
図版21 第51次調査区
S B 700 建物跡
北1東3柱穴
(西より)



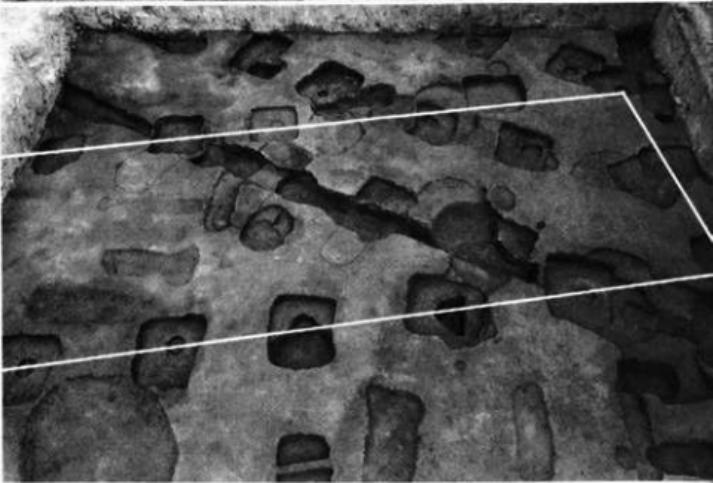
図版22 第51次調査区
S B 678・700・701
建物跡全景(西より)



図版23 第51次調査区
S B 678・702建物跡
(西より)



図版24 第51次調査区
S B 638 建物跡
(南より)

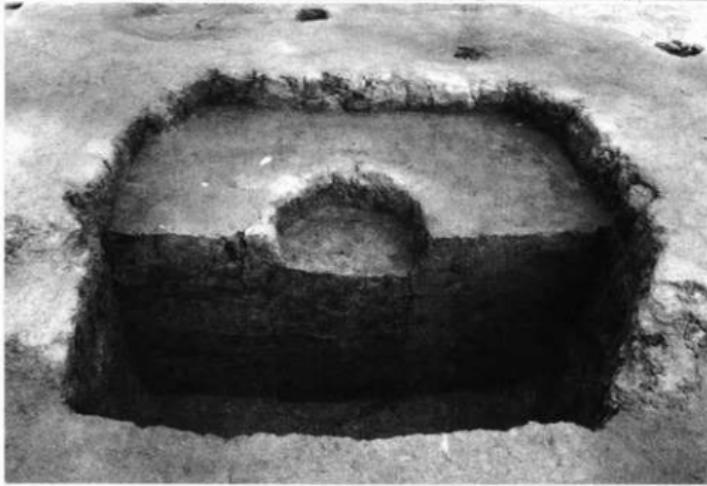




図版25 第51次調査区
S B 638建物跡
東端部(西より)



図版26 第51次調査区
S B 699建物跡
(南より)

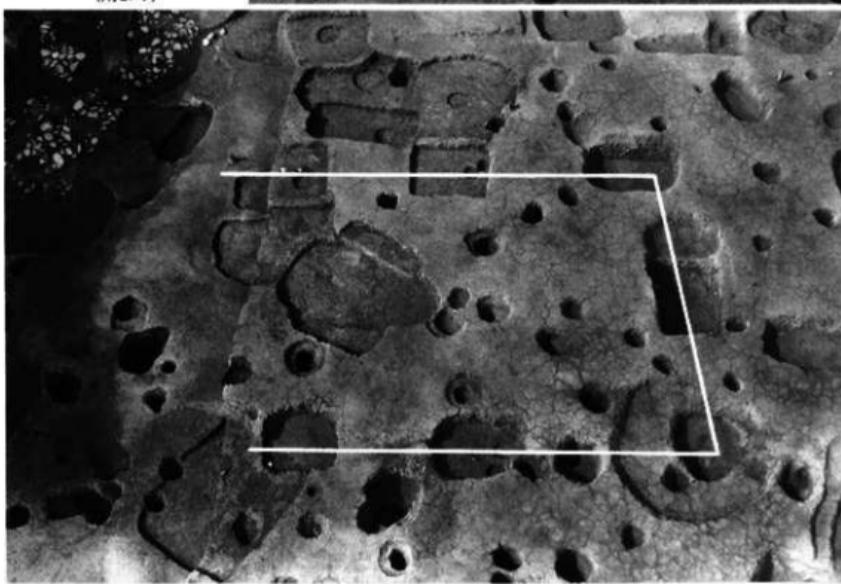


図版27 第51次調査区
S B 699建物跡
北1西1柱穴断面

図版28 第51次調査区
S B 652建物跡
(南より)



図版29 第51次調査区
S B 694建物跡
(南より)

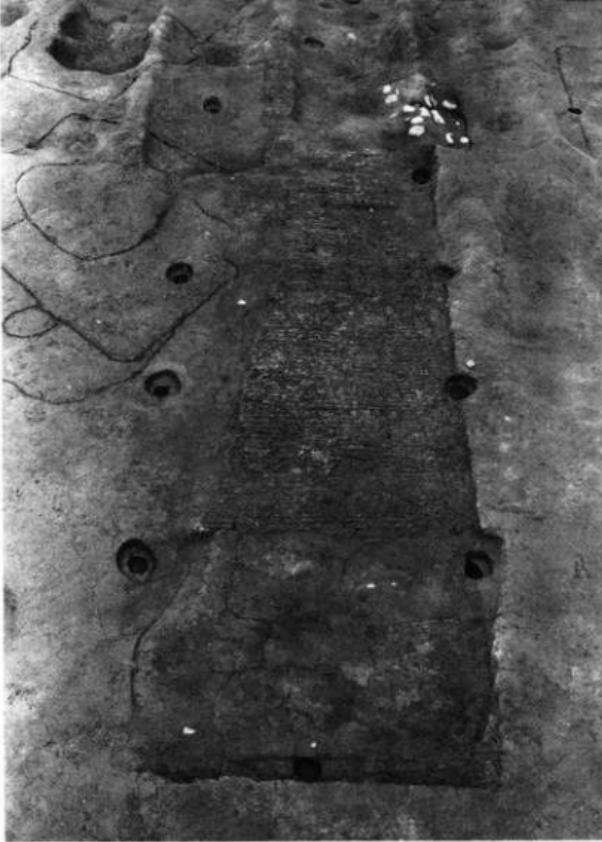




図版30 第51次調査区
S X 622性格不明遺構
S A 636帰跡全景
(南より)



図版31 第51次調査区
S X 622性格不明遺構
北列(東より)



図版32 第51次調査区
S X 622性格不明遺構
南列(東より)



図版33 第51次調査区
S X 622性格不明遺構
簇状敷具痕



図版34 第51次調査区
S X 622性格不明遺構
簇状敷具痕断面



図版35 第52次調査区
全景(東より)



図版36 第53次調査区
全景(北より)

図版37 第52次調査区
S I 670住居跡
(南より)



図版38 第54次調査区
北区全景(西より)



図版39 第54次調査区
西区全景(西より)



図版40 第55次調査区
南半全景(東より)



図版41 第55次調査区
北半全景(東より)



図版42 第55次調査区
S I 725住居跡
(東より)





図版43 第55次調査区
S I 768住居跡(南より)



図版44 第55次調査区
S I 768住居跡カマド(南より)

図版45 第55次調査区
南トレンチ全景(西より)





図版46 第55次調査区
S A 730一本柱列 南5柱穴断面

図版47 第55次調査区
S A 730一本柱列(南より)



図版48 第55次調査区
S A 730一本柱列(北より)





図版49 第55次調査区
S B 716建物跡
(東より)



図版50 第55次調査区
S D 710溝跡
(東より)

図版51 第55次調査区
S B 716建物跡
北1西2柱穴断面



図版52 第55次調査区
S B 777建物跡
(北より)

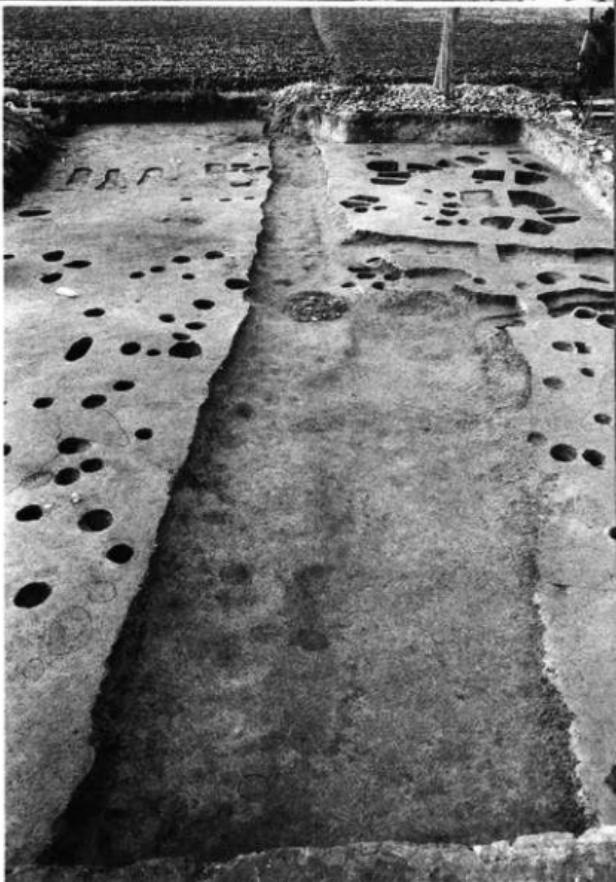


図版53 第55次調査区
S B 777建物跡
南2東1柱穴断面





図版54 第55次調査区
S I 776竪穴造構
(南より)



図版55 第55次調査区
S D 637溝跡
(東より)



図版56 第56次調査区
遺構検出状況
全景(西より)



図版57 第56次調査区
全景(西より)

図版58 第56次調査区
全景(東より)



図版59 第56次調査区
全景(西より)

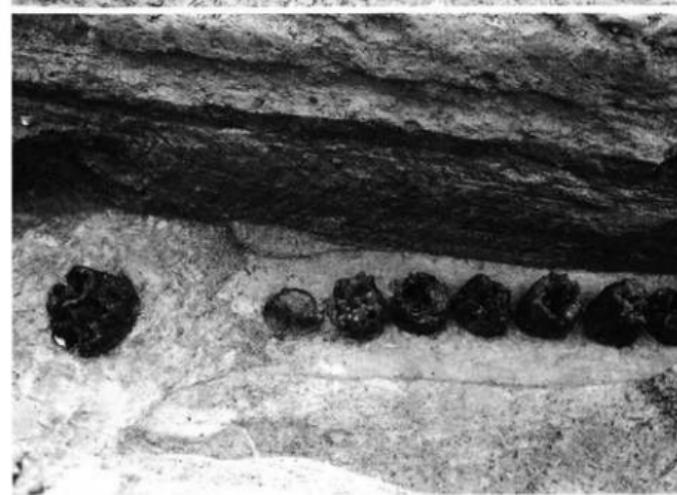
図版60 第56次調査区
S B 712建物跡
(南より)



図版61 第56次調査区
S A 33材木列
(南より)



図版62 第56次調査区
S B 712建物跡
S A 33材木列
(南より)





図版63 第56次調査区
S B 712建物跡
北2東1柱穴断面(東より)



図版64 第56次調査区
S B 712建物跡
柱根



図版65 第57次調査区
東トレンチ全景
(北より)



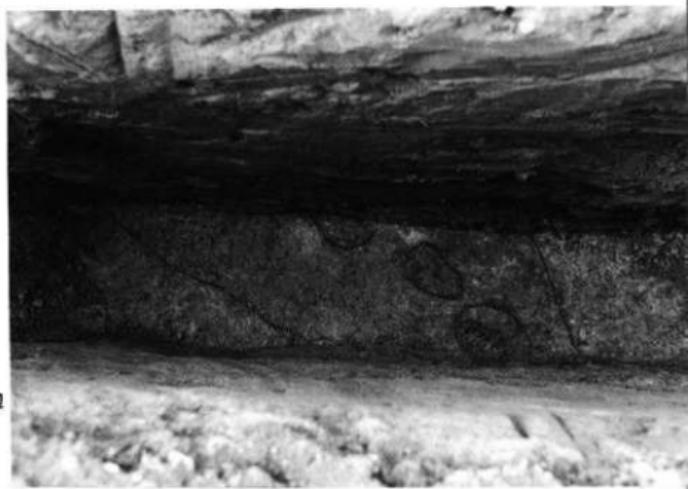
図版66 第57次調査区
東トレンチ全景
(南より)



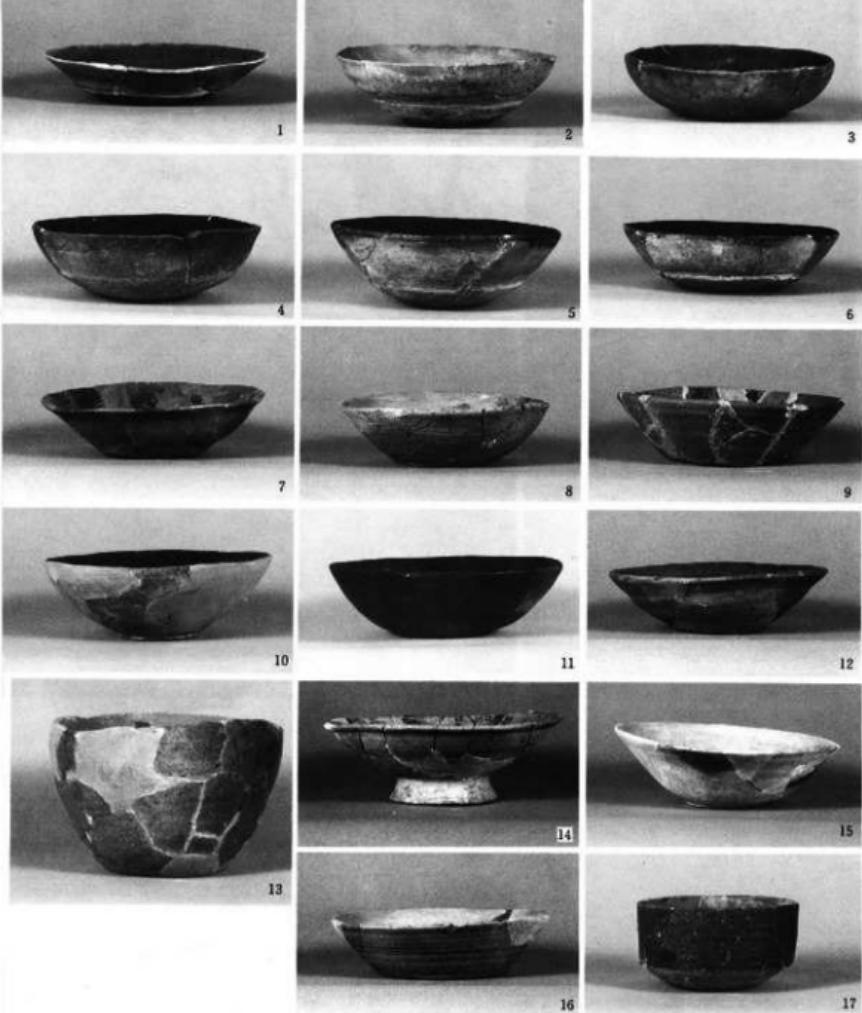
図版67 第57次調査区
S A 757材木列
S D 758溝跡
(南より)



図版68 第58次調査区
全景(北より)

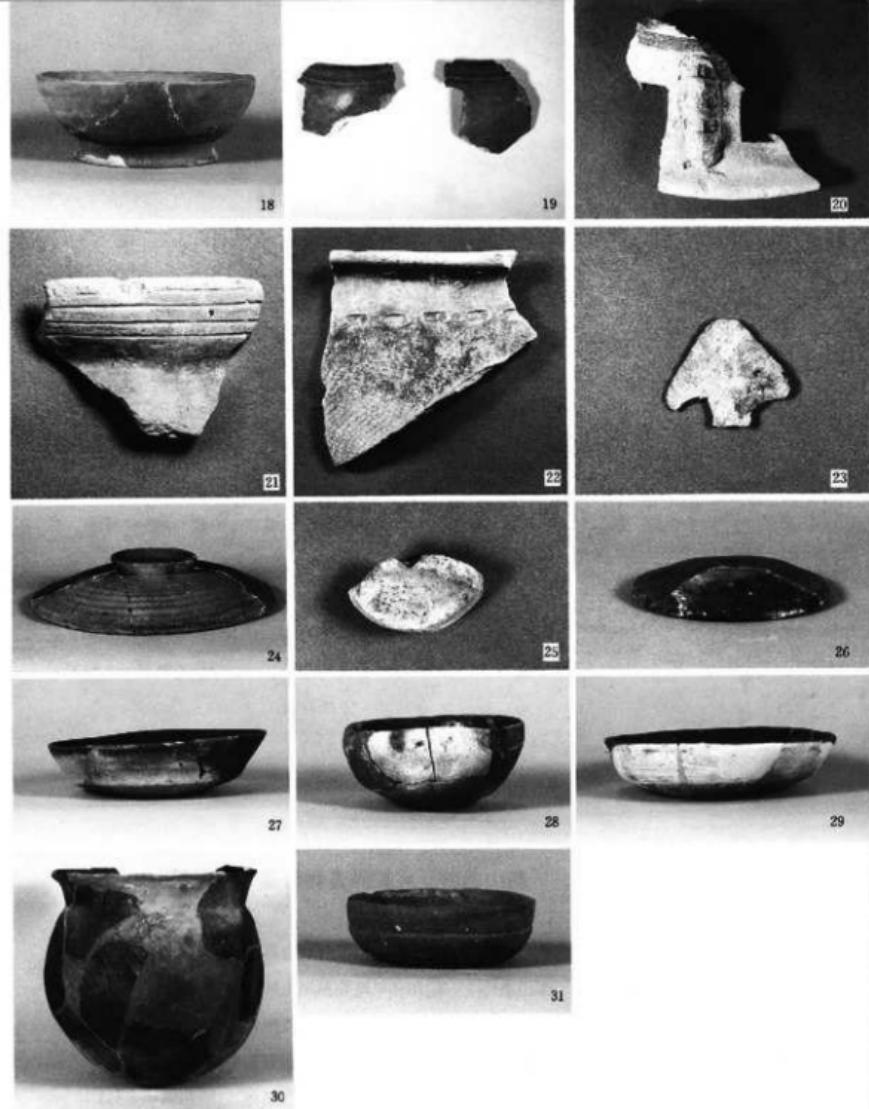


図版69 第59次調査区
S A 787外郭北辺
材木列(北より)



1 C-278	环	熟灰	S.K715	第260次-11	9 D-8	环	熟灰	S.1776	2 1~2 4	第279次-2	
2 C-593	环	熟灰	S.D767	第260次-10	10 D-9	环	熟灰	S.1776	2 2	第279次-0	
3 C-595	环	熟灰	S.D767	2 3~2 9	第260次-8	11 D-10	环	熟灰	S.1776	2 7	第279次-8
4 C-598	环	熟灰	S.D767	2 3~2 9	第260次-9	12 D-11	环	熟灰	S.1776	2 7	第279次-3
5 C-590	环	熟灰	S.D767	2 3~2 9	第260次-7	13 D-14	环	熟灰	S.1776	2 3	第279次-7
6 C-394	环	熟灰		第260次-6	14 D-12	齿形环	熟灰	S.1776	2 1~2 2	第260次-3	
7 D-5	环	熟灰	S.1776	2 2	第279次-4	15 E-254	环	熟灰	S.1776	2 1~2 4	第279次-1
8 D-7	环	熟灰	S.1776	2 1~2 4	第279次-3	16 E-259	环	熟灰	S.K.211	第260次-4	
					17 E-262	环	熟灰	S.1776	2	第279次-2	

图版70 第55次调查区出土遗物



18	E-263	灰陶片	50次	石器	第51回-1
19	F-360		50次	砾石土	
20	E-264	陶面碗	50次	砾石土	第51回-5
21	B-132	罐口沿	50次	砾石土	第51回-5
22	B-156	罐	50次	砾石	第51回-5
23	N-39	陶器	50次	S A730	S 3 第51回-2

24	E-257	罐	51次	黑 粘	第51回-1
25	P-14	4500年	52次	S D6(1)	第51回
26	E-259	罐	53次	S 1725	第51回
27	C-567	罐	59次	S 1298	第51回-4
28	C-508	罐	59次	S 1298	第51回-2
29	C-569	罐	59次	46号土	第51回-3
30	C-567	罐	59次	S 1298	第51回-3
31	E-260	罐	59次	S 1298	第51回-1

图版71 第51·55·57·59次调查区出土遗物

職 員 錄

社会教育課		文化財調査係			
課長	阿部 達	係長	佐藤 隆	主事	渡部 弘美
上幹	早坂春一	主事	結城慎一	教諭	渡辺 誠
		教諭	吉原和夫	主事	上浜光朗
文化財管理係		主事	木村清二	・	斎野裕彦
		・	篠原信彦	・	長島榮一
係長	佐藤政美	教諭	小野寺和幸	・	及川 格
主事	岩沢克輔	・	佐藤美智雄	教諭	千葉 仁
・	山口 宏	主事	佐藤 洋	・	松本清一
		・	金森安孝	主事	高橋 泰
		・	佐藤甲二	・	鈴木善弘
		・	吉岡恭平	派遣職員	高橋勝也
		・	工藤哲司		

「郡山遺跡」発掘調査報告書刊行目録

- 第23集 年 報1 -昭和54年度発掘調査略報-(昭和55年3月)
- 第29集 郡山遺跡Ⅰ 昭和55年度発掘調査概報-(昭和56年3月)
- 第38集 郡山遺跡Ⅱ -昭和56年度発掘調査概報-(昭和57年3月)
- 第42集 郡山遺跡 宅地造成に伴う緊急調査-(昭和57年3月)
- 第46集 郡山遺跡Ⅲ -昭和57年度発掘調査概報-(昭和58年3月)
- 第64集 郡山遺跡Ⅳ -昭和58年度発掘調査概報-(昭和59年3月)
- 第74集 郡山遺跡Ⅴ 昭和59年度発掘調査概報-(昭和60年3月)
- 第86集 郡山遺跡Ⅵ 昭和60年度発掘調査概報-(昭和61年3月)

仙台市文化財調査報告書第86集

昭和60年度

郡山遺跡 VI

—昭和60年度発掘調査概報—

昭和61年3月

発行 仙 台 市 教 育 委 員 会

仙台市若林区分町3-7-1

仙台市教育委員会社会教育課

印刷 株式会社 東北プリント

仙台市立町24-24 TEL 63-1166

郡山遺跡Ⅵ

郡山遺跡Ⅱ期官衙全体図



